康德三年度

熱河省豐寧縣

農村實態調査一般調査報告書

臨時產業調査局

農村實態調查一般調查報告書

（豐寧縣）

凡例

一、本報告書は曩に發表せられたる「戸別調査之部」と共に一体を為すもので、両者併せ観ることに依て調査屯の実態を明かならしむることを得る。

二、調査年度は「戸別調査之部」の場合と同じく調査の便宜上農民の慣習に從ひ陰暦をとり、陰暦康德二年十二月末日現在の状況及び陰暦康德二年一月一日より十二月末日迄の間に生起した事実に付調査した。

三、編別は縣の一般事情と調査屯事情に大別したが、記述の関係上止むを得ず縣の説明を屯の部分で行ひ又其の反對に屯の説明を縣の部分で行つたものも一部分ある。

四、報告書擔當者及び擔當項目は別表の如くである。

臨時産業調査局

調査部第一科

擔當項目 ／ 氏名
概勢一般
屯ノ沿革
自然的條件
耕種概要
土地關係並慣行
販賣購入事情
度量衡
交通關係
小作關係
雇傭關係
勞　　情
農業經營
租税公課諸負擔
副　　業
金　　融
農家經濟
社會關係
畜　　産

縣名 / 調査事項	遼陽	蓋平	海龍	樺川	富錦	[illegible]	[illegible]	梨樹	遼中	盤山	西豐	新民	洮南	鳳城	莊河	寧城	豐寧	延吉	敦化	黑山	瑷琿
業勢一般	縣技士 時枝	技士 中 藤岡	技士 中 藤岡	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵藤 伊藤	技士 兵頭 伊藤	技士 村岡	八幡原	松見 北坂	松見 北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	片岡 久保田	片岡 近岡 久保田	矢袋	矢袋	西村	縣技士 長及
屯ノ沿革	屬官 横地	技士 中	技士 中	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵藤	技士 兵頭	技佐 西村有	技佐 西村有	佐々木 北坂	佐々木 北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	縣技士 山縣	山縣
自然的條件	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	技士 鷲足	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
耕種概要	岸	藤岡	藤岡	瀬崎	瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	松見	松見	蛯原	蛯原	技士 鷲足	技士 鷲足	片岡	片岡	神保	神保	西村	西村
土地關係並慣行	岸	技士 中	技士 中	技佐 鈴木	技佐 鈴木	技士 兵藤	技士 兵藤	技佐 西村有	技佐 西村有	福田 北坂	福田 北坂	大川	大川	中山	中山	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	山縣	山縣
收支ト購入事情	屬官 横地	技士 額田	技士 額田	中島	中島	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	縣技士 小野・技士 藤田	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	気田	近藤
度量衡	岸	技士 中	技士 中	岡村 瀬崎	岡村 瀬崎	縣技士 清水	縣技士 安井	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	神保	神保	西村	西村
交通關係	屬官 横地	技士 額田	技士 額田	岡村	岡村	縣技士 清水	縣技士 田中	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	技士 永山	技士 永山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	技士 三田村	近藤
小作關係	縣技士 時枝	技士 宮下・佐藤	技士 宮下・佐藤	縣技士 高田	中島	技佐 大沼	技佐 大沼	氏家	氏家	北坂	北坂	鍛治	鍛治	技士 永山	縣技士 牧野 杉田	縣技士 [illegible]	縣技士 [illegible]	安田 矢袋	安田 矢袋	西村	[illegible]
雇傭關係	屬官 山本	藤岡	藤岡	長瀬	長瀬	田淵	田淵	平田	氏家	福田 北坂	福田 北坂	佐藤(鎮)	佐藤(鎮)	縣技士 廣安	愛澤	近岡	縣技士 山本 近岡	矢袋	矢袋	西村	山縣
撈青	—	—	—	—	—	田淵	田淵	—	—	北坂	北坂	—	佐藤(鎮)	—	—	縣技士 [illegible]	縣技士 [illegible]	—	—	—	—
農業經營	岸	技士 中	技士 中	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	—	—
租稅公課諸負擔	岸	技士 赤池・中	技士 赤池・中	長瀬	長瀬	伊藤	伊藤	技士 村岡・伊達	技士 村岡・伊達	松見	松見	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	久保田	安田 矢袋	安田 矢袋	気田	近藤
副業	屬官 横地	技佐 佐藤	—	岡村	岡村	技士 兵藤	技士 兵藤	八幡原	八幡原	—	—	蛯原	蛯原	内田 中山	内田 中山	近岡	近岡	神保	神保	西村	近藤
金融	屬官 横地	技士 宮下・中	技士 宮下 中	中島	中島	農務司 田上	農務司 田上	技士 村岡	技士 村岡	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	農務司 谷野	農務司 谷野	久保田	近岡	安田 矢袋	安田 矢袋	気田	気田
農家經濟	岸	技士 中	技士 中	瀬崎	瀬崎	伊藤	伊藤	氏家	氏家	北坂	北坂	技士 小柳	技士 小柳	中山	中山	近岡	近岡	矢袋	矢袋	—	—
社会關係	愛澤	額田	額田	長瀬	長瀬	縣技士 清水	縣技士 田中	平田	松尾	川田	川田	技士 篠田	技士 篠田	杉田	杉田	屬官 木村	屬官 木村 久保田	矢袋 神保 石橋	矢袋 神保 石橋	気田	近藤
畜產	岸	—	—	—	—	縣技士 清水	縣技士 安井	八幡原	八幡原	—	—	技士 篠田	縣技士 渡辺 技士 篠田	技士 永山	技士 永山	縣技士 山本	縣技士 山本	神保 石橋	神保 石橋	技士 三田村	縣技士 西村 長及

取纏擔當者：横地屬官 ／ 中技士、藤岡 ／ 鈴木技佐 ／ 兵藤技士 伊藤 ／ 村岡技士 八幡原 ／ 松見、北坂 ／ 小柳技士 佐藤鎮 ／ 中山、杉田 ／ 久保田、近岡 ／ 矢袋、神保 ／ 西村、近藤

目次

第一編　縣

第一篇

第一編　縣

第一章　縣の開拓史

第一節　開拓以前の状況

康熙の頃（十七世紀の中頃）清朝は蒙人に対し此の地を蒙人生計地として下賜したが、当時此の地方へは全く蒙人の遊牧地であつて、漢農が移住し始めたのは康熙以后のことである（縣城在住農葛姓談）とも言ひ又、或ひは道光の頃蒙人が移住する迄は清朝の囲場であつた（逐鹿村千村長談）とも言はれて居る。

然し乍ら本縣が熱河省と接壌する地域的関係から推測するならば、此の地にも清朝以前から漢農の移住が行はれて居たと看るのが至当ではあるまいか。（矢野博士著近代蒙古史研究九八頁―一〇四頁参照―）以上近代農業の基礎が固く此の地に築かれたのは大体乾隆の初葉（十七世紀の末葉より十八世紀の末葉）の頃に属する（大窩鎮在住農張姓談）と言ふことは略々明瞭である。（戸別調査第二表参照）

第二節　開拓史、開拓事情

康熙十四年（一六七五）呉三桂の反乱に呼応して起った察哈爾布尼（林丹汗の後裔）の討伐に功績のあった一ッ克武将の一部が此の地に封せられた。（稲葉岩吉著満洲発達史二五四頁—二六一頁参照）現行地図に示されて居る「黄旗」又は隆化県に属する「小白旗」「藍旗」等は皆当時の遺蹟を示したる名残である。（県公署庶務股劉姓述）

県内の熱河、蘭河に沿ふ所謂霸裡地域は其の大部分を旗人生計地に当てられたものである。当時蒙古旗人各個の移住占拠すべき大体の地域を指定したに止まり、地照の如きは下附されなかった（隆化在住農葛姓談）

乾隆中葉以後漢農の関外移出の勢は滔々として熄むところ無く、十八世紀の中頃には河岸平地は悉く開墾し盡され（大閣鎮在住農張姓談）　乾隆三十八年（一七七四）土地升科が行はれ地照も併せて発給された。嘉慶以後にも土地整理が企てられた如くであるが、其の主とするところは政府の税収入を計るが為めであり、土豪劣紳との協合も有って農民産権の基礎たる地積、地権の公平なる整理は期待すべくも無かった。（大閣鎮在住農張姓談）

漢農は移住当初旗人の指揮監督の下に開墾に従事し之と小作契約を結んで耕作を続けた。此の間の事情を大閣鎮在住農張姓をして語らしめるならば

大閣鎮を中心とする東西四里南北八里の広大な地域は旗人鮑姓の所有するところであった。

従つて此の地域内に移住せる漢農は悉く鮑姓の小作人となる外途がなかつた。然るに鮑姓は乾隆以后小作料収入を以つては私生活に事欠く状態となり。小作人に対し押租銀（小作料数金）を請求し始め漢農側も之を拒むことが出来ず従来鮑姓との小作契約には必ず押租銀を含むものとなつた。嘉慶の頃（十九世紀初葉）押租附小作契約は鮑姓の新なる請求に基いて典、契、となり、光緒二十年（一八九四）頃に及び遂に売、契、にヨッテ所有権の譲渡がなされ、最近に至り鮑姓は一定の土地も余すところ無く康徳二年末には全く乞食同様な姿になつて北平指して此の地を引き上げた。

以上張姓の談は一漢人を繞ぐる一連の哀史であるが之を以ても康熙以后の開拓事情の一端を覗ひ[illegible]べく又全県漢人占耕地域に於ける漢人対蒙農の葛藤史的な一事例でもある。蒙農居住と共に山西商人も此の地に入り込み現県城又は大図鎮を中心に商業高利貸的資本網を張[illegible]繞ぐりして蒙農の開拓資金を供給し漢人の貧欲な懐中を狙つて奢侈品を売り附ける等漢農を[illegible]にかけて経済に活躍したことは寧城県の項に於て述べたところと異ならない。

尚ほ此等史的な地目二、三につき説明を加へる。

イ、皇産

[illegible]河流域黄谷附近に鷹手地、楊木地と称せられる皇産がある。之れは順次初年頃（十七世紀中葉）[illegible]始められ千総―領催―旗民佃戸の組織の下に佃戸の小作料として鷹手地よりは若干の鵪鶉を、[illegible]は[illegible]を収納して之を清朝内府の用に供して居たが民国十七年に及び該地の払下げを完了[illegible]佃戸[illegible]所有地となし今日本県に之等の存続するものは無い。（、県公署庶務股刈姓述、民国五年

（……[illegible]……蓋平縣[illegible]土地[illegible]章程参照）

ロ、翠花地

[illegible]翠花地とは翠花商（装飾品の一種を商ふ）を営む張姓なる者が土地を得て買る[illegible]張姓と共に翠花張とも呼ぶが彼は清朝時代某大宮より当地方の土地を買得したものにて、買得折[illegible]は[illegible]小作地を貸し付け秋収穫後に至れば自ら当地方に来って小作料を収納するを例とした。今日も尚西北川一帯の地（面積は不詳なれど現今張姓の小作人は二百五十戸位有ると言はれて居るから一戸当り小作面積を十畝としても二千五百畝となる。忽ち角廣大なる地域に亘ってゐる。）が翠花地として張姓の所有に帰して居る。（縣公署庶務股劉姓述）

ハ、営牌地

新河沿域蓋平城地附近に張小虎の所有名義に属し営牌地と称せられる土地がある。之は清朝時代張姓以下六ケ姓の者が朝廷の認可を受けて乗馬の上馬の馳せ廻るまゝに自由に地域を占領し定めた[illegible]ものゝ（縣公署庶務股劉姓談、詳細不明）

二、公有地

i 学田

光緒二十八年（一九〇二）以来縣公署の人民より没収したもの又は人民より寄進したもの等より成り現在二十五項余り有り悉く民間に貸し付け其の小作料収入を以て教育基金に充てる。縣公署が直接管理に当る。

ii 義塚

光緒八年（一八八二）に成立した慈善会の監理に属し共同墓地に使用される。主として民間より寄進されたものである。面積五十畝六分

iii 善堂地

全じく慈善会の所有に属し民間より寄進されたもので此の収入を以て本会の活動基金となす。面積一頃四十畝

iv 香火地（寺廟地）

康熙以来成立した寺廟に対し民間より寄進されたもので現在各寺廟地を合すれば耕地のみで三百[illegible][illegible]頃あり、其の収入は各寺廟の香火料に充てられる。

（以上縣公署内記録より摘出）

第三節　人口耕地の増減

過去の総計資料を欠いで居るので計数的に眺めることは出来ないが、康熙より雍正に及ぶ約一百年の間に人口耕地の飛躍的な増加を見たことは略々明である。（戸別票第二表参照）次いで光緒十年（一八八四）以后清朝の植民実辺政策は漢農の移住を促進し、民国十年に至るまで人口耕地共飽和点に達した観があり、今日に於ては人口過剰に苦しんで居るとさへ[illegible]（戸別票参照）

之等の事実を裏書きするものとして古老は次の如く語る。

以次農民の負擔河、朝河流域は治水山々には樹木が繁茂し虎狼等の猛獣も多数に生棲して今日得像もつかない程の農耕地帯であつたが、漢人来衛木の乱伐は行はれ民国に至る前今日見るが如き禿山となつてしまつた。しかも山復傾斜地に鋤を入れ少なく山地の荒廃は日毎に募り雨期には山土流れて肥沃な耕地も荒廃される結果になり地味は愈々瘦せ衰へて行く現状である。（大閣鎮在住農民、王談、人口耕地の増加速度及び程度等寧城縣に於けると全然同様である）

尚後来開余地を残すものは国境線、蒙外地区であるが、此の地は蒙裡地区に比し高台（海抜一千米以上）寒冷なるため土地生産力に種々制限があり蒙裡地区の人口過剰状態を緩和するに足るかどうかは疑問なしとしない——

但し縣当局は多大の期待をかけて居る。

尚民国二年事変の惨禍を受けて地方農民の離散する者多く殊に大閣鎮附近は此の傾向が顕著で従つて極めて荒廃化した耕地も少くなかつたが、康徳二年頃には略々旧に復した。（以上大閣鎮在住農張姓談）

第四節　政治的影響

乾隆元年（一七三二）に四旗廳が設置され次いで乾隆四十三年（一七七八）に旗廳を改めて豊寧縣とし今日に至る。（矢野博士著近代蒙古史研究一一七頁参照）

然し清朝政権が固く保持された時代即ち光緒初期に至る迄の間は清朝の旗人保護政策は県台から[illegible]にも反影して居た（県城在住農萬姓談）　光緒中葉以後清朝政権の衰退と共に漢農の経済的優位性に従って県治を漸次漢農本位となし　遂に民国革命以后漢農の政治的支配力も確立されるに至り民国五年旗地（皇産）の整理辦法に関する諸法令の発布があり旗民の対県的存在は名実共に漢人一色を以て塗り潰されるに至ったのである（旗民不交産例は光緒三十三年に撤廃さる）次いで民国末年偽満政権の苛政は旗民を通じて致命的打撃を与へ大同二年の事変を契機とする中共の登場は前二者に劣らず劃期的なものであった（[illegible]時村千村長談）

第五節　大土地所有関係

イ　縣程地区

[illegible]在地、富津地は代表的なものである

[illegible]の大部分は[illegible]地主は自ら耕[illegible]所である

ロ　縣外地区

本地方は民国末年以来治安が悪化したため不在地主が多く[illegible]に住み現地に留まる者は零細小作農である場合が多い

又地主の土地取得経過又は身分職業等については不明な[illegible]

[illegible]同村地主千[illegible]以上に及ぶ大地主を二、三摘出して参考に供す

（縣外地主大地主一覧）

区名	地名	地主名	地主現住所	既耕地	荒地	計
第三区	石灰窯	李維喜	承徳	五〇〇畝	二八〇〇畝	三三〇〇
〃	〃	張維平	北平	七五〇〃	一七五〇〃	二五〇〇
〃	本平莊	張迷明	不明		二四二〇〃	二四二〇
第四区	東干溝	公呈同	北平	九〇〇〃	一二一〇〇〃	一三〇〇〇

第二章　経済立地

第一節　縣の位置

豐寧縣は熱河の西南端に位し、東経一一五度三〇分、北緯四〇度三〇分が国境線の極位となつて居り、大体西北より西南にかけて国境線をなして居るのである。

北緯四〇度三〇分より北緯四二度、東経一一五度三〇分より一一七度余の間にある。

而して東部は圍場、隆化の二縣と、南部は灤平縣と境する面積約二四五、〇二六頃の縣である。

東南方承徳には国道通じ、南は古北口、北は多倫諾爾に通ずる道路が南通して居る


圍場縣
隆化縣
送將營子
大灘
豐寧
大閣
灤河
灤平縣
潮河
黑河

第二節　地勢

の興安嶺山脈に続きて林西、多倫諾爾、大雑な一脈の高台を成して居るので豊寧県サンの辺、若は「壩外」「壩裡」と称せられる二地区に分れ、夫々の地区は全く地勢を異にして居るのである。壩裡に於ては灤河、潮河、黒河の三河が殆ど平行に西北より東南に流れ、その各河川に添ふてゝ起る所の山丘の起伏が甚しく一般に複雑なる地形を示して居るのである。熱河は治所県城は海拔約四三〇米であつて、潮河流域の中心地である大閣鎮は四二一米の高さである。

壩外地方は海拔一五〇〇米の高原地であつて一八〇〇米位の山丘が二の地区の地形に起伏を成しては居るが、一般に壩裡に比し平坦な荒野なのである。

次に「熱河省実業調査統計表」によれば県面積、耕地面積を示すが之によつてもその地勢の概況を察し得ると思ふのである。

県面積耕地調査表（単位　畝）

	面積	県面積に対する割合
平原	七、三五〇、七八五	三〇、〇%
山区	一五、二七八、四三六	六二、四%
水区	一、八七三、四〇一	七、六%

計	二四、五〇二、六二二	
可耕地	一、〇三一、九五〇	四、二%
既耕地	八七五、四〇〇	三、六%
不可耕地	二三、四七〇、六七二	九五、八%

第三節　自然的條件

土地が高緯度に比して冬季の気温甚だ寒冷である。而して気温も關外と關裡とでは相当の差がある。農耕期間に一ケ月半乃至二ケ月の差がある。

又収穫は五石程位である、猶夏季に於ける降雨時期には一時に多量の降雨ありて河川の氾濫甚だしく、此の外、雨期には降雹も度々あるので農耕上危険である。

豊寧縣城に於ける年平均気温（康徳二年）は七、九度（C）である。土性等に就いては後に詳述する。[illegible]ば水質に就て財政部の調査を摸写すると次の如くである。

（豊寧縣城調査の結果である）

	一	二	三	四
色・透明・濁	濃青白濁沈澱あり	仝右	微黄色半透明	微青白濁沈澱あり
臭味	腐敗臭	無臭	仝右	仝右
蒸発残渣	一、二三八	五四五	二七四	四二六
塩素	六二	一八	二八	四〇
鉄	微量	仝右	仝右	痕跡
硫黄	極微痕	仝右	不検出	仝右
硝酸	不検出	仝右	仝右	仝右
亜硝酸	不検出	仝右	仝右	仝右
アンモニア	著明	痕跡	少量	著名
有機物	三九八二	三〇九	一〇一	八、八五
硬度	三、三〇	八、三	五、六〇	八、七〇
PH	五、〇八	五四二	七、二	七、一二

註——自然的條件の詳細は別項に記す

第四節　縣勢概要

1. 縣治

縣治は、縣の内務、警務両面のもとに地方自治機関として、区村保甲の両制度が建国以来適用されて来たが、現在は此の併用主義を採り、両制度は其の組織事務の内容上、不可分の関係に置かれ、更に其の正常なる運用を為され為、日系行政指導員四名、並びに満系行政連絡員を各村に配置し、特に自治の会計的部面の監督を厳にし、其の他細微の点までこの指導的役員の監督のもとに置き、旧来の慣行的悪弊の除去に努めて居る　これ等の施設の効果は見るべきものあり、民国以来、縣司

新督のもとに糜爛した行政も、事変当時、兵匪のために蹂躙された民法も、一応の革新と安定を得るに至った。現在治安は一般に良好である。

2、人口

縣の總人口は、康徳元年四月末約十七万人、總戸数は約四万四千戸、其の内農業人口並びに戸数は十四万人、三万七千戸で何れも約八割に当る。漢蒙両者の人口比率は計数的には示し得ないが諸々の部落調査より見ても肇城縣よりは遙かに蒙人は少ない。嘗て蒙旗生計地として下賜された当地も、漢人の経済的進出に敗退して、漢農入植は殆んど完結し、漢蒙の混交は人種的にも、民族的にも漢人化の方向に完了しつつある。

3、耕地

前頁自然條件に示す様に縣面積は約二四五〇万畝であるが、其の九三%は不可耕地であり、耕地は四%、既耕地は三%に過ぎない。不可耕地は全然山嶽河川であって既耕地は主として嶺裡の盆地地帯であり、可耕地は嶺外の高原地帯である。人口も殆んど嶺裡の既耕地約八十七万畝の上で生存しているのである。山地が多いとは謂へ、全て荒廃して林産的資源殆んど無く、民生は全く農耕に依存する。縣全人口につき、一人当耕地五畝余、農家一戸当耕地二十四畝余であって、之を以て見れば人口は過剰であり、耕地は不足である。

4、土地及び小作慣行

当地方の土地は蒙旗生計地として、旗民不衣産例のもとに蒙旗のために維持されたものであるべ

蒙漢人の都市に於ける寄留と、漢農の経済的進出と相伴つて、典、押等の土地権利譲渡の諸種は方法となつて、蒙人の手より離れ、実質上漢人の手に帰するに至つた。其の典に起因する権利譲渡は、前述の土地生産力の発展期に当つては、所謂に進行し、漢人移入の多くはこれによつた。土地の細分化は行はれ、一般には現在見るが如き、零細なる農耕を典収のもとに営する農家の大部分となつたのである。土地の細分化と共に、典権の性質もそれが完全なる権利譲渡、取得となり、一種の錯綜について取主よりの複雑なる権利関係が重複して、土地に対する実質的な権利関係を混乱せしむる土地問題を起してゐる。清朝の亡ぶと共に不文慣例は撤廃されたとはいへ、かゝる問題は今日蒙地の土地譲渡の一般的形態となつてゐる。

以上述べた所有権は、一方に於て蒙旗よりの広く面積の譲渡を受けた旧郡北京在住者等が現在まで之を保持し来つたものと、他方に於て移入漢人が金銭其の他の経済的活動に依つて、集積獲得したものとがある。後者に属するものは比較的小規模のものである。従つて又小作の関係も典関係進化の途中にある型態をとるもの、旧大土地所有者の伝承的小作を現在まで継続するもの、移入漢人地主の小作といふ三つに分れる如くである。最初のものは、押租銭を伴ふもので、之は蒙漢直接小作の遺制であつて、第二のものは北京等都市在住者の不在地主のものが多いから定額小作であり、然も伝承的に種々なる性質を示すものである。最後の漢人地主の小作は最も広く分布し、一般的のものとなり、が、先づ縣城、大窩の如き、都市的集落の近くでは、定額小作が相当多く存する外、最も多くは分益小作で、遠き小間地に入るに従つてこの分糧小作が多くなり、然も或る場合には地主が生産要具

も多く無償で貸与して、農耕資金等も貸与へ、分糧にして農作の危険も負擔してゐるものがあるが、これ等の一つ一つは農民が貧困を物語るもので、かくしてまで小作地の維持を計ってゐる状態なのである。

小作料は五割又はそれ以下で、満外地区では二割と云ふのが多い。近来の農民疲弊は次第に小作料を引下げて来たのであるが、最近農耕が安定状態になって、五割までに上ったものである。

5、耕　種

耕種される作物は穀子、高粱、及び黒豆を主とする豆類が普通で、特殊な作物としては罌粟で[illegible]くらゐである。

[illegible]地区では穀子最も多く、高粱及び豆類之に次ぎ、山間地には蕎麦も相当の作付がある。[illegible]

[illegible]普通の耕作形式をとる。これに更に殆んどの農家では罌粟が一畝内外作付される。満外では[illegible]

[illegible]ので、其の作付は罌粟の穀子に匹敵するものがあり、之に蕎麦及び罌粟が作[illegible]

[illegible]の穀子、豆類の如きは殆んど耕種不能である。又潮河の下流縣の南部地方[illegible]

[illegible]い耕作はされてゐない。

[illegible]関係から一般に自然的災害の度数が多く、更に社會的不安な状態にしば〳〵[illegible]

[illegible]農耕も行はれず、自然害に対しても之に應ずべき努力は拂はれるのであるが[illegible]

[illegible]ため、農家では小面積の罌粟作りのみに全努力を注ぎ之に[illegible]

[illegible]他の作物の耕種がよく貧弱で減収して[illegible]

[illegible]近年は[illegible]の如き状態である。各作物の作付面積は[illegible]

6 労働

農業に要する労働は、少しく広い耕地のある地域の中心的農家では、凡て地域の農家経営の要素から吐き出される剰余な農業労働者は日工として集い、所謂二、三戸で組をなすものを作り、これによって補給されてゐる。常傭的労働者も近在から傭入れが多い。何れにしても遠く河北省や山東省から流入する労働者は見られない。山に入り込んだ所では工夫市の様なものが立たなくとも、其の地域は其の地域で過剰労働を相互に需給してゐる。この様に需給は円滑の様であっても、何れの農家も極小な経営であり農業労働は絶対的に過剰してゐるから、労賃も年工で三十円、日工では給食で農繁期で十銭通常は十五銭十銭であって、それも金で支払われることよりも現物で与へられる事の方が多いのである。地理的に耕地の配置によって分けられた地域毎に、分立して貧困な農業が遺り続けられてゐる様子がこの労賃にも示され、各農家については成可く多く収入を得る為に小供や婦人の労働も強行されるのである。農家が貧困であり、又数年来の兵匪害による役畜の掠奪の為、農具も役畜も少なく、相互に補充的に手伝ひ合って卽ち搾具とか換工とを行って農耕することも本縣では一般に行はれてゐることである。

7. 取引及び金融

本縣の経済地区は灤河と潮河の二つの流域と灤外との三つの地区に分れる。灤河地区の中心は県城であり、潮河地区では六間、灤外では大灘が中心である。然し灤外は結局隣接する潮河地区に依存

接縣城と結ばれ、市場は充分発達してゐない。かくして本縣の経済は縣城と大閣の二つの市場に分れ、事変前までは国境線に沿ふこの縣では、北支との交通自由であったためと又、奉天方面との交易が行はれてゐなかったため、貨物も北支より大閣に四家営子、白馬閣、古北口を通って直接出入するものが多く、此の経済市場の区分は明確に存在した。然るに事変後満洲国成立と同時に国境に付近関が出来、又特に事変当時の兵匪害が西部国境の轟外地区に甚しく、農民極度に疲弊し、大閣の取引は甚しい打撃を受け、閉店する商戸も多数生ずるに至った。而も現在は、承徳には奉天方面と結ぶ鉄道と通じ、承徳より本縣城に至る国道、多倫―郭家屯―縣城を結ぶ旧街道、縣城より古北口に至る北支に通ずる国道等満洲国の施設が完備すると共に物資はこれ等の諸道を通って皆熱河に集まることゝなり、縣内各地に至る物資は兎も角も一応縣城を経過するに至った。

かくて大閣市場も今や縣城に其の勢力を奪れ、之に従属する状態である。この変革になって物価[illegible]利[illegible]壊[illegible]僅か[illegible]は[illegible]下ったとの事である。然し現今の豊寧縣は事変当時の兵匪の害に、併続く天然的災害の為農村は甚しく疲弊して、食糧は不足となり省でも本縣でも移輸出の禁止をしてゐる[illegible]、穀物の出廻りも文字通り停滞し、従って農民の購買力も衰へ、縣城にすら[illegible]と称するものなく、小穀物商、小雑貨舗の活動を見るのみである。

[illegible]は縣全体の経済系統に農業から金融の便を遠ざけて了った。民国の初期までは諸種の担保金融も[illegible]たものであるが、度々の政治不安や、特に北支の経済不況が民国五年の[illegible]て、其の[illegible]害は本縣にも及び農民一の金融者であった商人や地主が破産す

など、一時に停滞の状態となり、其の後は、個人信用貸借が主なるものとなり、金額も小さいものとなつた。農民と商人とを結ぶ掛売買とか抵当の様な便宜も、農民が売るものなく、生活に負担[illegible][illegible]なりつつ[illegible]で少なくなり、農商両者の交情も薄れて、農民への金融的便宜はあるが、又すぜ[illegible][illegible]への間で現物を春借りて秋に返すと云ふ様な貸借の状態である。商人の土地投資[illegible]農民間の出典や入典等　土地、房子についての担保金融は全く固定して了ひ、移動に見[illegible]つて了つた。

利子は現物ならば年五割が普通で現金の場合は月三分又は二分五厘である。

貨幣は現在は国幣と銅子児を使用して居り、国幣の信用は一般に厚い様である。

8、農家の経済

本縣には地主はあつても大土地経営と云ふのは見られない。全般に十五畝乃至二十畝の小経営で、山間地に至つても森林資源は柴木のみで、これは燃料に使用する程度であるから農民は耕種[illegible]存する。畜産も馬騾の如きは全て奪ひ去られて、又山間地の耕作には牛によることも多いが[illegible]みが飼れてゐる。豚も見るべきものはない。普通作物である穀物は年末の不作のため収穫も少なく、極く小面積に植えた罌粟のみが現金を得る道である。之には直接にも多くの肥料や労働を投ずるが、普通作物の収穫も自給されるのであるから結局全体としても罌粟による経営とも見られる程[illegible]此の罌粟栽培の収入さへ、一戸当五十円位のものであり、これより税や布衣類、食糧の不足分等の必要購入物の代が支拂れる事を考へるならば其の生活は思ひ半に過ぎるであらう。

本県全体の経済もかゝる畢粟作農家の状況を反影するものであることを考慮されたい。

附録、統計表

農作物収穫状況表（康德元年十二月末日現在）

		作付面積（畝）	収穫量（石）	價額（元）
普通作物	豆類	二七、三七七	一七、八二八	九三、八六七
	高粱	三四、九三六	二七、九五一	一一、七九四
	包米	二、三〇九	一、八八一	一九、三四二
	麥類	一三二、七三六	一二九、二七八	六四四、八〇八
	稗子	三、三一九	二、六五五	一八、五八四
	谷子	一二五、八〇四	一〇〇、四八五	五六二、九四五
	雜穀	二、九三五	二、三四七	一三、三五六
特用物	蘇子	一四一	八八	四四〇
	葉煙草	三、二三一	三三三、六〇〇（斤）	六六、七三〇
	棉花	—	—	—
	麻類	四八九	二、八四五（斤）	五六九

[illegible]				
[illegible]	[illegible]	一九、八六八	四九六七五〇(円)	三[illegible]七、[illegible]八
[illegible]	[illegible]	一、五一二	一四〇五、二一四(斤)	七〇七、[illegible]
	[illegible]	七二五	二九四、九一〇(斤)	三九[illegible]
	豆子	三〇、八〇一	一八、六七七、〇〇〇(斤)	一八二、八九七
	其の他	三、四三三	五、二一〇、二三〇(斤)	三、二一二
畜産品	毛類		六六、三八五(斤)	一三、二七七
	皮革		一五、七〇三(張)	一四、二七三
計		三八七、六一六		二、一五六、五[illegible]

註＝[illegible]承県は[illegible]の害を[illegible]乃至[illegible]作[illegible]しき故、康徳二年に於ける[illegible]大きい差がある。（後記参照）

職業別戸口調査表（康徳元年四月末現在）

	戸数 実数	戸数 縣戸数に対する割合	人口 実数	人口 縣人口に対する割合	備考
農業	三六、六六〇戸	八三・七八	一三七、三二二人	八二・五四	
工業	一、一二四	二・五七	三、九五八	二・三八	
商業	一、七八一	四・〇七	七、五六六	四・五五	

鉱業	—	—	—	—
交通業	七四二	一、七〇〇	三、三三八	二、〇〇一
公務自由業	一、〇六七	二、四四四	三、九四〇	二、三三七
其他有職	二、一一〇	四、八二二	九、三五三	五、六二二
無職	二七五	〇、六二	八〇八	〇、四九
計	四三、七五九		一六六、三七五	

農家經營面積別戸数表（康徳元年十二月末現在）

		二頃以上	一頃以上	八〇畝以上	八〇畝以下
地主	専	一〇〇	五〇〇	七〇〇	一、〇〇〇
	兼	—	—	—	—
地主兼自作	専	—	—	四〇〇	—
	兼	—	—	—	—
自作	専	三〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	三〇、〇〇〇
	兼	—	—	—	—
自作兼小作	専	二〇〇	五〇〇	一、二〇〇	四、〇〇〇
	兼	—	—	—	—

	小作		計	
	專	兼	專	兼
	—	—	六〇〇	—
	—	—	一、五〇〇	—
	—	—	三、三〇〇	—
	二、〇〇〇	—	三七、〇〇〇	—

農耕地買賣價格表（康德元年十二月末日現在）

	平均每畝價格	備考
上則地	三四、二〇	
中則地	二三、三〇	
下則地	四、八〇	

康德元年度食糧狀況調查表（康德二年三月末日現在）

	上年度產額剩餘數量(石)	本年度收穫數量(石)	至收穫期消費數量(石)	價值不足或剩餘數量(石)
高粱	一、〇〇〇	四九、三八六	五〇、〇〇〇	(十)三八六
谷子	二、五〇〇	一三一、六九六	一六三、一九六	(一)二九、〇〇〇
包米		一、九七五	二、〇〇〇	(一)二五
雜穀	二、〇〇〇	三七、〇三八	三八、六九二	(十)三四六

計	五、五〇〇	二二〇、〇九五	二五三、八八八	(一)二八、二九三

階級別資産調査表

二萬五千元以上	ナシ	五百元以上	六〇〇戸
一萬元以上	七戸	三百元以上	一〇、〇〇〇〃
五千元以上	五〃	三百元以下	二一〇五六〃
二千元以上	二〇〃	小計	三一六五六〃
二千元以上	二五〃	無産階級	一二〇〇〇〃
一千元以上	四〇〃	總計	四三七五三〃
小計	九〇〃		

[illegible]商業統計表（康徳元年九月末日現在）

商業種類	商店数	資本總額	賣出月額	備考
鹽商	四	一、三五〇	六一〇	
麺粉商	二	一、三〇〇	四一九	
酒商	三	一五、五〇〇	一、七三五	
餅菓商	一	二六〇	三六	

錢銀商	三	一、二二〇	三六〇
肉商	一	二〇〇	一七四
塩商	一	一〇、〇〇〇	一、六〇八
綢緞商	三	二、九〇〇	一、八六三
煙捲煤油商	二	一、一〇〇	一八八
雜貨商	一〇	三、六一〇	一、二〇二
京貨商	一	一〇〇	三五
藥商	九	一、一五〇	三〇五
木商	一	一〇〇	五〇
布匹商	九	二、八七〇	九四七
紙商	一	七〇〇	二四六
書籍文具商	一	三〇〇	一九四
貨棧商	一	八〇〇	四八〇
印刷商	三	五五〇	一一二
醋醬商	一	二六〇	一五四
合計	五七	四四、二七〇	一〇、七一四

工業調査表

工業分類	工業名	工廠数	職工数	資本金額	年売総額
金属工業	釘類製造業	三	一二	六〇〇元	五八〇元
紡織工業	[illegible]製造業	二	一八	一、一七〇	一、二〇〇
仝右	[illegible]	一	七	三〇〇	三五〇
機械器具工業	車輛製造業	二	一二	五四〇	五二〇
窯業	泥缸製造業	三	一二	四二〇	四二〇
仝右	[illegible]製造業	二	六	一〇〇	一二〇
化學工業	蔴油製造業	二	六	一二〇	二〇〇
仝右	熟皮業	三	三	一〇〇	一二〇
飲食物工業	釀酒業	五	六〇	一五、〇〇〇	一[illegible]、八[illegible]〇
仝右	醤油醸造業	一	五	五〇〇	五五〇
仝右	[illegible]製造業	二	六	[illegible]〇〇	五四〇
雑工業	[illegible]	二	一二	六三〇	八五〇
計		二八	一五九	二〇、一[illegible]〇	二[illegible]、[illegible]七〇

第二篇

第二編 屯

第一章 屯の開拓

第一節 開拓以前の状況

第一編概況の項で述べたところと大差はない。

第二節 開拓事情

本屯地方は康熙年間英、白、李三姓旗人（屯民の語るところを綜合すれば蒙旗なるが如し）に分割下賜されたものであるが、白、李二姓は康熙年間入屯して荒地の開拓、及び伐採等に従事し、英姓は北京に在る為北京に在住し当地より収納する小作料を以て生活を立てて居たが北京の生活が苦しくなり遂に一家を挙げて入屯定住するに至つた（白英二姓談）

白李二姓入屯と共に漢農の移住も陸続く見られ、乾隆年代に至れば急に其の数を増し来り開墾は急速に進展した、漢農の移住経路は主に遼河流域に沿ひ縣城を足場として居た。調査者による、

て土地取引に於ける唯一の中心部落で乾隆の頃数戸の商舗（雑貨舗、飯店等）が開かれた程[illegible]たものである。（丞将村千村長談）

前記事実は伝説に掲げた大商張姓談と一致する即ち白、英、李三姓は所有地を悉く出典して地権の実権は漢農の手に掌握され、李姓は数年前より離去して行方不明となり他の二姓は数十枚の出典証書を抱へて空虚に近い「土地所有権」の上に今尚惰眠を貪つて居る（戸別票参照）

尚その時事情も総説の項に述べたところと異ならない本出地方の縣制量は康徳二年春施行されたる（丞将村千村長談）

第三節　屯の特殊事情

屯が乾隆年代既に商業的発展をなしてゐた事は前にも触れたところであるが、其の原因としては屯の位置が中心都市縣城を距ること遠く（三十六粁）而も附近に農耕適地を控へ（小凌河に沿ふて）交通の便利に恵まれて居た等の自然的条件を挙げ得ると共に又大地主たる旗人三姓が此の土地に定住し政治的にも此の地方の中心をなした主要な原因と思はれる（丞将村千村長談）

[illegible]に一方新地の発展に[illegible]進出され又縣城を中心とする都市経済の発展[illegible]あり、李姓の孤立[illegible]

[illegible]

尚、土豪共の画策も全く影をひそめるに至ったのである。

事変後、民国に及び中央政権の動揺は屯の自治体制を紊乱し、土匪賊の跳梁と相俟って屯生活を脅やかすこと甚しく、こゝに屯内焦姓（第一の地主）或いは現村長于姓（大地主）の如き地方有力者にして縣城に避難する者多く斯くして屯の社会的経済的諸条件は頗に悪化するに至った（地主大地主又は有力者は縣城或は大屯鎮内に第二の生居を持つことは縣内一般的に見られる現象である）

且つ屯内並びに四隣地には猶頗大の山岳耕地さへも貴重視される程に耕地は不足し人口は過剰すると云ふ窮状にあり、殊に大同二年の事変は其の兵災匪災共に致命的な傷手であった。しかし康徳元年頃より治安関係も平静となり、自治体制も漸次整頓されるに至ったが屯死活の鍵は今後の施設に負ふところ大なりと言はねばならない（以上迷将村于村長談、戸別票第一表参照）

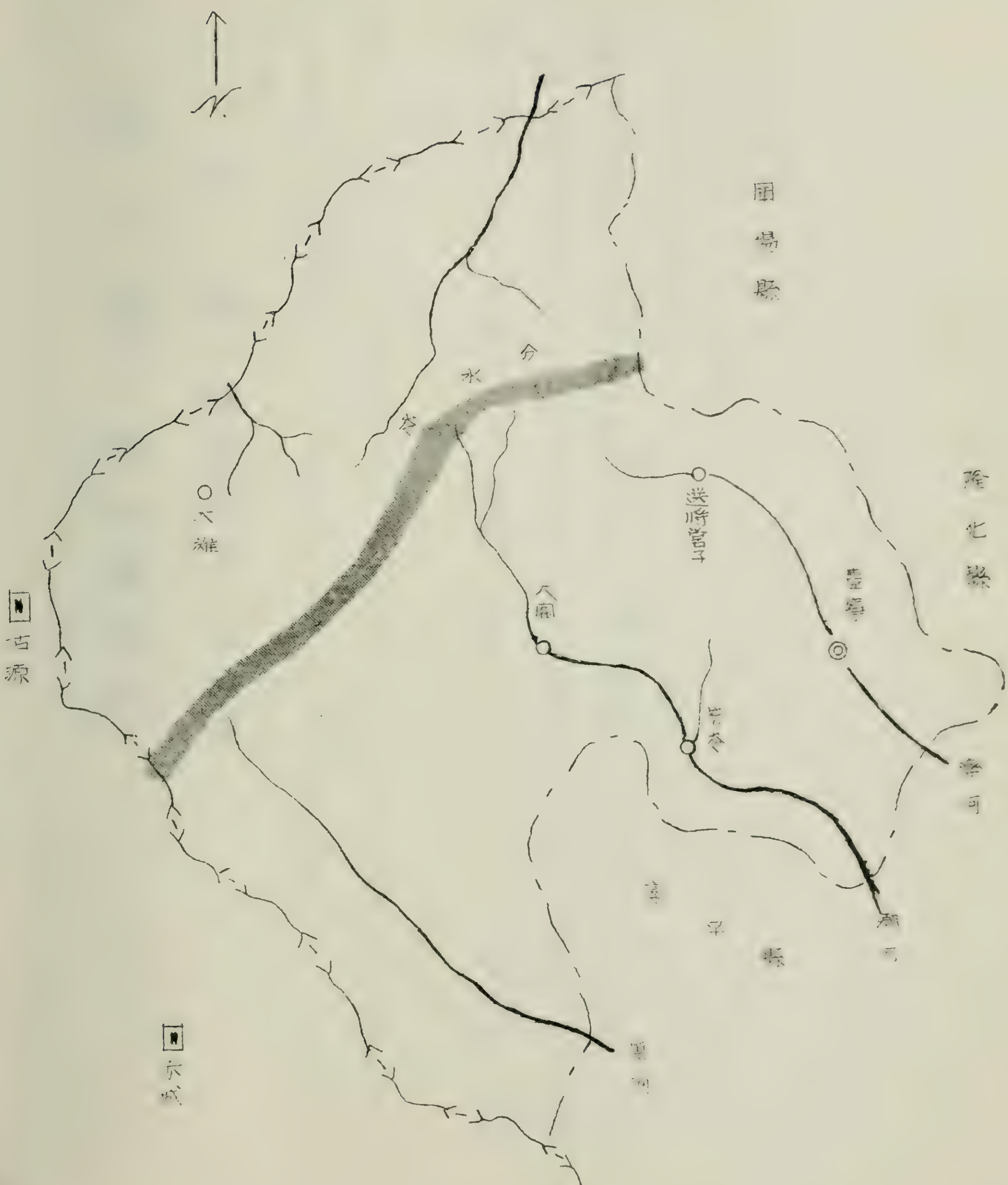
第二章　自然的條件

第一節　縣城に於ける調査

一、位置

豊寧縣は熱河の西南端に位して、東経一一五度三〇分の所で支那と境し、北緯四〇度三〇分が南の國境となつて居るので、西部及西北、西南部は國境線であつて軍事上重要な位置を占めて居るのである。

北緯四〇度三〇分より北緯四二度、東経一一五度三〇分より一一七度余の間にある。而して東部は圍場、隆化の二縣と境し、南部は灤平縣と境する面積約二四五、〇二六頃の縣である。東南承徳で[illegible]通じ南は古北口、北は多倫諾尓に通ずる立派な道路が開通して居る。


圍場縣
隆化縣

2. 地勢

本県は中央より稍西北部に東北より西南に分水嶺ありて県内の地勢が完全に二地区に分たれて居る。即ち東南過半部を嶺裡と呼び、之に対し西北部を嶺外と称し、嶺外地方は非常に高台となつて居るのである。嶺外地方は一五七〇米の高い分水嶺で嶺裡と境され、全地区の平均標高は一三〇〇米乃至一五〇〇米で、気候其の他の点で全々嶺裡と状況が異つて居るのである。而して海抜一八〇〇米位の山岳が、高原地区の各地にあるが、これが小丘となつて、全地方の地勢に変化を与へて居るが、[illegible]体的なる高原なのである。之に反して嶺裡地方は極めて複雑な地勢であるが、その河流によつて[illegible]へ次の三地区に分つて考へる事が出来るのである。

(イ) [illegible]河上流地帯

(ロ) [illegible]河流域地帯

(ハ) 黒河流域地帯

[illegible]割して居るものは大々の河意の間に貫串する山岳であるが、而して各地[illegible]山間河系のある地勢を示し、山岳の亘つて居ない所に[illegible]

[illegible]

水田も耕作されて居るのであるが、而して[illegible]河と[illegible]地帯に[illegible]見ゆる[illegible]耕地[illegible]

朝河、慕河両流域と少しく異り、水田は開けて居ないのである。猶慕河上流は内外とも相似て居る、

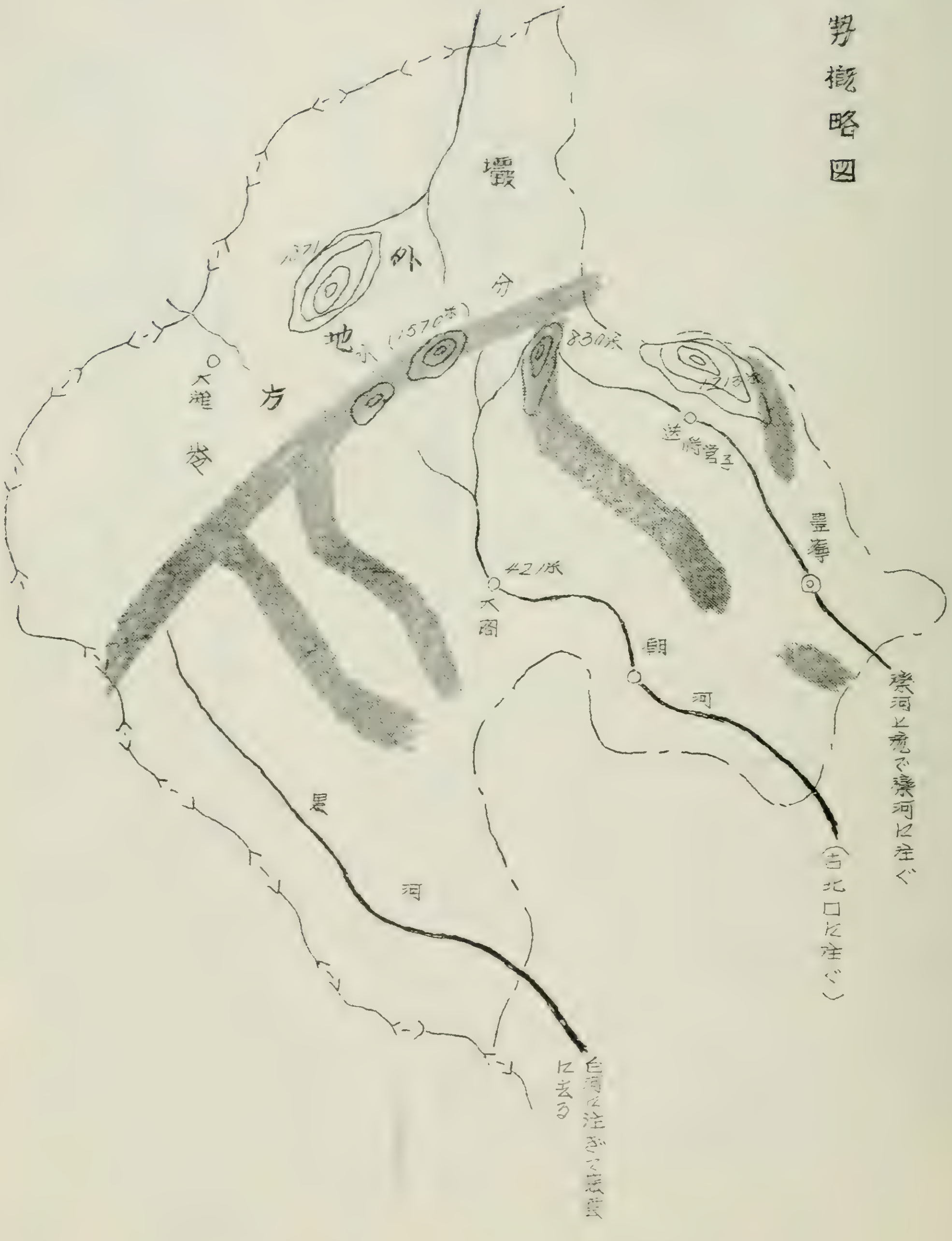
[illegible]山岳、[illegible]耕地の割合[illegible]

[illegible]地積統計表（単位　畝）

	面積	全面積に対する割合
総全面積	二四、五〇二、六二二	一〇〇、〇%
[illegible]	[illegible]三五〇、六八五	三〇、〇%
一[illegible]	一五、二七八、四三六	六二、四%
[illegible]二	一、八七三、四〇一	七、六〃
可耕地	一〇三一、九五〇	四二〃
既耕地	八七五、四〇〇	三、六〃
不可耕地	二三四七〇、六七二	九五、八〃

この表によつても山岳地が如何に多いかゞ知らるゝのである。

地勢概略図



3 気象

当地方は緯度に比して気温冷涼である、而も山岳の起伏甚だしいので小地域的には屡々の降雪あ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

である。

（イ）當地観測成績（豊富農場観測）

一 [illegible]

種別＼月	平均気温	平均最高気温	平均最低気温	晴天日数	降雨量	降雪量	備考
一月	(−)五、七	(−)三、六	(−)一一、[illegible]	二八日	二一粍	三八糎	(昨年)
二月	(−)三、二	三、八	(−)一六、二	一五	―	不明	他[illegible]
三月	二、七	八、五	(−)二、九	一八	―	不明	
四月	一〇、三	一七、一	(−)三、三	一七	―	不明	
五月	一六、五	二三、八	一、五	二三	―	不明	
六月	二〇、五	二六、九	九、九	八	三七九	不明	
七月	二四、七	二八、六	一七、四	三	五七四	一四九、六	
八月	二三、七	二七、一	一六、五	九	一〇九一	不明	

九〃	一九、〇	二五一	八、八	一七	三九、一	一三二、六	初霜九月十二日
十〃	一一、二	一七、四	二、七	二五	一五、五	一〇五、四	（降霜）
一一〃	(一)一、三	四、二	五、八	一九	一〇、八	五〇、〇	（降霜）
一二〃	(一)一四、四	(一)七、八	二〇、三	二九	―	三一、〇	（降霜）
年計（年平均）	七、九五	一四、三五	(一)一、〇七	二四一	二六六、九		

註、一、豊寧縣公署観測

二、圍外は全く之と異る

三、康徳二年のものにて累年のものではない

四、[illegible]も受けるが、大雪も積雪四〇二一米で大体豊寧と似た気候であるが、黒河上流と圍外は冷涼な土地である。

（ハ）気象概況表（縣概況書より摘要）

項目	時期・期間
初霜	[illegible]
終霜	三月末[illegible]
無霜期間	[illegible]

[illegible]

項目		備考
雪の深さ	一尺	九月中旬より二月下旬の期間
結氷期	十月中下旬	
解氷期	三月上旬	
[illegible]	[illegible]	
[illegible]	[illegible]	
雨期	六月中旬七月中旬	此の期に降雹が多い。
播種期の降雨多少	少	春降雨を待つ事甚だしい
[illegible]	[illegible]	[illegible]

4. 地質、土性、水

イ、地質概説

[illegible]

[illegible]古生代以前[illegible]即ち[illegible]中生代、古生代[illegible]

[illegible]花崗岩、安山岩、玄武岩[illegible]

地質系統略図

（註）所謂「黄土」は新生代第四紀の沈積土である。故に新生代第四紀沈積層であると考へてよいのである。



(ロ) 耕地（畑、水田）廃耕地、荒野、湿地、林地の分布状態

〔[illegible]（地學の[illegible]による）〕

地種	総面積に対する割合（一四九、〇一二平方粁）
平原	三〇、〇%
山丘	六二、四
水面	七、六
可耕地	四、二
既耕地	[illegible]
不可耕地	九五、八

耕作に便利な地帯であるにかかわらず、廃耕地の面積は[illegible]、既耕地で荒廃地となったものが多いのである。大体県公署による数字は康徳二年の廃耕地二一〇、五八九畝である。大部分は[illegible]関係に因する農村疲弊のために廃耕されたものが多く、年々復旧しつつあるが、なお荒蕪地は[illegible]地勢関係で、山腹、河岸などに出来た廃耕地で面積は余り大きくないが復旧困難である。

本県の水田耕作地域は潮河、黒河両流域でその面積は康徳二年に、

潮河流域水田面積（古北口を中心とする一帯）八八五七畝

黒河流域水田面積（黒河下流域に於ける）　四五八畝

悪地は河添ひに小地積に各地にある外叢外には平地の相当広い悪地帯がある。地勢が然らしめる発然のものとして又、

（一）、潮河、黒河両流域の水田
（二）、叢外（高台地区）の波状地形になる悪地帯
（三）、〃〃〃〃〃〃〃〃廃耕地（治安も関係する）

等が考へられるのである。

（八）各種土壌の分布状態

県内土壌の種類は植質壌土、砂質壌土、砂土、及黄土、之に砂礫と称するのであるが、その分布は[illegible]明である。

当[illegible]土壌は割合よく适質の黒土と黄土が大部である（大雑調査）、叢程は各調査のもとにある[illegible]

[illegible]上中下地別表（耕地面積）

[illegible]	上地面積	中地面積	下地面積	計	備考
一五	二五、一七〇畝（一一、三%）	七一、九七六畝（三二、三%）	一二五、九五四畝（五六、四%）	二[illegible]、[illegible]〇〇（一〇〇、〇%）	[illegible]

二	二五、八八六（一、九%）	九九、八八一（七、四%）	一、二二二、三三三（九〇、七%）	一、三四八、一〇〇（一〇〇、〇%）	全　部
三 ⊗	七、八〇六（五、三%）	一二三、八一四（八三、六%）	一六、四八〇（一一、一%）	一四八、一〇〇（一〇〇、〇%）	全面積七割は平原である
四 ⊙	五、四一二（七、一%）	一四、三一二（一八、八%）	五六、四七六（七四、一%）	七六、二〇〇（一〇〇、〇%）	全面積の六割は山である
五	三三、六二七（一八、七%）	五九、七〇一（三三、二%）	八六、六七二（四八、一%）	一八〇、〇〇〇（一〇〇、〇%）	全面積の八割は山である
六 ⊗	—	三八、一三二（三八、〇%）	六二、三二一（六二、〇%）	一〇〇、四五三（一〇〇、〇%）	全面積の七割は山岳及荒野
計	九七、七〇一（四、七%）	四〇七、九一六（一九、六%）	一、五七〇、二三五（七五、六%）	二、〇七五、八五二（一〇〇、〇%）	全縣面積七割は山岳及荒野

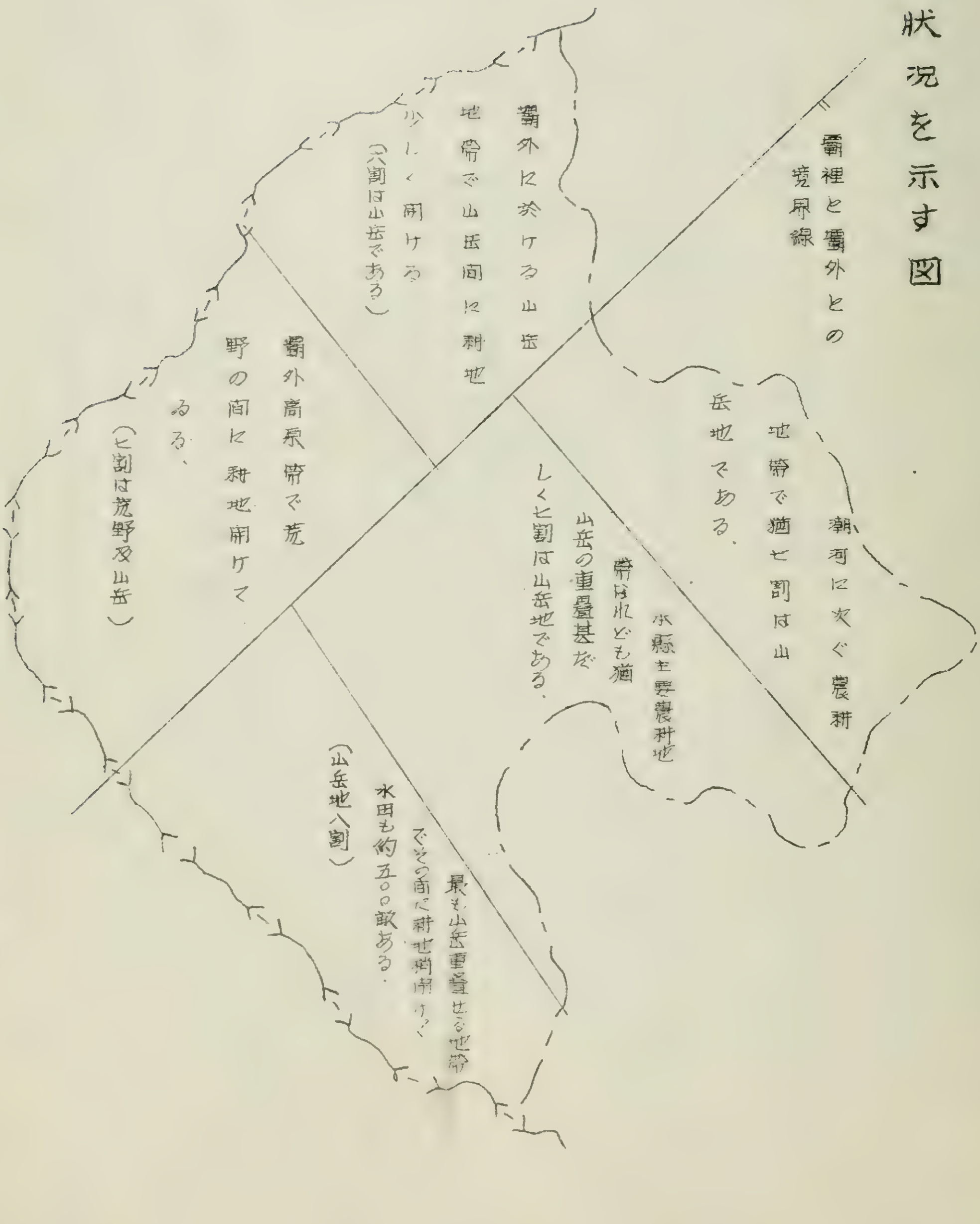
此の表にて上中下別面積及その夫々の割合を区別に示したのであるが、之によつて大体の様子は窺が知らるゝので、⊗にて示すは鹹外地区でこれは特別とし、其の他に就いては、上地は黄黒色河淤土（寝土）で中地は河淤土又は黄土、下地は黄沙土、黄土、風沙土等である。

鹹外は既に記した如く、土壌は比較的少く、黒土（河淤土）黄土を主とするものである。

猶土地の上下別は土質のみにも依らず耕土の深さが関係して居るのであつて、普通の「上中下別」を表しのみになつて定める事は出来ない、それで聽取結果の概要を示すと、

◎滏河上流、朝河流域—農民の称する河淤土、黄土、黄沙土

耕地の状況を示す図



壩裡と壩外との
境界線
潮河に次ぐ農耕
地帯で猶七割は山
岳地である。
本縣主要農耕地
帯なれども猶
山岳の重畳甚だ
しく七割は山岳地である。
壩外に於ける山岳
地帯で山岳間に耕地
少しく開ける
（六割は山岳である）
壩外高原帯で荒
野の間に耕地開けて
ゐる。
（七割は荒野及山岳）
最も山岳重畳せる地帯
でその間に耕地散開け、
水田も約五〇〇畝ある。
（山岳地八割）

[illegible]

[illegible]

(ロ)嶺外山岳地－黄土を主とする、質砂土も多く、余りよい耕土では無い。

第二節　屯に於ける調査

1. [illegible]置

[illegible]

河地系に位し、蒙河はこれより数十満里の地点海抜八三〇米の附近より源を発して居るのである。

[illegible]

2. 地　勢

[illegible]

[illegible] Gully [illegible]

山腹耕地も主要な役割をなして居るのである。

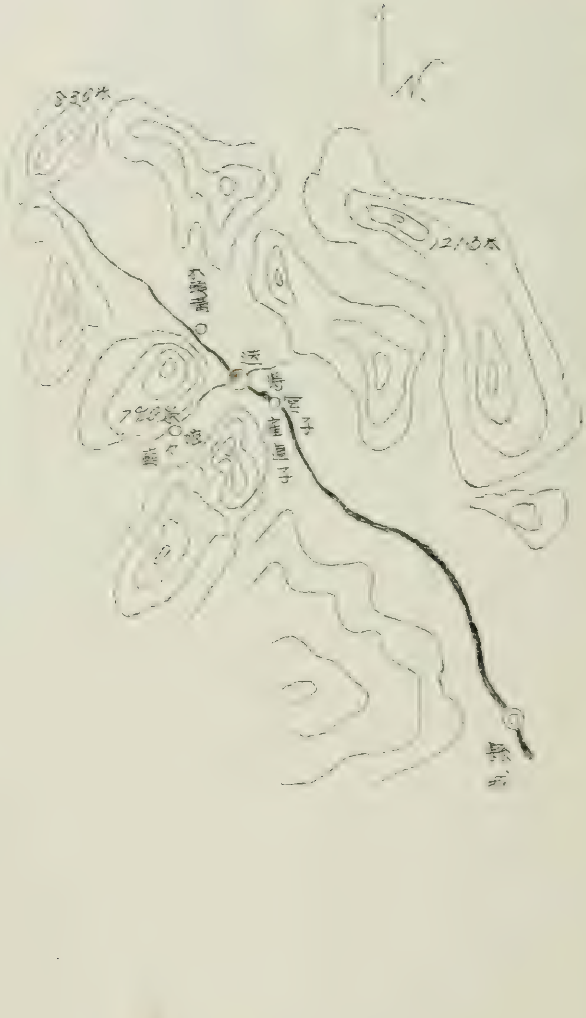
河流は雨期には水量激増するが、長く続かず、減水も急激である。冬期は殆んど水涸れが多いの

[illegible]

[illegible]母岩露出で樹木荒れるものなく、唯灌木や雑草が覆ふ程度で、中腹以下の傾斜は[illegible]

[illegible]耕地[illegible]されてゐるのである。

位置、地勢図



ろ、気象概要

イ、[illegible]秋冬の時期、[illegible]、[illegible]最[illegible]の時期

[illegible]時期ハ十一月上旬、第一回ノ降雪之ヲ期[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]旬——六月中旬

[illegible]旬——十二月下旬

[illegible]けて、冬期となるのであるが、脱穀を行ふ前に初冬の作業として、この[illegible]

[illegible]、これ厳寒の候ともなれば其の工程三分の一に減ずるからである。（薪刈りは初冬の候は大体一日三〇束を刈る）此薪刈りの候からが冬と称せられてゐる。

口 [illegible]晴曇の多少

[illegible]が最もよく晴れる。

冬期[illegible]晴なるも風が砂塵を[illegible]起す故悪天候とされて居る。

[illegible]す。

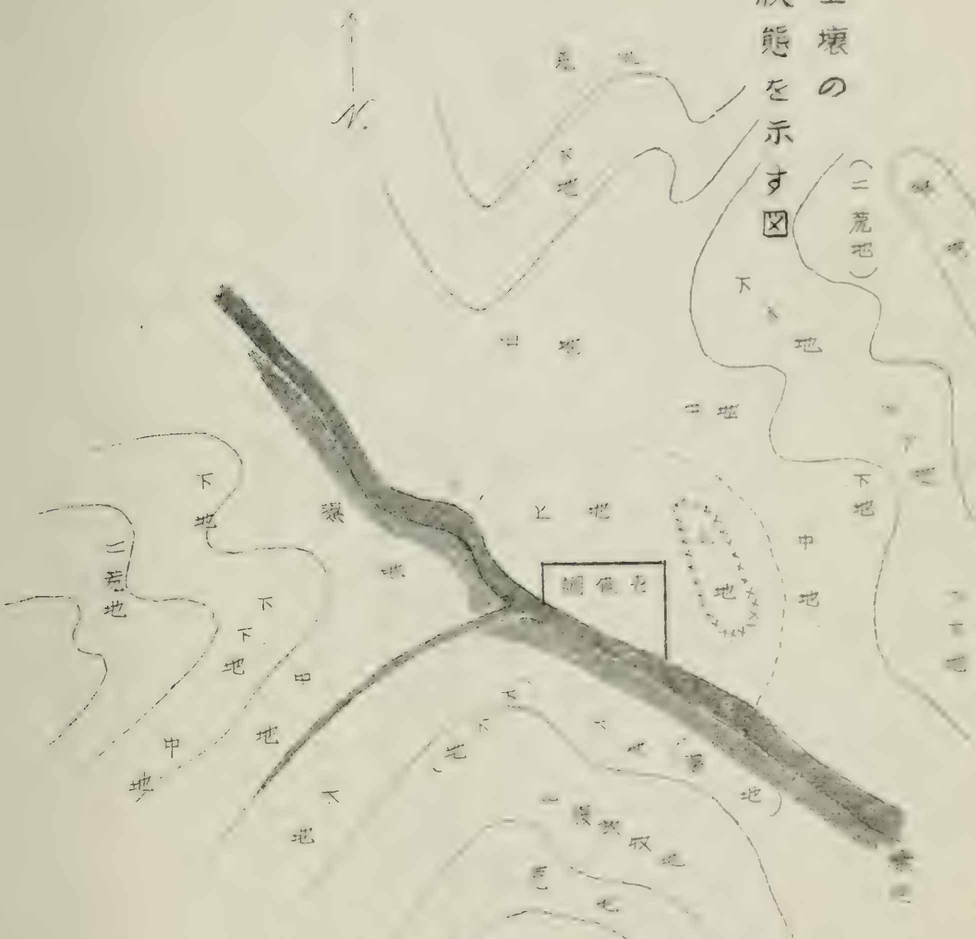
項目	時期。期間	備考
初霜	[illegible]露[illegible]八月下旬	
終霜	四月中下旬	
無霜期間	四ケ月間	冬季最寒の候は降霜稀である。
雪の深度	〇、五尺——一尺	時期は不定だが、一般に降雪少い。
結氷期	十月上旬	立冬の候である

解氷期	三月下旬	
地下凍結始	十月上旬	
地下凍結終	十一月中旬	
地下凍結深度	五－七尺	
雨期	六月一ヶ月	此の期に降雹ありて、被害大である、
播種期の降雨多少	少し	春耕期の雨は谷子粒が降ると同称に喜ばれる。
乾燥風	北風	二月上旬より播種期にかけて甚だしい、

◎農耕上、播種期の降雨少き事と、雨期によくある降雹とが最も憂慮されて居る、

調査時（康德三年春）に於ても、今の雨は谷子粒が降る様なものだと、降雨を待って居たが、果然降雨が少いのである。

各種土壌の分布状態を示す図



註、

一、[illegible]
薪草刈し

二、[illegible]山地[illegible]
薪草刈し

三、××××にて示す上地
は潮乾土地帯であ[illegible]

4. 地質、土性、水

(イ) 耕地、廃耕地、荒野濕地、林地の分布状態（聴取調査）

	概略の面積	割合%	備考
耕地	五五〇畝〜六〇〇畝	五五%	これは聴取結果である
荒地	五〇畝	五	戸別調査集計結果と必ずしも一致しない
廃耕地	五〇畝	五	
濕地	一五〇畝	一五	農民の概念によるものである。
林地	五〇畝	五	
[illegible]	一五〇畝	一五	
計	一〇〇〇畝		

(ロ) 耕地の上、中、下、下下、アルカリ地等の分布状態

	割合	面積
上地	五%	三〇畝
中地	二〇%	一二〇畝
下地	四〇%	二四〇畝
下下地	三五%	二一〇畝
計	（一〇〇%）	六〇〇畝

	割合	面積
平地耕地	三〇%	一九〇畝
山腹耕地	四五乃至五〇%	二九〇畝
河岸耕地	二〇乃至二五%	一二〇畝
計	（一〇〇%）	六〇〇畝

(ロ)鹼土又はアルカリ地に於いて潮乾土と称する特殊の地域がある。

(八) 耕土の性質

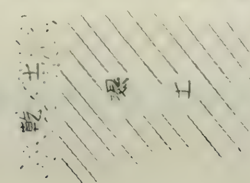
	深さ	色	種類	備考
山地	三、〇尺	黄褐色	砂質土	
平地	三、〇尺	黄黒色	河淤土	
谷地	一、三尺	黄色 白色	黄沙土 風沙土	風沙土は白色——白黄色
山腹地	一、〇尺	黄色	黄土	

	土壌ノ種類	備考
山腹耕地	黄土(三〇%) 黄砂土(七〇%)	耕土の深さは概ね浅く、一尺位にて下地多い
平地耕地	河淤土及黄沙土	
砂丘耕地	風沙土(白沙土)	沙坨子地、沙蓋子地、沙包(子)地等様々に呼ぶ

鹹質土の称する「潮乾土」と云うものがある。

潮乾土は平地に多く、山腹地には殆んど無い。土壌の表面のみが乾燥せる層を成すので、毛管作用が行はれないのである。黄土は毛管作用の甚だしいものが多く、下層は??が、この「潮乾土」は表面一寸乃至二寸が乾土層となり、下層は湿土である土壌なのである。

潮乾土



作物の成育は良好であるが発芽歩合悪いので播種量を多くせねばならない。上地又は中地に多いのである。

(二) 地下水位及水質

◎ 地下水位　最多時期＝七尺乃至一〇尺
最少時期＝二〇尺

而して夏期五月―六月の間が地下水位最も高く、冬期十一月―十二月の候が最も低いのである。

◎ 飲料水

色＝無色　清澄度＝澄む、而して無味無臭である、

風土病である瘤が非常に多いのであるが、之れは飲料水が山水で、強いから出来ると称して居る

第三章　社會生活

第一節　屯内の協同生活

イ、親戚關係

この農家も他と等しく經濟的にも重な親戚關係を相互扶助と内親戚關係に付いては戸別に分家一
そこで於て親戚と呼ぶのは祖父親、本親（父母親の兄弟（男子）の直系にて之は三代數を限り
て親戚とは叔父親、本家親と云つて母親の兄弟（女子）は一三代のみを親戚と呼ぶ。
親戚間の結婚關係に就いては互に「親戚望着親戚・本家、望着家通婦」と云はれ親戚間で經濟的
にも扶助は望ましいものとされて居るが只々分家の間柄にある時は却つて相手方の負に陥ち入るこ
とも云ふ分家は感情を抱いて居る即ち分家が家庭不和に原因する時斯る感情対立を生ずるく
かく断る際は相互に金物を融通し合ふ様なことは無い（近所遠方近所の言は此の間の事情を物
語るものである）

ロ、屯内農家間の相互扶助

〇 職工、農具、或は役畜、農具の貸借に就いては別項労働関係参照

専要、種になる土地金融又は普通貸借等に付いては別項土地関係又は金融等を参照のこと

〇 労力の融通

共同耕作は分家間に見受けられるのみ、然し分家原因が家庭不和にある時は斯る共同関係はあり得ない。

其他別別項労働関係を参照

〇 贈与施与

貧者に対する富者の施与は無い。収穫后に於ける落穂拾ひに対しては一般に黙認する慣習あり、之れは老人又は婦幼者の仕事となって居る

「吃大家」の例は未だ嘗て見られたことは無いが「均粮」なる例は民国十九年及び康徳二年の二度の外「当穀者」に見られた。

ハ、自衛の為の協同

自衛の項参照

水利利用

ホ、借地に付いては土地関係の項参照

〇 人力、役畜、農具等に付いては別項労働関係参照

[illegible]

八、「[illegible]」[illegible]

[illegible]進することがある、斯る事例は民国年間数回あつたが之等は明に「[illegible]入分」の好例とも

[illegible]

二、[illegible]

第二節　政治自衛

イ、保甲制度（区村制度）運用

[illegible]新に村制の樹立を見るに及び[illegible]保甲制実施[illegible]、[illegible]村保甲の併用主義をとつて居る。

[illegible]内務省管下に地方行政と共に保甲は警務司管下の警察機関の補助代行割りを持つものであ[illegible]組織、事務内容共に不可分関係にあり相扶けて地方行政の円滑を期することになつて居る[illegible]実施村制実施に至る迄は保甲を以て地方行政の主流となし県公署[illegible]の衛生[illegible]区村への連絡は挙げて保甲の手を経たものであるが区村制確立と共に保甲は専ら警察行政の補助機関たる地位に置かれ、従つて保甲の行政事務内容は従前に比して著しく狭められた、又地方自治団体経費も保甲費の名目を以て課徴されたものが区村制成るに及んで村費の名目が之に代り県公署派遣の行政指導員の厳重なる監督下に村会計事務の内容は公明を期し得ることゝなり県公署対区村の関係も一貫せる組織の中に円滑なる運用を招来し得るに至つたのである。

行政指導員は全縣下に日系職員が四名配置され其の下に満系の行政連絡員を全縣各要所に配して地方行政の指導監督の万全を期し居る現状である。斯る制度下にある地方行政は自治確立の点より看るならば幾分官治的色彩濃厚なりとの感無きにしもあらずと見えるが従来の土豪的紊乱下に放置されたる地方行政より顧みるならば止むを得ない方法でもあり、より効果的であらうことは施設日尚浅き今日既に多大の実績を収めてることを以ても将来に対して十分期待し得るものゝ如く思はれる。

行政指導員、全連絡員の主として狙ふところは区村(保甲)の会計事務の監督であるが、監督の実を挙げる方法として、区村経費の予決算制を採り予決算に対する事前事后の決定は悉く行政連絡員の認可を受くるを要し日常の些細な出納事務に至る迄随時検閲を受けることになって居る。

其の他区村(保甲)の重要人事については必ずこれに干与し縣の佈告命令の伝達、国税縣税の督促、徴収等其の干与する処は極めて広汎である。

ロ、必に於ける保甲制度(区村制度)の運用状況

○ 保甲牌長区村長の選挙任免

先ず各村の農家に於て牌長を選出し牌長は甲長を選出す、保長(区長)は区内の有力者大地主、[illegible]家等を縣公署に集合せしめて縣長之を指名す。村長は牌長の選出により行政指導員の承認を得て[illegible]任す。

[illegible]の選出又は縣長行政指導員の不適当と認むる場合有れば適宜其の職を免ぜられ新に前述の手続[illegible]後任者を得る。

○保甲牌長（区村長）等の実際の仕事

[illegible]の監督を要する

[illegible]

受け各牌の戸籍調査民間紛争事件の調停を為す。

[illegible]

就任す）

○保甲負村負に付いては別項諸税公課参照

[illegible]

開発せし地方は模範以前匪害を蒙りたること[illegible]入[illegible]

ンとなる危険人物の往来に依り屯民は安居する能も無かったが保甲制実施以来新に入屯せんとする

者は保証人を要することゝなり、之が不安は除かれ、又村制施行[illegible]

[illegible]の公衆の悪行も跡を絶ちたる為め大部分の者は新制保甲区村を歓迎し[illegible]

八、屯内の相談決定

主として村、甲、牌長等が之を決定するが屯内の合議を必要とするものは、村費の割当決定の外

祭事（廟）の経費順序等を決定する。

二、建国創立後の種々なる変化と之に対する感想

建国以前の公天は私利を計つて公益を顧みず保甲費其の他の課徴は公平を欠き又兵災匪災の重圧等の諸悪弊は除かれ貨幣価値の変動は国幣を以て安定し治安も漸次良好となり物価は低落して既に建国前に比して格段の好條件に恵ぐまれることゝなり農民は等しく今日の制度を喜んで居る。

ホ、一般農民の政治に対する関心

縣よりの佈告命令は区長―村長―牌長の順に良く徹底し縣公天の圧迫は無く従つて役人に対する「以前は總べて隠す」の慣習は次第に是正されつゝあり。

ヘ、自衛

〇本縣は国境線にあり且つ山地多く従つて治安は悪い民国十四年後建国迄は匪害頗る多く其の[illegible]數は判明せざるも家畜の掠奪多く為めに馬、羊等は殆んど姿を没する状態となり大同二年事変と[illegible]は治安は極度に悪化し本屯並びに附近に於て人質と成つた者も少なく無く現村長下姓も人質の[illegible]一人である。

[illegible]ことは組織的大部隊の悪行であるから自衛団の如きは何等役立つことは無く彼等の意に委[illegible]が低いのであるが康徳元年頃より治安も漸次好転し縣警察力も漸く重きを為すに至[illegible]匪害範囲も全く聞ることが出来たのである。

〇自衛組織の変遷

[illegible]
[illegible]ものゝ如く思はれる。
○[illegible]
[illegible]通匪は之を排斥するも木を断る事例なしと

第三節　家族制度

イ．家族の共同生活（特に大家族制度の場合）

○世帯の大きさ

匹内に大家族なるものは無し

○家族内の統制

家族の代表者を「当家的」と呼ぶ、之は父親及子弟中最適任者と看做す者を指名するのであるが父親の此の指名権は絶対的なもので選に漏れた者でも之れに不服ある者は無く又為めに兄弟間に不和を招くこともない。

「当家的」の命令に対し家族員は絶対服従しなければならない。

「当家的」単独にて決定し得る事項

金銭の出納（慶弔費）耕作面積及び作物別作付面積の割合決定、其の他自家物品の購入等家族員の同意を要するものは不動産の売買、穀物役畜の売買、負債、雇傭人の決定、結婚等とす、家族会議に列し得るものは二十才以上五十才未満の男子に限る、家族会議に於ける家族員の権利は平等である。親族会議を要する事項は分家及び家族員の除籍等とす。

「当家的」の命令に従はぬ者ある時は両親より訓戒を為し尚服従しない時は強制分家の方法を執る。

○家内協同及び家計分離独立の程度

本村に於て分業をなして居る家族なし

収穫物出稼人の仕送り金物等は家の財産となる、家内物品消費につき家族員の間に差別を設けることなし。

家計出納の管理は当家的がこれに当るが出内に斯る帖簿を作製する農戸は無いと言ふ。

二組以上の夫婦が一つ家に同居する場合には結婚に要した諸物品は夫婦別の財産となり家の財産には入らない。妻の持参金は「小份子銭」と称し妻の財産として家産より区別さるるも小家畜の個人的飼育等は認められぬ。

又中流以上の家庭に於ては小份子銭は確実な相手方に貸し付けて其の金利は妻の日常小遣銭となる。

家長以外の負債又は当家的の許可ありたる家族員の負債は家の負債となるも其の他の負債について

は家は大凡次席者の責めを負はない。若し斯る責[illegible]事情ある場合ては貧債家族員は強制分家せしめられる習はしである。

[illegible]

其の事例なし

ロ 相続と分家

[illegible]相続と行はれ方

戸主が四十才以上になるも実子に恵まれず[illegible]養子を迎へる。[illegible]これが養子となり得る者は一般に戸主の兄弟の子供にして男子の中より選ばれるものである。[illegible]云つて他家より男子を迎へることもあるが之れて[illegible]事例は無し。[illegible]

[illegible]相続は前述の如く長子相続は行はれず、一般に末子が選ばれることに依つて居るが、普通戸主へれる親に最も愛好する息子が相続人として指名される習はしである。

遺産相続については男子は順列の如何を問はず子等の立場にあり、所謂均分相続制が行はれるが、即ち遺産に対しては被相続人の子供である男子（嫡子、庶子の別は設けない）は[illegible]た[illegible]分家前の相続人は相続財産に対し等分の相当しい共有関係に立つのである。

○如何なる場合に分家は行はれるか

兄弟間の不和が主なる原因

此の不和は多く父の死後に起る、即ち当家的の命令に従はぬこと又各自家業に精励せず或いは[illegible]作に基づく家計不如意となる場合、或いは自家耕作地に比し労働力が過剰なるが如き場合等を主な理由とす。

又兄弟間には親和が保たれて居るが妻同志が不仲となった場合も分家理由となる、此の事例は他の場合に比して比較的多いと言はれて居る。

又地方治安の混乱期に見られるのであるが大家族を擁して居る時は世間から富者の如く看做され匪襲の目標となる恐れが多分にあるので急いで分家手続きを取ることがある。斯る事例は民国の末期から事変当時にかけて各処に見られたところである。

分家の際被相続人たる父母が生存中は一應親族会議を開かず単に証人を入れる程度に留める場合があり、証人は主として親族間に信用の高い者又は知人の中より被相続人に於て之を選ぶ。分家原因が兄弟不和（妻同志の不和も同様）にある時は親族会議を開き隣人朋友中より信用有る者を招き立証せしむ。

祖先を祀る者は長男であるが親の扶養義務を負ふ者は父母に於て兄弟中最も自分等が[illegible]する者を選ぶ、或いは養老財産と共に父母と同居し、養老財産は父母没後に喪葬祭費として費消する習はしである。

分家の場合には先ず財産目録を作製し分割財産を明示し分割割合を明にする為め分家[illegible]分家契約書を作製する。

[illegible]
[illegible]
内分割し得ざる物例へば役畜（馬牛等）碾子磨或いは墓地等の如きは時価に見積りて（換算し）[illegible]
[illegible]
負債も均分相続されるが相続前予め債権者に向って相続開始の事実を通知し其の同意を求め[illegible]ば
[illegible]

第四節　教育

イ、学校私塾

屯内は既に建村当初初級小学校あり、調査当時教師一人生徒四十名あり、本小学校は康徳二年十月十日設立、開校当時の生徒四十名有りたるも当時の校長王氏の教育方針に不満なる為全部退校し十一月一日より暫く廃校状態なり、各農家を訪問し教育の必要を説き四十名の生徒を集めて今日に至る。康徳三年十二月末迄には三学級迄進み現在教室二個、男女共学、日曜日も講義を休むこと無く、教科書は固定の教科書国語、修身、自然科学を主として手工、図画、唱歌は無い。今后手工に力を注ぐ将来副業の助けと為さむとする積極なり。

複式教育法

本校は開校后日浅く初年度教科書は縣より頒布されたり、学童年令は満七才より十五才迄なるも現在十六才の者も一名ある。

農繁期に至れば学童は自由に休暇をとり学校も自ら休校同様の結果となる。

ロ、区内児童就学状況――戸別票参照

ハ、識字者の比率、識字程度――戸別票参照

私塾は嘗て区内にありたること無く隣区にあった。

第五節　衛生

イ、調査地方に於ける風土病

本地方は熱河特有の粗脖子あり、区内過半数の農家に見受けられる四十才以上の老者に多く見受[illegible]るが中には二十才未満の者にも頸の太つて居る姿が見受けられる。[illegible]ず邪魔にも拘らず一般に何気無く放置してるのであるが、農民の語るところによれ[illegible]行って生水を飲めば頸が太くなると言はれて居るが男子よりも女子の方に多く見受けられ[illegible]によれば生水の関係よりも寧ロ食物（営養）に原因するのではあるまいか。

ロ、[illegible]の風土病の歴史は農民に訊したるも不明

[illegible]病に入るか否か判明せぬが「唖子」なる者本区に一名、隣区には相当多数見受けられた

[illegible]

治療上の研究――前記の病気を除き「仙家」を信仰し、香頭（巫医の一種――など称し）として仙家神を呼び出し病を取り去らしむ。

[illegible]

[illegible]

ハ、[illegible]は言[illegible]無し

ニ、妊娠　産婆

出産に際[illegible]の費[illegible]二名あり、[illegible]する。

産婆は専門の者無く経験ある老婆が之に代はる。

ホ、同棲の慣習は行はれぬ

ヘ、死亡率　住居

第六節　風俗、習慣

イ、結婚

結婚年令は男子十八、九才より早きものは十五才、女子は略々男子と同様な年令になる、尚此地方は妻は夫より二才位年長者であるが普通

結婚の成立すれば仲人が両方の身分、財産其の他を告げて承諾を受け後換書と言つて男子の方より女子の方へ彩礼銭を贈り、此の彩礼銭の高は普通三十円乃至四十円貧者であれば百円を要し富者は十円位で済む、此の彩礼銭と共に猪一口（一頭のこと）白麺二十斤、大米二、三升、酒五、六斤（白酒）を女子方へ贈るが之等を四色の礼と云ふ。

女子より格別の贈り物をすることは無く、四色の礼の時は男子の父親と媒人とが同道して女方に赴く。

後日吉日を選び（大低三ケ月位後）男子方にて式典を挙げる、此の式典費は富者は五百円位　普通百円位を要する。

本島は成年男子の三分の二位は結婚費を用意出来ない為め結婚難におち入つて居る、女子は過剰することはない、即ち「有剰男没有剰女」

ロ、葬儀

死期に迫つて来た時（寿衣）を作り死者に之を着せて入棺して開弔をなす、帝停は普通二日間位設けられるが富者になる程其の日数が長い、此の期間中親族知友者は五十銭位の香典を持参し霊前にぬかづく事とし哀悼の意を表する

葬儀費は普通五十円又は百円位であるが富者になると幾百円を惜しみ無く費すことがある。

棺は下級な者にのみ用ひ十才以下であれば富者と雖も棺を使用することはなく、アンペラ一枚に包んで野に放置することになつて居る。

娯楽―晩は一年間一日働きに[illegible]年中[illegible]、[illegible]商[illegible]色[illegible]開[illegible]）

[illegible]

農家は清明節（鬼節）五月節（端陽節）八月節（中秋節）十月一日、正月

八、畜産の習慣は無いが、屯内黄姓（旗人）は妻一人

[illegible]五年前迄[illegible]行はれ[illegible]民国[illegible]の[illegible]より今日迄[illegible]外[illegible]節[illegible]

い。

[illegible]飲は早朝から戯園で広く[illegible]されるが、一、二の富者に於ては日常愛飲する者もある。

[illegible]節句、正月等には娯楽の程度は可成り盛んに行はれるが、[illegible]

の間には日常事として盛んに行はれて居るが如くである。

二　屯内の祭り娯楽

旧四月一日は四月娘々廟の祭典で市もあり老若男女多数集り中々盛大であるが民国十五年（[illegible]）

迄者は[illegible]続きで芝居、高脚子を催すことも出来ず以前に比して淋しい。

正月十五日には高脚踊をやり中々賑ふ。

又雨乞することもある、又虫害甚しい時は虫王神に供物（猪肉牛肉）を献じて祈禱する。

又凶作の翌年豊作になった時其の祈りを為した時期になり次の様に供物を為す。

四月一日　猪生（薬王神）―猪肉

七月十五日　河生（河王神）―羊肉

六月十三日　龍生（龍王神）ー羊

数平竹は普通一円乃至二円、貧者は五十銭以下の金物の授受が行はれる。

ホ、宗教

大部分は佛教儒教も少々入つて居る

第七節　訴訟、犯罪

土地関係、小作関係の項参照

其の他特殊なものなし

第四章　土地慣行

第一節　地積

耕地単位は八、坪とする

天地は可播種時等で一日を以て一日当に耕すことの出来る面積を意味するが、その面積は一、二晌

び測量不能なもの）と質（砂質な耕土質なもの）差難事情によつて其の実質面積に差異がある。

一天地、三晌地は分ち一晌地は天地二晌面分作業能率で出てる。

（以上是将村で調査）

しかも農民の素朴な観念としては一天地八畝（一畝二百四十弓）位にしか考へ（白川農場資料）

康徳三年暦一畝三百六十弓、一弓一、五尺ノ基準を以て県公署の土地測量が行はれたが、其の目的

とするところは主として畝積村費の課税面積を抽出することにあつて農家の経済単位としての面積は

実際数と一致せず（県公署の土地測量の結果土地所有、土地入関農家数は実際数の半数にも満たな

い——調査に於て一しかも全体としては漏れ易く測量してあるが、実際調査に当つて経済単位的

安学の所有又は入典地面積を聴き出すことは非常に困難を伴つた、即ち事実上土地権利者の持つ土地面積を聴取すると共に縣公署測量の結果は単なる参考の程度にしか利用出来ず、且つ農民は旧貫面積と縣公署面積とを混同して報告すると云ふ破目にさへ陥り入つたのである。

止むを得ず代表農戸数戸撰択の上各農戸の所有地、入典地、耕作地全部につき実測を試み正確な規準を発見すべく努めた。

実測の結果は次の如し、

実測圃場数合計三十六内平地二十八、山地八に付き一弓を一、五米とする縣公署使用の同一標準に拠り実測せり。測量従事員数は調査員十六名、助手十六名と成つた。此の結果によりて農民呼称の一大地を標準畝を以て其の分布状況を表示するならば次の如し。

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV	XV
平地	1	0	0	2	2	3	5	7	4	1	0	2	0	1	0
山地	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0

註、[illegible]は実測歩数、其の他の数字は圃場数を示す

[illegible]に対する縣公署実測畝数[illegible]畝となり[illegible]

[illegible]

[illegible]縣公署実測畝数総計二百三十八畝となる。然る

[illegible]

第二節　土地所有権並に確認方法

1. [illegible]

[illegible]

沿革に於ても述べた如く本地の土地は大部分旗人の所有地にして、一部漢農に売却された外は恐[illegible]典権の範囲内で其の使用、収益、処分[illegible]とすべきである（後述典の部参照）しかも典権の内容は殆んど所有権的な内容に類似してゐるもの[illegible]あるから往々固有と混同される恐れがある。旗人の「賦課なる所有権」のように漢農の「[illegible]」[illegible][illegible]在することは本地土地所有権の著しい特色である（後述典部戸別票土地関係票参照）[illegible]問[illegible]を負担し何い。所有地も僅かに存在する（戸別票土地関係票参照）

2. 確認方法

然し確たる公的確認方法が執られて居らないので之を補ふ為めに民間には次の方法が慣行されて居る。

○ 売買契約書（又は其の他の所有権譲渡契約書）の所持を以て所有権の対抗要件として居る（大同鎮在住農張姓談）

従って農民は該証書の保管防衛の為めには相当なる注意と凡ゆる犠牲とを惜しまない所謂である（逆将村千村長談）

○ 売買契約成立の際買得人は買得地の地四隣者、又は屯内外の有力者に対し買得事実を披露する（後述売買慣行の項参照）之れは買得事実即ち所有権の取得を第三者に公示する方法として必ずなされなければならないものとされて居る（逆将村千村長談）

第三節 地価

1. 土地売買価格の顕著なところを表示すれば次の如くである

[illegible]	康徳二年	民国十五年	民国元年	光緒二十年	備考
上	三〇、〇円	四〇、〇円	二〇、〇円	二〇、〇	(イ) 毎畝二百四十弓
下	二〇、〇	三〇、〇	一五、〇	一五、〇	(ロ) 四十[illegible]

[illegible]	一三、〇	二〇、〇	六、〇	六、〇
下下	三、〇	ナシ	ナシ	ナシ

（八）下下地は實施二年の[illegible]測量の結果新に定められたもの

2 [illegible]
である。

等則	[illegible]	每畝小作量	備考
[illegible]	八〇、〇円	谷子一〇斤	イ 每畝二百四十斤
[illegible]	四〇、〇	八〃	ロ 円は国幣単位
[illegible]	二〇、〇	六〃	ハ 斤は市秤標準
下	一〇、〇	四〃	
下下	五、〇	三〃	

但し墓地は一一〇円、[illegible]八〇円、[illegible]は二〇〇円とされて居るが、本件では[illegible]
ものは果園（[illegible]畑）が有るのみで墓地は無い。

3. 堰外地区大灘地方の地価は左の如し。

等則	每畝地価	
中地	四〇円	每畝二百四〇斤
下〃	二五〃	単位国幣

下下地	一、五
荒地	〇、八〇

第四節　土地所有の集中分散

大同二年の事変以后当経済は極度に萎縮した為め典売による地権（所有権、典権）の移転は全く停止されたる観があり、康徳二年に入って漸く僅かの典権授受行為が見らるるに至ったが之れすら今後の推移を観るに足る資料とはならない（戸別表第二表参照）が事変に因る災害は当経済に対して全面的なものであったにも拘はらず其の深度に於て階層間に必ずしも全称なものではなかった。即ち屯の富農であり得る為、仮にせよ大同二年の事変に際し進で県城に避けて事態の回復を静観することが出来得た為其の他の下層零細農は徹底的に兵火の蹂躙下に曝された為め正常農（災害の程度が比較的に軽微である農戸）ですら其の回復には今后五、六年を必要とするであらう（平年作が続いたとして）と云ふことであるから、こゝに両階層間の経済的懸隔が事変を契機として著しく拡大されたことは明白であり、而して当屯の回復、当生活の整調と相俟って当経済の指標たる地権の授受は漸次富農に傾いて行くであらうことは想像に難くない。康徳二年頃より既に其の曙光が見られる（本項前述参照）而して零細農は漸次其の債権者へと地権が移転されて行く必然さを持って而も略々同途の一般いるであらう。

[illegible]

し之を利用するか或いは避けることの出来ない集注の如き農戸は此の弱に必ず見られる地価の累落を[illegible]は大量的一方的であつて斯る事例は光緒以来二、三に止まらない。平時の少量的多迈的なるに比べ[illegible]（[illegible]参照）

[illegible]を受けて同族間の分家に[illegible]。[illegible]的な会的発達期に現れることが[illegible]（[illegible]）[illegible]遠く[illegible]に通る地方においては合家の事例も極めて多い[illegible]、均分制[illegible]（[illegible]参照）

第五節　土地売買の慣行

土地の売。売と出売又は杜売、絶売とも言って典と区別して居る（附録、其の一、二、[illegible]）。

普通契約書一通を作り買得人が之を所持する。

契約書に記載される主な点を列挙すれば次の如くである。

(イ)　売り方の氏名

(ロ) 地目及び其の所在地（四隣を明示する）

(ハ) 價　額

(ニ) 買ひ方の氏名

(ホ) 売契なる旨を明示し

(ヘ) 契約成立年月日

(ト) 仲人（仲立人又は仲説人）並びに代字人の氏名（代字人の氏名を欠く場合もある）

此の中仲人について一言し付けれはならない。

仲人とは仲介人の意であるが仲人の社会的地位（財産、履歴、人格等）如何は契約内容に[illegible]らしめる為めに極めて重要である。社会的に信用深い仲人が立てば契約について[illegible]事も無く、仲人は契約成立の事実を第三者に向って立証する役目をも持って居るから[illegible]ては[illegible]くば其の人選を慎重にしなければならない。仲人の地位は子孫三代に及ぶが[illegible]持つ仲人の地位継承を拒否することは出来ないから仲人に立つ者にも軽々しい[illegible]い[illegible]、[illegible]は時[illegible]の[illegible]又は地田隣者は契約当事者の何れかより懇望された場合等[illegible]事情が無い限り拒否することはない。

仲人の契約上の地位は契約の単なる仲介人に過ぎず、保証人とは異るのであるが、仲人の社会的優位は契約内容に[illegible]言の重味を添へるものと観念されて居る。

仲人の数は通常二、三名以上、五、六名であるが、之れは絶家逃亡等の理由で将来（契約成立后）

[illegible]

[illegible]

[illegible]——一〇七頁[illegible]

[illegible]

[illegible]

買得人は売買契約が円満に成立したなら売り方、仲人、代筆人等契約に直接関与した人達及び[illegible]

[illegible]此の結果仲人は契約成立の[illegible]

[illegible]

[illegible]一種の公示方法であるから[illegible]

[illegible]で必要が乏しい場合等）が思い[illegible]買得人は此の席を設けなければならない[illegible]

[illegible]家族の中最も重要なものであるから[illegible]

[illegible]を選ばれとするのは社会感情の自然な帰趨である。之が買い方としての先買[illegible]

[illegible]ますまい。

[illegible]地方の先買順位は

イ、同族者

ロ、姻族者

八、地四隣者

二、当内者

ホ、当外者

右の如くであるが特に八、地四隣者について一言しなければならない

地四隣者とは売買の目的土地の東西南北に接続する土地を所有する者との意であるが、地四隣者は土地の所在を明にし土地の利用収益につき相互に隣保関係を緊密にすることは土地の利用価値を高めることは絶対に必要である、従って売買の如き所有権的な処分権を行使することは旧来の隣保関係に重大な影響を与へるものであるから土地所有権者は予め地四隣者に向って買得意志の有無を質すことが社会道徳の上から必要な事とされて居る、又假令地四隣者の買得意志の無いことが明かであっても彼等は第三者と売買契約を結ぶ際に契約の仲人に立って責みか少く夫々売買契約証に署買得人は買得事実を其の者に披露する宴席に招待しなければならない。

以上の先買順位はすべて売却人の社会良心に左右されるものであるが康徳二年大同鎮西白谷村に於いて売却人が右順位を無視して突然当外への第三者と契約を結んだ為めに当内人は勿論四隣者は激昂して買得人の買得地利用を阻んだ事件があったが之れは共同生活体の越ゆべからざる垣を越えた当然の結果として興味深いものがある。

然し右の如きは単に先買順位を示すもので其の権能は絶対的のものではないから申込み価額に於て当事[illegible]如何に拘らず高価を唱えた者が最高の買得者となった、即

[illegible]

[illegible]

（[illegible]）

第六節　典押の慣習

一、典

イ　意義

典、当、は同意語であると言ふが契約書には典、を用ひて当、としたものは見当らない、寧ろ指、地、借、銭、契、が典と同意語に使用されて居る（附録其四、十八参照）其内容は典と全く同一であるが特に銭、無、利、[illegible]場合もある（附録其の二十一参照）此内容は銭、無、利、地、無、租、を附けして[illegible]るが之れは小作の一種だと言って居る、即ち曰く「自分には小作地は有るが地主に金を貸してある[illegible]人は小料を地主と借り金の利子を払ふには及ばない、之れは銭無利地無租と言って典とも言ふ」と。　しかし其の内容を精査すれば典の内容と全く一致するものである。

而して典とは「或る人が他人より一定せる金銭の融通を受け其の対価として自己の不動産を使用収益せしめる行為にして他日之と同額なる金銭を給附し其の使用収益を終了せしめ得る内容を持つ」との一般的な語義と同様である（旧慣調典の部一頁参照）

ロ、成立

売買契約成立の形式に準じて取り結ばれる、ただ売買契約書が通常一通作成されるに反し典契約書は二通（同一内容のもので割字がしてある）を作り出典者（原主又は原業主）入典者（置主又は接典者）が夫々一通宛所持保管する点が異なる（附録其の一、四参照）

典契約の内容は売買契約と略々同一であるが典契には必ず「洋到許贖」又は「銭到回贖」の文言がある（附録其の四、十二参照）

で仲人の地位についても売契と全く同一であるが売買契約は一旦成立する時は買得地に対して絶対的処分権を持ち、旧所有者は売却地につき何等の権利を残さないから、契約成立后の仲人の地位は実際には殆んど空位に近い。然るに典契は契約当事者の権利義務又は原主の所有権者的な権利行使、（回贖権の行使、第三者に対する典地の売却）等によって両者間の関係は複雑になり且つ此のような一般的典契が典の期限を定めて居らないので比較的長期に亘って（二十年乃至六十年）継続きする傾きがあり仲人の地位は極めて重要なものとなる。典契の内容が長期に亘って何等の支障無く、円満に遂行されるかどうかは仲人の人格、見識等にまつところが多い。（大関鎮在住農民談）

ハ、典権の内容

典権者（典権者、承典者又は接典者）は典地（契約の目的物）の用法に従って使用収益する権能を有つ、耕作宅地田、菜園子、院子等の地目に従って夫々使用収益の内容を異にする（附録其の二

九、十一、十二参照）此の権能は何人からも侵害されることはない（遊將村于村長談）

[illegible]

[illegible]

村于村長談）但し房子については舊地、不拆屋、の原則に従ふ（後述……参照）

[illegible]

[illegible]

[illegible]典権の範囲内に於いて[illegible]典価を得[illegible]

ることがある（遊將村于村長談）

從つて典権の目的は土地の使用収益権を取得して所有権に近い地権を望むからであつて、決して業主の回贖による典価の返還を期待するが為めではない。金融担保[illegible]の[illegible]を見るのである（大閘鎮在住農張姓談）

しかし乍ら金融の一方法として典権を設定する意図が頗く多く[illegible]從つて典主の典権設定の目的と甚しく喰ひ違ふことは往々典権の社会的利益に反する事態を惹起する原因となる。（大閘鎮在住農張姓、楊姓談）

二、回贖

業主は典主に典価と同額の金銭を支拂ひ典主の土地使用収益を停止せしめ其の所有を回復することが出来る契約書に「銭到回贖」と言ふのがこれである、又期限が取り極めてあつても業主の典価

返還が無いから永久に典地の回収は望まれない。契約書に「若銭不到永遠为業」とする所謂である（附録其の四参照）

典契に三年又は五年の期限が附いて居る場合には原主の回贖は成る可く期限経過后に行はるべきが社会通念に合致したものとされて居る。然し之れは単に原主の好意に俟つのであって社会的強制力は無いから原主が之れを侵しても別段損害賠償の問題は起らない。

但し契約成立后一ケ年間は如何なる事情あるにしても回贖することは出来ない（新城在住農學姓談）

尚は典の期限が定って居らない場合には契約成立后一ケ年経てば何時でも回贖出来る。但し二十年以上経過したものは成る可く早く回贖されなければならない。土語に「産地三年無价火[illegible]」[illegible]典主が[illegible]年間も継続して耕作（使用収益）すると恰かも自分の土地を自作して居る様な錯覚を与へるから況して二十年以上も引続き耕作する時は第三者も耕作者の所有地と看做す恐れがあるに[illegible]判に[illegible]不都合を生ずる結果となる（大園鎮在住農張姓談）

しかし実際には五十年以上も経過したものもあって殆んど整理されて居らないものが多い（附録其の八、十三、十七、十八、二十参照）

[illegible]期限[illegible]原主の回贖請求が伴はない限り典主は典価の返還を請求し又は典地を第三者に処分する権能もないから典関係は永遠に持続されることゝなる（[illegible]城在住農[illegible]姓談）

其の他回贖に就き注意すべき事項を挙げるならば

△回贖権の不可分性

売主は一筆の契約書に係る売買地の一割を回贖することは出来ない。回贖の場合は面積の多寡は問はない、必ず一筆につき田土全部を以て回贖さるべきで売主は一部分の回贖を申し込むことは出来ないとされていることが出来る（大固鎮庄住農張嘉敷）

△遅滞代料

一、契約所定時に典価と実際利用価値との間に甚しい懸隔があり、

二、そのまゝ契約の持続することは典主の損害に至るべきを何人にも予見し得る。

時即ち典価と用益価値が甚しく不釣り合ひな場合には典主は仲人を介して条件を附して原主の回贖を請求するのである。其の条件とは典主は典地を一度に返還する代り典価の返還は年賦又は分割済をと許容することである。

之れは極めて異例に属するので契約面の仲人の他に地方有力者が介入して解決する場合が多い。しかし原主に将来とも典価支払の能力が無いとか行方不明に成ったと言ふ様な際には其の損害は典主の負担となる（大固鎮庄住農張姓談）

△捨価回贖

土地生産力の遞減或いは社会経済の変動等の理由により地価が暴落して近き将来回復の見込がない場合、典主は典価を減額して原主の回贖を請求する、即ち典主は典価の減額価を自己の負担すべき損害とし、原主は典価より少い金銭を以て回贖するのである。

以上ロ、ハ、夫れ回贖の異例であって一典主は原主に対し回贖を請求し得る権利はない」との原則は矢張り適用され、結局此の際典主は原主の社会的良心に訴へる他に道はない（大同鎮在住農張姓談）

ホ、期限

期限は三年又は五年を普通とすると言はれるが実際には調査地は勿論大同鎮附近に於ても一定期限を内容とする契約は発見することが出来なかった。然し農民の語るところでは稀には期限附の契約もあるかと云ふ（送将村千村長談）

○ 期限附典契

期間に三年又は五年の后回贖出来ると契約してあっても此の期間は厳格に原主の回贖権行使を制限するものではない、ただ原主の徳義心に訴へて成る可く契約期限を尊守する様要請されて居るに過ぎない、従って期限内と雖も原主の回贖請求があれば典主は契約期限を以てこれに対抗することは出来ない（大同鎮在住農張姓談）

○ 無期限典契

典契は一般に期限が取り極めて後の理由として「期限の附かない典契は回贖年次に制限がないから典主は土地を永く耕作出来るものと言ふ、従って期間の有る場合にくらべて其の典價は廉い、漢人は一旦自己の所有地を出典すれば殆んど回贖することを知らないから実質には期限を定めた場合と異ならない、しかも漢人の内心には期限を定めなければ何時でも回贖出来ると云ふ所有者的本能が働いて居

る。従つて之れ迄買つて呉れた田地を附けないことが一般的なものになつたと（豊得村千村長談）

又一説には「漢人は最初より田地の売却が無いので期限を定める必要を認めなかつたし　と

一つの習慣ともなつて居た」

[illegible]

は作農[illegible]談）

ヘ　典価

典契約成立の際は田主側に提交された全額の典価を支払ひ、典主は期限後は原契約成立の総額に応ず

ることとなつて居る（豊得村千村長談）

典価の分割給付は許されない。特約ある場合と雖も契約成立後二三ヶ月の間に支払はなければなら

ず又実際にも典価の分割給付の事例は殆んど無い（県城在住農恵姓談）

典価の貨幣単位は建国後は国幣を用ゐると云ふことであるが実際には大洋を使つて居る。民国又は

光緒年代には大洋又は市銭老銭を単位として居る（附録其の四、八、十一参照）市銭又は老銭の国幣

兌換率は県城市場相場を標準とするが康徳二年度の換算率は市銭一〇〇吊＝国幣十円、老銭一吊

国幣主系となつて居る（送将村英姓談）市銭又は老銭の換算率は市場相場によつて常に左右され従つて此の貨幣単位をとる典価は実質的には常に不安定なものであるから典価と回贖価とが関係して業主原主両の利害が具体的に衝突することゝなり往々之れに関聯する問題が数々惹起されたが多くの場合村の頭役が調停に立つて円満に解決されて居る。然し遂には訴訟沙汰になつた例も少くはない。現在でもこの問題になる可能性は十分にある（八角鎮在住農張姓談）

斯る問題が起つた際には契約成立当時の市銭又は老銭の谷子に対する購買量が回贖時期のそれと一致させるやうに回贖価を決定する（蘇涿在住農曹姓談）

○ 典價と地價

典価は地価の六割乃至八割の間を基準とするのが最も一般的であるが本地方の如く凶荒年が多い所を普通とする場合には此の回数毎に找価（減価又は増価）が行はれ現在では殆ど地価に等しい典価が授受されて居るのも珍しくはない（送将村英姓談、附録其の八、十七、十八参照）

典価と地価との関係を年代別に示せば次の如くになる（[illegible]、蘇城在住農曹姓談）

等別	[illegible]一畝		民国十五年		民国元年		光緒二十年		備考
	地価	典価	地価	典価	地価	典価	地価	典価	
上	二〇	二〇	四〇	三〇	二〇	一五	二〇	一五	
中	一〇	一五	[illegible]	[illegible]	一五	一〇	一五	一〇	
下	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	六	七	六	五	
下下	[illegible]	一	—	—	—	—	—	—	

これは畜舎畑の場合であるが、衛基地、屋子、荒田子等についても略々全琉同じことが言はれる

[illegible]

[illegible]（[illegible]）

売價の増額と找価（張価又は増価）と云ふ（附録其の八、十七、十八参照）同一売買関係が長年継続する時は[illegible]増額請求の[illegible]買主が売価の増額を[illegible]第三者中より入買候補者を見出し[illegible]前記第三者と正式に売買契約を結ぶ。斯くして[illegible]請求の目的を達する[illegible]「高価售地」と呼んで居る（大里村[illegible]在住農家談）

[illegible]代価の増額に請求する代りに売買地の一部を売償で返還されることを請求し此の返還された地を[illegible]自ら使用又は他に売却して売価増額の目的を達する方法もあるが前者の場合に比し実例は少い（[illegible]農家談、縣城在住農島姓談）「高価售地」は光緒年代頻繁に行はれたが近時其の例を見ない（送将村千村長談）

[illegible] 売価の減額

找価の項に述べたところと全く逆に社会経済的環境が与へられた場合売主は原主に対し売価の一部返還即ち売価の減額を請求することは出来ない（送将村千村長談前述田聴の項参照）

A 転典

典主は原主に典地の回贖を請求することは出来ないが典地について第三者と典契約を結ぶことは許されるこれを転典と言ふ（附録十三、十四参照）典主は転典に当つて自主的に原典価の回収目的を達する。

イ 転典の成立

典主は原主に対して予め回贖意志の有無を尋ねしかる后転典契を結ぶを典主の守るべき意義とされて居る（大団領莊住農張姓談）

原主又は仲人が転典契の仲人に立つことは最も望ましいものとされて居るが実際は全く別個な者が仲人に立つ場合もある、其の他の場合は典契と全く同一である（進將村于村長談、前述典契参照）

ロ 典（原典）と転典

転典契は原典契の範囲内に於いてのみ可能である、即ち転典価は原典価を超過してはならない、転典契の期限は原典契の期限を越えることは不可であり、原典契に期限の定めが無い時は転典契の期限を附することは出来ない、又典物の用法も原典契のそれと一致するか少くとも原典契よ[illegible]を与える如き契約を結ぶことは出来ない等である（[illegible]姓談）[illegible]

[illegible]によって転典価が原典価より高価なる場合もあり、[illegible]に一般[illegible]が典物[illegible]

[illegible]「[illegible]」の事件の[illegible]
門は転典し[illegible]
[illegible]
い）又原主にしても出典地を二十年間も放置した責めは免れないし転典権者も出典者の土地に対す
る権利（所有権であるか典権であるか）を究明しなかった不注意の責めも負[illegible]
[illegible]外住民[illegible]に移住し[illegible]ので議論を進めるに[illegible]
転典主側で折半負担するのが至当な解決策であろう（大関鎮在住農民談）
[illegible]典地の一部分を転典することが出来る、即ち典地を分割的に転典することは何等差支
[illegible]前述の「転典は原典の範囲内にて」との原則は[illegible]の際にも遵守されねば
ならない（送将村農民談）

八、転典と原主の回贖、找價

原主の回贖又は找価等の請求は原典契の仲人を介して原典主に対してなされ、原典主が行方不明
又は絶家等の理由により直接請求し得ない場合には転典主に直接請求するが、原主の権限が[illegible]
な場合には転典主は原主の請求を拒むことは出来ない（送将村農民談）
転典主は更に転典することが出来るから一度所有者の手を離れた典地は転典契を以て無限に転々
する関係に入りしかも土地所有者（原主）又は転原主の回贖請求は窮局の転典主に至る迄絶対的効
力を持つから 典—転典—回贖の相互関係は極めて煩はしいものとなる。（送将村農民、大関鎮在

住農張姓談）

B 推契

推又は退とは典主が自己の典主たる地位をそのまゝ第三者に讓渡して典関係より脱退することを言う（大阪領在住農張姓談）

従つて前述転典の異例とも見られる（旧慣調典の部四〇頁—四二頁参照）

典主（又は転典主）が推せんとする場合には仲人を介して原主に（又は転原主に）此の旨を申述べ、推によつて新に典主（又は転典主）となるべき者の立合いを求めて契約書を作成する（当事者呉姓談、附録其の二十一乃至二十四参照）

転典並びに典関係に於て成る可く原主（土地所有者）と近接した地位を慾する、何故なれば原主に典に在っては原主と直接又はより接近した地位にあれば典主は典地買得の可能性も多くなり、且つ共[illegible]諸事情により以上に増大される結果になり得る。従つて推契により新に原主と直接の典関係に立つ至際に典主（転典主とも言う）は契約成立した典価の一割位に相当する金物を原主に贈与する習はしがある。

推契には典契の際に属する典価そのまゝであるが実際授受される金銭は証書面の典価と一致しない場合がある。推契当時の諸事情によつて左右されるのである。

（以上大阪領在住農張姓談）

C　典の慣例

イ、典山荒地

[illegible]

なくても開墾を予定する荒地である物は通常五ヶ年后になつてから回贖又は找価の請求をなす可きと[illegible]

[illegible]

ロ、典小作（老馬不離槽）

[illegible]典契約成立と同時に小作契約を[illegible]
[illegible]之を「老馬不離槽」と呼んで居る、即ち馬は老いても依然として同じ槽を離れ[illegible]比喩である。

小作契約は典契と同時に締結されるのが通例であるが典契后一年を経て后小作契約を[illegible]るが斯る例は極めて少い。

典主は典地を自作する意思の無い時常に[illegible]者に貸し付けるより[illegible]に貸し付け[illegible]小作[illegible]

小作料収入の確実にして又地　の維持改良を計る上に便宜が多いから「売買不離還」にすることを好ましいものと思ひ従つて其の小作料も普通小作料に比し一割乃至二割位いは高額である。

然し売買不離還地は第三者から見れば恰かも自作地と何等選ぶところがないから原主即ち典小作者の悪意次第で第三者と別個に典契約を結ぶことも可能である即ち同一土に二つの典契約が重なる場合であつて之を「一地二契」又は「偷典盗置」と呼んで居る。斯る例は一般に第二典契約の仲人或いは地保四隣者等を欺瞞の上成立するものであるから其の典価も第一典価に比べて二割位廉いのが普通である。

此の際第一典権者は第二典権者に優先するから第一典権者の請求あれば典地を返還しなければならないが第二典権者は原主に対してのみ典価の返還又は損害賠償を請求することが出来る。然し実際には斯る原主は一般に極貧者に多いのであるから第二典主の泣き寝入りに終る場合が多い。

斯る事件は光緒の頃土地需要熱の旺んな際頻繁に起つたが最近では全く其の例あるを聴かない。

（以上大屯鎮在住農張姓談）

八、其の他

△　典地の売買順位（前述土地売買慣行の項参照）

△　典地の公租公課負担

典主が負担する（附録其四、五、六等参照）

△　典の鉄帳売買

墓地については光緒の頃から典の形式を以て其の実は売契であるとするのが一般に行はれて居る

[illegible]

八、[illegible]

[illegible]

2 [illegible]

イ、[illegible]義

[illegible]八分金銭の借入を為し借主は一定の不動産を指定し他日其の金額を返還すべく又は之に代、ノ時く初迄ノ当該所有権を貸主に与ふべきことを契約し且ノ備[illegible]にして之等の本有[illegible]場合[illegible]貸主に於て[illegible]該不動産の当目用益権者なるを得せしむる契約をいふか（旧慣調査の部一良参照）[illegible]契約に於ては「指地借銭」の語を用ふる場合が多く「押」とする場合は然るに[illegible]（附録其の一八及至二十参照）大閣鎮在住農張姓談）、附録其の十九は「指園子借銭契」とし其の[illegible]に「詣康應[illegible]月下同中言明借大洋拾五元整立年秋白交各租壱石二斗本利不到園田銭主自便云々」と明に前述「押」の内容と一致するものであるが附録其の二十は全じく「指地借銭契」であるが内容は[illegible]広いと異ならないのである。故に全じく「指地借銭」と言っても契もあれば押もあり単に形式名のみでは其の実を速断出来ない。之れには多分に歴史的原因と関係が錯綜して居るが如く此の用う

消息を大廟鎮在住張姓をして語らしめるならば「清朝の典売禁止例を避ける為に指地借銭契約や押典を以て典の目的を達する方便をとった、斯る例は既に嘉慶の頃より始まりたるので咸豊の頃になると益々頻繁に行った、光緒から民国に至っても此の慣行は止められず今日に於いてさえ用語上是認せられて居る」と語る又「咸豊の頃に行はれた契約書には銭、無利、地、無租、の用語を以て内容的にも押の場合と一致させたものである」と附言して居る（附録其の二十参照）

ロ、期　限

一ケ年である（送将村干村長談、附録其の十九参照）一ケ年以上に亘ることは無いが稀には当事者間の特約により三ケ年位に及ぶものもある。一ケ年右元利の返済が無ければ指定土地の用途達せ貸主へ銭ましに譲渡される。光緒の初期頃迄は該不動産の所有権をも移転させる例もあつたが今日斯る特約をなすことはない（大廟鎮在住農張姓談）

ハ、利　子

期満は五割をかなへ糧石を借りた場合には五割の利子が附く（送将村干村長談）銀子は然かし幾度元子と共に返済され、利子のみを支払って元本は翌年に繰り越しもしくは該不動産の所有権を当主が手許に保持することは特約ある場合の他許されない（大廟鎮在住農張姓談）

ニ、押　價

典価より、押価を二割高額である（送将村干村長談前述典価の項参照）

ホ、押と典

地主、押権者、仲人等が良心的であれば一地を両押に競合することは無いのであるが、土地所有者、口銭者、仲人等の馴れ合い的な悪意によって往々両権が併立する場合が起る。即ち実にして地を所有する押権者が優先する。若し押権者が地盤を所有し、以て其の実物は其物を使用者を承認すると同時に両契約が成立し然らば両権が押権を構成する。

一般に押貸する土地所有者は貧乏人に多いから、貸主は押貸契約と共に敷地、地代の取立を要求し請求するのが常である。従って押権者は押地の地照を所有保管して居る場合が多く、而して其の持主て威嚇を蒙むる場合が多い。

最近次の様な事件があった。

債権者が押地を二回に分割して夫々異る第三者に出典した。第一回は借主自ら出典したのであるが第二回に借主は死亡し、後に残った未亡人に情夫があり、此の情夫が未亡人を欺いて出典し典価を受け取るや何処ともなく出奔行方不明になった。こゝで未亡人は第二典主には、出典者とは全然関係が無いとの理由を立てゝ土地返還の告訴を提起した。

尚ほ第二回目の出典の際未亡人は情夫から典価を入手すれば之で雑貨屋を開き楽に暮して行けるからと言はれて同意を与へた事実がある。

此の問題は極めて複雑でどう解決するか見当もつかないが押権者は第一第二の典を悉くその阻止すべきであったが、斯くなったからには官の公平なる裁断をまつより他途がない。

（以上大閤鎮在住農張姓談）

第七節　其の他の慣行

イ、爛價

爛價とは或る人が土地所有者に一定數額の小作料を前納した上其の人が土地を一定期間無償で工作し期間經過后該耕作地を土地所有者に無償で返還することを言ふ、多くは五ケ年の期限で三・年分の小作料を前納する。

爛價地の諸稅負擔は必ずしも一定せず契約の内容によつて異る。

又所有地のみならず典地の上にも爛價契を成立することが出來るが原主の承諾を受けなければならない。且つ原主は爛價契の仲人なることが望ましいとされて居る（大窩鋪在住買張廷欽）

爛價地は本屯附近には見當らないが光緒の頃には可成り多く存在したと云ふ八道溝附下房段從つて大窩鋪附近では光緒二、三十年頃より民国九年頃迄の間盛んに行はれたものらしいが、其の頃の爛價契は期間を十、一年とし六ケ年分の小作料を前納すると云ふ例が多かつた。尤も其の頃契約ないが、然し土地所有者から見れば典契は土地を取り戻すためには田畝價を準備する必要[illegible]あるが爛價契には夫れが無いと云ふ便宜さがあつた。稱々此の地方の爛價契の創始者と目されて[illegible]る者は大窩鋪在住の劉金國（號茂林）の主人（山西人で光緒[illegible]頃何某の下に[illegible]）就し同地で[illegible]を經營して之を鎭の市場に出し非常な富を作つた者で[illegible]東ぐ[illegible]爛價契を以て自己の荒園を貸し付け入手した金を以て鎭内で高利貸を創め莫大な產を成

すすめ、た。売るに当り[illegible]の同意を許すとか只地未買[illegible]地主[illegible]して典価を[illegible]

引き受け[illegible]限り有り、これに於て典価契約を[illegible]して[illegible]

今日典価地は稀には有るが昔日の比ではない。

嘗て典価地主がその期間中地主に無断で典価地を第三者に転典した為め地主は之れを[illegible]提起した事件がある。

典価契約は必ず証書を作成する。

ロ、借地不拆屋

他人の土地の上に自己の費用を以て建築し、一定期間無償で土地建物を使用し、期間満了後地主へ土地建物を無償で返還することを「借地不拆屋」と呼んで居る。

期間は建物の種類によつて一定しないが大体瓦房は二十年乃至三十年草房は粘土四年乃至五年とする場合が多い、即ち建物の維持年数に従つて契約期間を異にする。

期間中と雖も土地建物の使用権者は土地建物を第三者に出典出押することは出来ない。但し賃貸することは何等差支へない。

（以上大屯鎮在住農張姓談）

此の事例は本屯附近でもとめることは出来なかつたが往時は有つたと言ふ（迷行村十村長談）

しかし県城大屯鎮の如き市街地になると今尚其の事例が極めて多い（県城在住農蘇姓、大屯鎮在住張姓談）

八、認糧成種

土地所有者に耕作能力（主として人力、畜力）を欠き且つ普通の小作契約を以て該耕作者を見出すことが出来ない場合、止むを得ず耕作地の廃耕化を防ぐために一定期間を定めて他人に無料で耕作させ、期限至れば無償で土地を取り戻す契約を「認糧成種」と呼ぶ。

期限内土地に対する諸税は一切耕作者に於て負担する。

期限は三年又は五年で証書を作り保証人が必要である。

大同二年の事変后農民は難を避けて四方に離散し土地耕作者が不足して土地所有者は耕地の荒廃を極度に警戒しなければならなかった。こゝで地主は斯る便宜方法をとったのであるが、本地方の如く耕地の不足を来して居る現状を以て見れば、之れは極めて異例に属する契約と言ふことが出来る。

（以上大同鎮在住農張姓談）

本屯附近に於ても大同二年の事変以后斯る事例が二、三有つたと聴いて居るが其の内容は詳でない（[illegible]府村千村長談）

第八節　屯内共同利用地

1. 所有

未耕山岳地は「官山」と呼ばれてゐるが名義的には旗人の所有地には違ひはない（前述[illegible]

濫伐悪しかし乍ら永年以来全く禿山となつた此の地帯に対し漢人は何等の関心を持たなくなり、従つて一般人には国有地或いは官有地と同性質のものであると思はれて居る。（大興鎮在住農張氏談）漢人にしても既に所有者的な意慾を全く欠き、従つて各人の所有区域を明にする必要もなくな[illegible]

[illegible]

2 利用

住民は自由に「官山」に立ち入つて薪木を伐採し、牛扇を放牧することが出来る、市場用の薪木を伐採しても差支へない。勿論立ち入り料の如きは何人にも支拂つては居らない。

但し「官山」の一部を開墾して私有耕地として利用する際には[illegible]者の承諾を得て貰、契、[illegible]一段の何れかの手続きを要するのであるが山腹耕地は開墾後三年間位で廃耕地になつてしまふく[illegible]頗る[illegible]耕作不能になり[illegible]位置的[illegible]漢人の眼も届かない[illegible]理由で盗墾も多くない。（[illegible]村長談）

附　録

註　其の三、五のみは大興鎮にて入手したものであるが他は悉く調査者にて拾収せるもの

其の一

立絶売契地文約人杜発因手乏不便今将自己祖遺地坐落在迷将営北坡和尚坟道西平地一段東至官道西至荒界南至焦姓北至白姓又有西甯門平地一段東至大河西至荒界南至官道北至趙姓又有西甯高山低下平地一段蕭山坡東至甯府西至磊嘴南至溝頂北至荒界共地三段四至以内並無除留同中人説妥情愿将此地売与焦長有名下耕種為業言明作売価紋銀一百八十両正其銀当交不欠自売之後田其銀主自便与売主毫与干渉如有外人征論有売主承管毎年秋後交銀粮正銀二銭有小票一張皇差徭十六畝所出此係両愿無異説恐後無憑立売契有証

民国七年　二月　初三日

立売契地文約人　杜発十

同　中　人　白士林十

王運乾十

代　字　人　高秉易

其の二

[illegible]叡道地文約人英全貴今将自己祖遺坟地一処坐落在迷将営子東大甯門敖山子営包一畝[illegible][illegible]至楊姓南至寧石西至焦姓北至焦姓四至分明自煩中人説妥情愿出売与趙鵬翼名下為[illegible][illegible]大洋四拾円正其洋当交不欠毎年秋石帖並銭粮大洋一角此係両愿各無反悔恐口無憑立[illegible]

一[illegible]

一 嘉慶二十一年十一月[illegible]日 [illegible]

[illegible]

承買人姓名	不動産種類	坐落	面積
趙鵬漢	地一分	[illegible]大洋	[illegible]

匿報買価十分之二以上未満十分之三　追納税額之二倍

〃〃〃三〃〃〃〃四　〃〃〃四〃

〃〃〃四〃〃〃〃五　〃〃〃八〃

〃 〃 〃五 短納税額三十大倍或由徴税官署依所設契価收買之

一、契約成立後六ケ月之納税期間限於遵領官契紙者適用之私紙所書之契約者専依不換写契紙以逾限論

一、売主或典出人以私紙訂立契約者得由徴税官署処以五元以上五十元以下之罰金並喪失契紙訴訟時為憑証之効力

宣統二年六月二日　出売人　王金貴

中人　何正潮

縣　符

其の三

立杜絶売文契人趙國氏同子鳳芝今将自己祖遺平地壹段坐落在大圏[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中華民国八年一月二十三日　立出売契人　趙國氏十

同子鳳芝十

驗契〇〇〇号
[illegible]

其の四

立賣地文約人吳全貴今將自己祖遺地壹分坐落在石頭溝門道下壹段地東至地界西至大道南至[illegible]北至[illegible]

至[illegible]大敦子荒地壹段東至大河西至地界南至[illegible]北至地頭[illegible]四至分明[illegible]中人[illegible]

情願出名下耕種約[illegible]作賣價市錢貳佰肆拾吊整其錢當下交足不欠[illegible]年限錢到許贖錢不到不准[illegible]

耕種[illegible]所[illegible]恐口無憑立字為証

中華民國貳年貳月[illegible]日　立賣地文約人　吳全貴十

對賬為証（一劃字）

中　人　孫福元十

何子昆十

王　璽十

代　字　人　劉景文筆

其の五

立典地文約人吳全貴今將自己祖遺地壹分坐落在石窑溝門外平地壹段計開四至東至河溝西至水溝南

至官道北至土坎四至分明自願中人說合情願與於楊　秀名下耕種為業同中言明作價大洋壹佰伍拾
圓整其洋当交不欠不拘年限錢到回贖每年秋后交錢粮正銀貳兩五錢乙代小粮貳厘皇差按貳拾宗款
此係両家情願各無異言恐口難憑立契為証

民国三年十二月拾　　日立典地文約人　英全貴親筆

民国拾年十二月貳拾貳日　同　中　人找價大洋壹百五拾元整

民国拾三年二月拾七日　同　中　人找價大洋捌拾円正

対契（割字）　中　人　楊茂盛十

范　秀十

楊　鎮十

楊　田十

楊忠義十

民国拾壹年十二月六日　同中人找價大洋壹百叁拾元整

[illegible]

[illegible]將自己地壹分坐落在本頭溝門梁家梁地壹段計開四至東至河溝南至河溝南至
[illegible]下四至分明自願中人說合情願與与田　有名下耕種為業言明作價大洋貳拾捌元整其
洋当交不欠不拘年限錢到回贖如錢不到永遠為業秋后交代粮大洋貳毛畝捐下地拾畝此係両家情愿

悉口果荷立契与証外。荷。王。姓。坎。菩。地。包。念。不。与。田。姓。相干。

[illegible]

[illegible]

王碧才十

其の七

[illegible]

民国五年三月初壱　日　立典地文約人　全賓十

批字背証（副字）　中　人　[illegible]十

代　字　人　伝海登十

其の八

立典地契文約人程賓同姓程福因手乏不便今将自己祖遺地坐落在水頭衛门大畝子地壱段計壟壱百然

東至地界西至山根南至白姓北至孫姓又有山坡地壹段東至地界西至王姓南至孫姓北至官道四至分
明白憑中人說合情愿典与李昇名下耕種為業言明作典價老錢貳拾仟吊整其錢当交不欠錢地不生息
不拘年限錢到回贖若錢不到永遠耕種為業每年秋忙交錢糧正銀壹錢有小票壹帖留差按四畝所出此
係兩家今憑要說立字存証

光緒貳拾陸年貳月貳拾五日　立典地字文約人　双貴同姪瑞福丁

中　　人　孫德臣

劉學詩証（劉字）　高景陽

劉壽山　仝存

王國臣

宋　義

代　字　人　李樹春丁

光緒貳拾七年二月貳拾壹日　同中人找價老錢參千整筆下交足不欠

光緒貳拾[illegible]年三月初二日　同中人找價老錢壹千整

宣統參[illegible]年拾貳月拾七日　同中人找價老錢伍吊整

[illegible]

立賣山場契文約人宋全貴今有自己祖遺地一分坐落在送將營后大京溝山荒壹分東至分水嶺西至分水

[illegible]

[illegible]

民国十一年三月初一日　　立典山荒地文約人　吳全貴（押印）

[illegible]　　中　見　人　[illegible]

王峯山　代筆

其の十

立典荒地文約人白雲峯今將自己祖遺地主荒地壹[?]坐落在[?]溝北二道溝裡[?]坡地壹段四至在内文

約[?]有當坡地壹段四至在内自煩中人說妥情願典與

麥里甸名下耕種為業言明作典國幣錢貳拾伍吊整此錢當交不欠錢地兩不息不拘年限錢到許贖如錢

不到永遠耕種為主此係兩愿各無反悔恐后無憑立字為証

民国柒年貳月拾八日　　立典荒地文約人　白雲峯十

中　人　王萬文十

其の十一

立典房院園子地文約人吳全貴今將自己祖遺房院壹処坐落在送將營南頭道車院内東廂房五間草房

一間大門南小草房二間門窗俱全院南小園壹塊門口道西園子壹塊又有大東梁根轉山地壹段四至地界

文有俱耽上道西地壱段東至大河南至叢主北至焦姓院囲四至俱有墻為界四至分明自煩中人説合情愿典与趙遂契名下居住耕種為業同中言明作典価大洋貳百壱拾五円整其洋当交不欠不拘年限銭到回贖日後蓋瓦房壱間増価大洋拾円蓋草房壱間増価大洋五円日後修蓋搬不両家公分毎年秋后交銭粮大洋陸角此係両家情愿各無仮悔恐口無憑立契存証

□ □ □ □ □ □（中華民国印花紙票二分ノモノ）

民国拾参年九月初九日　立典房院囲子地文約人　英全貴十

民国貳拾年拾二月初十日　同　中　人　王書才

馬振福

中　人　于清元十

李　森十

左　端十

康徳元年拾貳月貳拾八日　同中人找価洋拾四元整

代　字　人　高永興書

対契為証（劃字）

対万泉十

趙徳成十

焦梅芳十

其の十二

[illegible]

中人 [illegible] 十

[illegible] 十

楊三知 十

許峯 十

[illegible]長清 十

[illegible]青祥 十

[illegible]文明 十

代字人　趙鵬漢書

其の十三

立賍。與。地。文約人王汞玄今将自置。賀。姓。地。坐落在送将営河西平地壱段東至大河西至荒界南至干姓北至焦姓四至文明同中説允情愿情将此地典与何広厚名下耕種為業言明典価老銭玖拾捌吊文整其銭当交不欠銭地兩不生息不。拘。年。限。銭。到。回。贖。若。銭。不。到。永。遠。耕。種。毎。年。秋。后。帖。並。賀。姓。銭。粮。銭。二。百。文。皇。差。按。拾。畝。所出　此係兩愿各無異説恐後無憑立契為証

光緒参拾貳年参月初三日　立文約人　王汞玄十

侯俊傑

王郁生

賀広才

同中人　田維　同在

代字人　伍海峰

対字為証（割字）

其の十四

立転。典文約人劉鳳鳴今将自。置。何。姓。地。坐落在送将営南山根平地壱段東至門溝四至荒界南至山根北至河為四至分明自憑中人説妥情願転典与何[illegible]四[illegible]人耕種為業同中言明作典価市銭参拾千整其手筆下交足不。拘。年。限。銭。到。回。贖。若。不。不。到。永。遠。耕。種。為業[illegible]無憑立字為証

中華民国七年貳月貳拾四日　立賣契文約人　劉學孝十

中華民国拾七年六月初八日　税〇〇契尾四元整

其の十五

立出典房子文約人韓在義今将自己祖遺房院坐落在送将官子街以北東首房壹間園子菜園地壹段

聯合自煩中人説合情愿典与　于姓名下居住耕種当衆言明作典価大洋貳拾九元整其洋当日交足

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

不欠不計年限銭到回贖如銭不到永遠居住為義恐口無憑立字為証偏房二〇歌照尾契約無

中華民国貳拾年十二月初四日　立典房子文約人　韓桂義

中説人　高振芸十

趙鵬程十

何雅臣十

李永安十

代字人　劉景文十

対契与証（割字）

其の十六

立出典房院園子文約人蔡琛今将自己祖遺院園子壹分坐落在送将営後営房院園子壹処草房四间空子

園子壹処四至俱有當与界墻外負坑壹処自煩中人説妥情願出典与

李姓名下居住耕種為業同中言明作典價市錢肆百貳拾吊整其錢筆下交足不拘年限錢到回贖如錢不到永遠居住耕為業日後修蓋瓦房壹間增市錢柒拾吊蓋草房壹間增價市錢參拾五吊日後坦塌按增價所除此係兩願各無異言恐後無憑立対契為証

中華民国七年戊午正月十六日　立出典房院園子文約人　蔡琛押

対契為証（割字）

中説人　李春丁

石玉山丁

代字人　趙宜仙丁

民国捌年冬月十四日同中人找價市錢壹百貳拾吊整

中説人　李春十

石玉山丁

民国拾年十二月十五日同中人找價大洋円貳拾五円整

其の十七

立典賣文約人李長清今將自己祖遺房院坐落在西府宮街中路東院内北屋房參間東廂瓦房參間西廂[illegible]房[illegible]間[illegible]四至東至徐[illegible]西至宮街南至石姓北至墻根外有五尺為界四至分明同中説合情願典與[illegible]名下為業言明典價老錢壹百陸拾參吊文其錢当交不欠錢房兩不生息不拘年限錢到回贖恁憑錢到永遠居住日後蓋瓦房每壹間增價老錢捌吊文翻瓦房每壹間增價老錢拾吊文外有頂

[illegible]

驗字第　號

豊寧縣印

中華民国三年二月十四日　同叔中人找價大錢玖佰吊正其錢当

不欠找價人　李長有十

保李成丁

光緒二十九年二月二十四日同中人找價大錢拾陸吊文找價人　李長□十

又找價大錢四吊文　找價人　石徒竜

民国三年三月初九日　同原中人找價錢參百貳拾吊整找價人　石徒竜

中說人　于振魁十

楊鎮十

民国六年十二月二十二日同原中人找價錢四佰吊正找價人　李成

中人　何子昆十

孫善亭十

民国七年十二月二十八日同原中人找価銭二百五拾吊正找価人

李成

中人　王峯山十

印中華民国一総分

豊寧縣行政公署			
民国四年一月二十二日	登験	登験費　壱元	注冊費　壱角
房契価在参拾元以下者	免収登験費並註		

其の十八

立佃地摺銭文約人全貴今将自己地坐落在遂将営北坡下三天地壱段東西至道南北至焦姓又有壱段李黄

門前[illegible]壱段東至山根西至道北至[illegible]水溝四至分明同中説妥情愿典与李玉珍名下耕種為業言明作価

人[illegible]銭[illegible]拾[illegible]吊整其銭当交不欠其地不生息不拘年限銭到回贖若銭不到永遠耕種這地[illegible]

[illegible]此係両家情愿恐後無憑立契為証

[illegible]年[illegible]十二月貳拾六日　立文契人　全貴十

对买约证（割字）

中人　常再祥十

曹□昌十

刘□□十

□□□十

代字人　郭慈亭十

[illegible]

民国四年二月十九日找価銭五拾千文

一　五年十一月二十一日同中人找価参拾千文

民国七年□月□日同中人找価大洋□□元

一　□年□二月十五日找価大洋拾五円

一　十□年十□月□日找価大洋貳拾五円

借ノ十七

立指園子借銭文約人刘緻栄因着不便今将自置白姓園子大畨拉道外半北東至墻西至墻南至墻北至井

道四至分明中人説妥情愿指園子借到　趙徳成名下同中人言明借大洋拾伍元整立年秋后交还祖息

石気斗本利不到園由銭主自便恐口無憑立字約証

中華民国拾貳年正月廿一日　指園子借銭文約人　刘緻栄

同中人　張德廷十
刘縂田十
左　端十
代字人　王桂德

其の二十

立指地借銭文約人白万庫因手乏不便自将自己大田地壹段辺荒在内東至六天地頭西至河套北至典姓南至本業四至分明同中言明情愿将此地自与王国臣名下耕種為業言明典価老銭参佰伍拾整其銭筆下交足銭無利地無租此係両家情愿恐口無憑立字為証日后还来之日地归本主若来不到地許銭主為業文字板銭活拾文

大清光緒五年貳月拾日　立指地借銭文約人　白万庫十

中説人　刘春山　仝在

代字人　刘丕瑛書

其の二十一

立[illegible]契文約人李明[illegible]自[illegible]先年坐落将老子面溝老々爺手置南平地壹段同中説合康伯[illegible]

[illegible]不許[illegible]主司中言明自推之後利害不与主相干有照主承管随代老契一張

[illegible]

[illegible]

代字人　[illegible]

其の二十二

立推地文約人趙鴻四[illegible]計地八畝[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

立推地文約人　趙鴻四　筆親

村　[illegible]

中　人　英金貴

王振

其の二十三

立退地文約人王恩有今將自置英姓地壱分地原分原価収足四至壱内並無除留坐落在送將窰子南村於

地一段自憑中人說妥情愿退与　刘万全名下耕種為業自退之後又其刘姓所営不於王姓相干此係兩

愿各無返悔恐後難憑立退地契為証

民国十六年三月十一日　立退地文約人　王昆有十

中說人　趙德成十

刘万录十

代字人　名玉山筆

其[illegible]二十四

立推房院園子文約人王全今將自置王姓房院園子一処坐落在送將営子南胡同口路西四至具有老契可

憑自願中人說妥情愿推与　何兆學名下居住為主言明學價原推自推之後置主自便不与推主相干

恐無憑立推契為証

康德元年十二月初六日　立推房院園子文約人　王瑞十

同中人　于養乙

趙金成

代字人　高永興書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

惟付給阿仝保此照

門牌貳拾號

光緒十二年十一月二十一日 [illegible] 二 [illegible]

佐領 [illegible] 不明 驍騎校 伊拉忠布 [illegible]

[illegible]

（以下裏の文）

其の廿六

立分家單文約人張玉令応分到山神廟地下沿長短計壠叁拾六条又分到到深地中間水溝上下貳段上至斜子下至界石又分東深地上沿計長壠捌拾条又分廟右廟門兩坡地壱段四至有老契可憑又分大門子小道下計壠拾九条又分大园子上半邉下沿計壠拾五条又分大東屋五房北間半又分四間小屋車房一間又分西馬棚南壱間又分西小園北一段又分大門外糞廠東壱条大門院子公走公用碾磑扇車公用公

修柱畜粮石傢俱以应按三股均分自分知後既発万金各守各業永無征論日後業主回贖地価按三股均分無反悔恐後無憑立分單為証

當差畝捐錢粮各帰本地所出右汲大衛楊柳樹日右成校公使公用

民国拾捌年十月初四日　立分單人　張王令｜

分家人　張王令十

張王璽十

張王春十

中人　刘振德

高振剛

石徙喜　同在

刘振起

代字人　刘乞遠書

対契写証（割字）

其二十七

立分单文約人田玉二人不能同居邀過自娘親族本家人等久里人外長曰粮石牲畜傢俱壱应俱按[illegible]

寺二人家所養孟地司神廟西子地半天高青玉応分東至老虎洞半高青田應分西至老虎洞半天人[illegible]

日後各守各業到期山根山地壱分[illegible]子公用大門路走路口無憑立分單為証

[illegible]

同中人　高千慶

高振芳　仝在

劉[illegible]

劉[illegible]圖

第五章　小作関係

第一節　縣の小作関係概観

1. 縣の一般的小作形態

全縣は分益最も多く其の割合は二対八、三対七、四対六、多種多様なるも平地は五対五、四対六が多く山地には二対八、三対七が多い。次は定額にして上地及び不在地主の場合に此の形態がとられて居る。可定地は定額金納が大部分にして一畝五円若しくは跡作する場合は六円が普通である。

2. 縣の一般的小作料

イ、縣内ニ地域別小作料

第一区、第二区

大体平地四対六、山地三対七、小作の内一割は定額内六分は金納、四分は物納、金納は可定地に於て一畝五円乃至六円、物納は税金の分賦の状態になりて多少の差はあるが平年生産量の三分の一程度である。

第三区、第四区

[illegible]

[illegible]

自作多く小作は二対八の分差が多い。

ロ、小作料滞納の理由

[illegible]

[illegible]

ハ、各区の地価

　[illegible]参照

ニ、小作料附帯物、義務労働の有無、種類

[illegible]契約によりて相違し一般は[illegible]

一般には[illegible]場合　炊食洗い附加地[illegible]場合は[illegible]があり、又定額の際[illegible]

[illegible]場合もあり。

ホ、小作料納入時期方法

分担の場合は脱穀直後地主が小作人宅に取立てに行く。定額で地主が近くにある時は小作人へ持参するのが普通的であるが、地主が遠距離にある場合は地主側より取り立てに巡回する。

3、租税公課の分擔

全縣を通じて殆んど次の如く一称である。特殊の場合即ち親戚関係の場合は別であるが、

地主　　田穏、畝捐

小作人　村費全額又は小作料分益と全じ比率で負担する。例へば五対五、四対六、三対七、二対八の如くである。縣城の北方頭道河子附近では小作人が畝捐、村公費を全部負担している例外もある。然し此の場合は小作料を平年収量の五分の一程度にしてある。

4. 縣に於ける小作人の過、不足及び原因

一、どの地方に小作人が不足し、どの地方に余って居るか。

縣の一区、二区には割合に小作人が過剰し、三区、四区には非常に小作人が不足して居る。

一、原因

一、二区、一区は治安が良を得、又土地も割合に良好、気候も良好故に此の辺に小作人が集合する、土著の人は過去の匪害と数年の不作で資力及畜力が不足、故に小作人不足の地に移動する余力が無い。

三区、四区は事変前より[illegible]地主が[illegible]蒙古方面に避難して居るので治安が良を得ず今日でも[illegible]事が困難であるから、又此地方は寒厳しく作物栽培に非常な危険が伴ふのもその一つの原因である。

尚、小作人の過不足に対する対策は未だ考へられて居ない。

5、特殊なる小作慣習

特記すべき事項はない。

6、小作人の移動定着状況

一、一区、二区の小作人は割合に定着するが、三区、五区、六区の小作人は移動する者が多い。毎年旧四月、播種期に北支方面から入り来りて阿片を耕作し、収穫後帰って行く状態である。

7、縣に於ける小作関係の変遷

匪賊の出没する以前即ち民国十一年頃迄は全般に亘りて定額が相当ったが、民国十五六年頃から分益小作が流行するやうになった。

第二節　屯の小作関係概観

個別調査の集計と参照しつゝ又聴取事項は次項よりの全てが本屯の小作人及び地主について殆んど本屯の小作関係を記述したものであるから就いて見られたい。

第三節　小作契約の手続方法

1. 押租銭

現在は見られないが嘗て旗人が漢農に耕地を貸し付ける際押租銭を徴収したことは屯の沿革の項に於て述べた如くである。

2 租契

租契を入れて居る小作人は一戸もない。之は契約自体が証書を必要としないのである。小作人は先祖の代からの知己で其の人成りも知悉して居るので必要としないのである。

3. 保証人

本屯の小作関係には保証人を立てて居るのは一戸もない。

4. 時期

契約時期は脱穀後から二月頃までになされ、多くは年関までに締結する。

5. 期限

本屯では契約は一年にして、一年とは年始から年末迄を云ふ。（税金の関係があるから）如何な場合迄りゝも清明前後には小作地を取上げ又小作を中止することは出来ぬ。本屯には長期契約がないので余り期限の効力は問題にならない。

斯く期限の更新される理由は次の様である。

[illegible]

荒蕪の延長即ち翌年も引続き小作し又は小作させたい時は、小作料納入の時又は小作料取立ての [illegible]

[illegible]

6. 小作契約の終了

[illegible]

第四節　小作条件

1. 小作地

我々は小作地は天地で呼んで居るが、此の地方の天地は南北満の其れの如く、一天地は六畝と規定されたものではなく、唯天地の語源其の儘に朝から夕方までに耕作し得る面積を指す。故に平地と丘山腹、距離の遠近、又は其の人の能力の程度によって非常に其の面積に差を生じる。然し小作は殆んど定額小作無く分益又多分である為に斯の様に面積は不統一でも問題は起らない。

小作地の幅は小作人の自由であるが収穫の増収を計る為に小幅にしたりすることはない。唯使役する家畜の種類によって多少の差は起り得る。其の他管理方法に関し協定は無いが、余りに粗

故郷に経営すれば来年は小作地を取りあげられる事はある。

2、附加地

伙食地の附いて居る小作は無い。話になると附加地があるとすれば総裡青の場合であって、若し附加地が付くと必ず宮工がある事に成ると云ふ。

3、房子、院子、井戸、

房子の附加するのは対半分糧の総理青の場合で、房子の間数の割合を規定する標準は無く、唯其の時の地主の都合によって決す。房子の修理は地主がすべきであるが、炕の修理の如きは、其の他小作人が自分で出来得る一寸した事は小作人がする。若し屋根の修繕等小作人が為して金のかかった事は後日地主に請求する事が出来る。

[illegible]附加しない。井戸の費用負担は小作人自身がする。

4、役畜

役畜について役畜地主持の場合は対半分粮の総理青の時である。もとく役畜は小作人持である時、八[illegible]役畜を飼養する事はきれにはあるが、大低は無料か又は換工とする。役畜は地主負担である[illegible]の場合は、小作人は労力以外何物も所持せぬ人で、小作人が若干の役畜を有して居る[illegible]は無い。従って小作料を減じるとか云ふ問題は考へられない。若し役畜を所有すれば総外青とすると称して居る。

総理青の場合は小作契約期間中役畜は小作人宅に於て小作人の飼養管理に任せてある。[illegible]

[illegible]

5 農具

地主が小作人に農具を提供するのは分租種地に於ける場合である。[illegible]

一戸の[illegible]を貸与する。

一戸（倭俊卿） 犂丈 一、鍬頭 一、鋤頭 四、鎌刀 三、石頭磙子 一、木扒子 一、木鏡

一戸（[illegible]） 犂丈 一、石頭磙子 一、大車 一、鋤頭 一、鎌刀 二、[illegible] 一、[illegible]

木扒子 一、䭾胡盧 一、

以上の通りで小農具一切は提供するが如くであるが大農具に至つては必ずしも全部を貸与して居らず、地主の都合に依る如く思推される。

農具の修繕は当然地主がすべきものであるが、小作人自身で出来るもの例へば鎌の刃の研磨等の如きは小作人がする。本屯では磙子、磨の数は非常に少く大部分の人が無料で利用して居る。

6. 種子

種子全額を地主が負担する事は無い。分租の場合は地主、小作人負担にして、初年度は地主が全額を提供して秋収穫後翌年分の種子を扣除して分租する。最右の年にも翌年の種子を全体から扣除

して地主に渡す。作物の種類を問はず分担の場合は全体から種子量を控除し、若し新しく栽培する時は地主の所に行つて支拂を受け、秋に種子を全体から控除し、引続き同じ作物を作るときは当年の種子とし若し翌年栽培せぬときは地主に返済する。

種子量は大体次の如く決定してある。

粟	一天地	〇、〇五石	包米	一天地	〇、〇八石
高粱	一天地	〇、〇四石	蕎麥	〃	〇、一五石

大体以上の如きが本屯の種子量の傾向なるも不発芽や其他の被害を豫想して四乃至五割多く種子を控除して置く。

粟、高粱は穂の際切り取つて置く。其他は脱穀後に控除する。

7. 肥料

[illegible]地主が肥料を負担するのは葉煙草の場合に限る。これも地主が製造して小作人に提供するのであるが[illegible]なく、地主が年々小作人宅にて地主の飼料（粗飼料だけ）を食して排斥したもので[illegible]へば地主負担と称する。

厩糞に混合すべき土の運搬及切返し等の如き労力は全部小作人の負担である。

[illegible]葉煙草小作するときは直ちに使用可能なる肥料を地主が提供するが、小作契約終了のときは[illegible]の[illegible]地主に返済する。即ち一年度畑に肥料を運搬して小作契約を解除するときは其の儘にして地主のものとなる。

8. 果樹園、放牧地の利用

接種者の場合には調製場が附加するが、其の他の小作形態の場合にはない。

[illegible]

[illegible]

[illegible]負担する。

[illegible]小作人へ[illegible]

[illegible]全額[illegible]を負担する。

9 燃料採取地の関係

[illegible]小作人にも燃料採取地を附加し、或は利用を許可する等の事は無く、皆官山から自由に[illegible]して居る。

而も地主其れ自身が燃料採取地を所有して居ない。

第五節　小作料

1. 種類

イ、銀納定額　　なし

晌当収量評価価格算出の基礎

作物名	主産物	単価	副産物	副産物単価
粟	〇、四石	〇、八〇円	一〇〇斤	三〇〇斤
蕎麦	〇、四石	〇、七〇	四〇	一〇〇〇
包米	〇、三三石	〇、八〇	八三	一〇〇〇
	（一畝に付）	（一斗に付）	（一畝に付）	（一円に付）

小作料を前払いして居る小作人は一戸も無く、代納して居る小作人が一人ある、即ち小作料を小作料納入時期の価格に換算して置き、播種、除草、中耕の時に地主宅に行って労力で支払ふのである。

ロ、物納定租

小作地	地目	小作料	入典価	
一天地	上地	粟四斗 蕎麦三斗	一五〇〇円	小作地全面積に就いて小米三石の小作料
一天地一気	下地	粟三斗五升 蕎麦二斗	五〇〇	
四気地	下下地	粟一斗五升 蕎麦一斗	三〇〇	

此の四種の小作地を総合の小作料は地価から算出したもので無く収量から算出する、即ち粟を全部栽培したとすれば一石の収量がある、之を精白して小米八斗を得る。故に一戸一年の場合を考慮して小作料を小米三石としたると称する。

八、物納分租

2. 小作料の決定

當屯の耕地は、肥瘠の差が大きいので一定した面積に於ける収穫が非常に異り調査が困[illegible]見當を難じる。従つて小作料も一畝何斗、一天地何石と規定する事は[illegible]大概[illegible]事可ない。此の如ら定額の場合は契又は小作何斗と決するのである。中には何處か二ヶ年で一定額一具の地成分糧であるから余り面積の不同一は問題にならぬと思推する。

本屯での小作定額は次の様である。

小作人	小作地	小作料	地主
劉總森	一畝	粟四斗	焦桂芳
于廣元	上 一天地 下 一天地一起 下下 四起	小米三石	何正潮

何正潮は酒屋業を経営して居るので定額小作に出すと煩雑が少いから分糧にし度かったと称して居る。

小作料の決定方法は地主、小作人相対で協議決定し、一地主に多数の小作人のある場合は個々で小作人に別々に協議する。地主だけが一諸に会合して合議する様な事は無い。若し保証人の有る場

合は、保証人も小作料の決定に加はるのであると也人は称するが、現在は保証人のある小作契約はない。

3. 小作料の納入

本地では殆んど分粮小作にして小作人が各作物別に脱穀する豫定日を地主に通知する。当日は地主側から立会人が行つて、小作人側の労力で脱穀に着手し、終れば村公所の桝で計量し、契約の割合に分粮する。計量は地主側、小作人側何れが行つてもよろしい。

定額の際は小作人が村公所の桝で計量し、年内迄に地主側に持参すれば好い。此の際品質の良否によつて契約の量を加減する事はない。（其の小作地に生産したものなれば）分個子の場合は脱穀畑で分ける、分個子に付いては後述する。

運搬は大抵小作人がするのが本地では一般的の様に考へられる。運搬費用は零細にして金銭を要することは殆んどなく唯労力の提供に過ぎない。

地主は小作人に対し小作料受領証を交附する事はなく、又小作人を饗応する様な事もない。

4. 小作料の滞納及び不納

本地には小作料の滞納は極く僅少にして、其れも故意に出でたのではなく、数年来の匪賊の害や、不作の為に余儀なく為したものである。滞納者及び不足者は零細小作人である。不足、滞納者が

[illegible]する[illegible]に付[illegible]、[illegible]の[illegible]を徴するに、其の原因を探究し、其の割合の軽重を論ずるが、

[illegible]の[illegible]何れも不作及び災害に関係を有[illegible]て附随して[illegible]

して居ると考へて居る。

[illegible]、[illegible]して納付[illegible]能はざる[illegible]

な理由は不可能であるから、唯地主に理由を話し延期を頼むのである。

[illegible]共[illegible]に従良にして、小作料を踏み倒すとか、[illegible]

個人の良心当しい程である。

[illegible]、小作争議等は未だ無く、三知其のものである。

5. 小作料附加物並に小作人の義務

差得全部が地主に帰属するのは、土地、建物、役畜、農具、肥料、種子（半分）を地主が提供する榜裡青の場合に限る、其の他の場合は分個子の際、契約の割合だけの差得が地主のものとなる。其の他の小作形態では差得は原則として小作人のものであるが、唯一戸だけ対半分狀の小作人にして三分の差得を地主に納入して居るものもある。

小作料附加物は何もない。

小作人の義務については出人の話によれば宮工のあるのは榜裡青小作の場合に附加地所ある荘園あるときであると言ふ。然るに本屯の二戸の榜裡青には何れも荘園地の附加がない為宮工はない。其

く他慶弔過程の際は特に地主と親密なる関係のある小作人以外は大して交際もなく特に地主から諸ばれる手伝い程度である。其の外地主から身分的に束縛される様な事はないと称して居る。

第六節　租公課の分擔

1、分擔する種類、場合、割合、

本部では何れの小作形態の場でも次の如く分擔する。地主は、国税、畝捐、村費（小作契約の割合叉は現在は半々）。

（例へば、村費（地主と半々なるを一般とする））、

地主は豫め小作人の負担となる小作地面積を村公所に申告して、村公所は村費を地主、小作人夫々に各負担分を取立てる様にして居る。即ち小作人は直接村費を納入する事となる。

村費を分擔するのは、村費は土地にかゝるのであるから当然地主が負担すべきであるが、小作人は村内に家を持ち此処に住居して種々村に御世話になるのであるから其の費用としての村費を幾分負担すべきであると云ふ観念を持つからである。

（註）村費賦課物価表（一斗に付

粟	一、一〇円	白米	一、五〇円	黄豆	一、七〇円
黒豆	一、二〇	蕎麦	一、〇〇	緑豆	一、二〇

第七節　小作権

1. 小作地に対する諸権利の設定

質権の設定及売買に付いては、先ず小作人に其の意志の有無を尋ね、若し小作人に其の能力無き時は第三者と契約の設定又は売買を為す。

定租、今租を通じて期限は一年であるから、買取者及び所有主に対し小作権を主張する事は出来ない。

2. 小作権売買慣行

小作権の売買の如き習慣はない。

3. 短期契約の本質

契約の短期なるは、不利となる場合を豫想して契約の自由変更が出来る様にとの見解は地主、小作人一致せるものである。

4. 小作経営の独立性

作物作付の決定権及び圃場の決定は小作人の自由で、地主は之に対し少しも容喙しない。然し管理方法については余りに粗放なる場合は注意するか又は翌年の契約を解除する例はある。

第八節　特殊なる小作関係

1. 不在地主との小作関係

次に述べる小作関係は送府営子に在るものではなく、縣城の西北約七十支里の地点にある経堂附に関するものである。当屯附近六個屯任蔵氏の所有地に属し、地主張氏は現在北平に居る。即ち純然たる不在地主である。

普通の地主の場合と比較して特殊なる点は次の如し。

一、小作料は定額であるが、一畝に付幾等と云ふのではなく、此の地区に平年大凡幾何石の生産あるかに依つて、小作料何斗と決定して居る。二、三の例を検ずるに、大凡平年生産の五分の一程度を小作料として居る。小作料は粟か黒豆で納める事に契約し、或る場合は納入期の其の当時の相場で換価し金納するも差つかへない。納入方法は地主側より毎年十月末に取りに来る。即ち庭先渡しである。

三、税の分擔は、国税は地主負担、畝捐及び村費は小作人負担であつて、畝捐、村公費は小作人が直接村公所に納める。

四、副産物は一斗の小作料に対し十斤の稈を納める。

五、其の宅地に対しては一間三百文乃至五百文程度の宅地料を納める。家屋は自由に建築出来るが、其の家屋は當地一般の慣習に従ふものである。即ち退去する時家屋は地主のものとなつて了ふ

[illegible]

三、又小作もあるが、之は決して中間利潤を得る為に為すものではなく、小作人が労力不足の時 [illegible]

[illegible]

四、[illegible]

第九節　地主と小作人との関係並びに身分、地位

1、貸借関係

[illegible] 小作人間の貸借は、殆んど無く、特別な親戚である [illegible]

[illegible]

[illegible] の為に小作人が地主の緊縛を脱け、小作条件の低下を見た様な例は無い。

2、親族関係

親族である故に小作関係に差異を見る事は殆んど無く、只一戸僅少の場合には村 [illegible]

[illegible] に立って居る程度のものである。一般には半々の割合になって居る。

3、地主、小作人の社会的地位の優劣

公職につくには、地主でなければならぬと言ふ規定はないが、実際上就任して居るものは零細なる小作人ではない。郷長には地主順次に其の職につく事になって居る為、此の限りではない。地主、小作人間の交婚はあまり行はれない。

第十節　小作人の移動定着状況

個別調査の集計表、第二表農家略歴表を参照せられたい。

第十一節　史的変遷

1. 小作型態の変遷

康熙より乾隆に及ぶ時代の小作型態については既に沿革の項で述べたところと全様である（沿革の項参照）

民国十一年頃より民国十七、八年頃迄は王村六又は三対七の分益小作が多かったが漸次治安不良となるにつれて生活上で武正せられた。また其の頃軍閥の出没等匪賊の圧政によって、小作する者はいくなり、その為、地主は農業でなく税金は地主全額負担、分租子の方法によって小作する事を促し、これは分租子が招徕されたが、其の後治安良好となるに連れて、村費の半分は小作人の負担する旅

[illegible]

じ、手放し得ないと云ふ。

[illegible]

包米、高粱、黍は分推児し、大豆、蕎麦は分團子する。一推児は十捆を云ひ、一捆は十把である。

一團子とは十把を云ふ。

[illegible]

[illegible]

（イ）雍正——乾隆の頃　定額物納（又は金納）　[illegible]

[illegible]物納であると思はれる、[illegible]対漢人関係に於いて意義がある。

（ロ）乾隆——嘉慶の頃　押租附定額物納（又は金納）

漢人の経済的発展化と共に小作地に押租銭（小作料敷金）が要求されるに至った。押租銭の多寡に応じて小作料にも変化を生じ遂に押租の限度を越えるに及び小作料無しの小作地を生ずるに至った。所謂銭無利地無租と称せられる場合であった。之は明に租地より典地への転移を物語るもので対漢人地主関係に見られる特殊相である。

（ハ）嘉慶——光緒の頃　押租附定額物納（又は金納）又は分糧

此の頃典の方法を以て土地実権は蒙人の手を離れて漢人の手に掌握さるるに至り漢農間の土地貸借が行はれ此の場合一般に五対五の分益小作が慣行された。

（二）光緒——民国十二、三年頃　分個子又は分粮（三対七又は四対六）

漢人は既に地主的地位を失ふに至り漢農間の土地貸借のみが圧倒的なものとなった、然し本出区近は土地不足と零細農化が顕著である為め漢農間の土地貸借は其の件数極めて少く、偶々地方社会不安の砌り富農に属する熊、侯二姓の如き農戸が県城に避難するに及び土地貸借が目立って多くなる。民国十七、八年頃より治安も稍々小康を得たる為め分個子、分粮共に五対五の割り合ひになった。

尚、分個子の起りは税金全額地主負担と云ふ事であった。民国拾七八年頃から村費の半分は小作人負担となる。

分個子に対し、地主の言を聞くに、普通の対手よりは差稗が収入になるだけ得であるが、分個子は[illegible]の関係を甚だしくする傾向がある。其の理由は、分個子は多く自小作人の場合であって、[illegible]

[illegible]自作地に熱心するが、小作地には殆んど施肥し得ない。（故意にではなく其の能力なき為で[illegible]）[illegible]等は農業経営者となり営業を行き届かない傾きがあるからである。

[illegible]時代の地下は次の如し（一天地に付）

等級	小作料	価格（当時価格）	収量
上地	二吊	一〇〇吊	三石二斗（粟）
中地	一吊二〇〇文	七〇吊	二石三斗（同じ）
下地	一吊	五〇吊	一石六斗（仝）

[illegible]　八一二[illegible]　二〇[illegible]　八[illegible]一[illegible]

[illegible]農[illegible]及び資金家の所有なりし時に於て、並びに至[illegible]大[illegible]、[illegible]

[illegible]土地は[illegible]せられて民国四五年頃（　　）から[illegible]費[illegible]、[illegible]

小作地は小さくなり現在の民主天地位が最大で其の数も一、二[illegible]、[illegible]、一大[illegible]

た。

附錄

一、小作證書

例一、

立攬房地文約人冠升今將無房地居住耕種親煩中人說允今攬到楊璽文名下房地一分坐落在小孃鍋溝計一分草房十五間門窗戶壁俱全同中言明作押租大洋一百五拾元其銀洋当交不欠每年秋后交差租米十約八担四石五斗千草四十個不許短欠若要短欠由押租錢除扣急行撤佃如不短欠不拘年限許退許撤二家兩願各無返悔恐口無憑立攬房地文約人存証各守遵治 中華民國卅年二月十五日

立攬地文約人　冠　升　◯

民國卅二年二月十二日同中人又便押租大洋五十円整筆下

太原親筆　楊善肇　◯

中保人　杜小祥　◯

李広田　◯

代字人　姜宏德　◯

例一

為稟[illegible]

[illegible]

[illegible]與契為憑[illegible]

[illegible]官尚信[illegible]中向氏[illegible]無力[illegible]

[illegible]

至此今[illegible]

[illegible]

屬聰訂許可始准氏從[illegible]地迄之地內非告地府表回聽即行押遷今竟藉端抗佃覆地硃為不合[illegible]宮尚信[illegible]

後者她燃該地令氏用燒紙灰或現洋特挖題源始能交祖退地否則任氏所[illegible]勤此野蠻以致[illegible]

紙祖地不交欺孀霸產目無法紀情百難忍爲此瀝擻訴質哀々叩乞

縣長案下恩准伝訊電制追償祖地以維產权而救生命寔爲恩德兩便謹呈

豐寧縣公署民事判決

原告人　楊何氏

被告人　宮尚信

右列当事人因祖地纠葛涉讼一案本署判决如左

主文

告向信应正典契上出典之地如数返给原告管业原告其余之诉驳斥、诉讼费用由被告负担

例二

原告人　杨凤文　（县城南街）

被告人　冠玉坤

为陈诉抗租霸佔房地盗伐树木恳所依诉公判事窃有冠玉坤祖遗瓦房地一分随带树木四十予棵代为修赁每年秋后交谷租四石立有租契有九十元大洋押租言明不许拖欠租谷倘有拖欠即扣押租抽回房地另行招佃讵料冠玉坤居心不测租种有年历不交足租补由民国十八年起至去年止伊欠谷租三千八斤折成小米共八百有余屡讨不给伊偷将该树砍伐三十多棵变价肥己连租承合洋百四五十元民於今春向其索讨冠玉坤一味支吾不交民欲抽佃自种扣其押租伊不但不让佃扣押租伊反恃强霸佔房地不退所伐树木伊亦不认当经村中人调和令其交租钱若干仍归伊种讵冠玉坤仍然狡赖不交房地不退时值耕种在即伊尚欲租种不理恳请出以外恐民无食为此叩乞

县长案下恳祈从速判决以维产权准予受领施行并缴讼费六六元合併声明

县公署民事判决

原告　杨凤文

[illegible]

三 榜青と称するものゝ調査

「送府営子の裡榜青について」

一 房子、院子の分担

房子は必ず地主が提供する。其の大きさは、決定する特定基準はなく地主の都合によって決する。家の修理は地主がやる。

二 役畜農具の分担

役畜は地主負担で小作人飼養管理す。飼料の中粗飼料は全部地主が出すが、濃厚飼料は、黒豆ノ一両者折半して喰はせる。家畜の負傷病気損失の一切は地主が負担する。

榜青は本屯に二戸あり、一戸は牛二頭、一戸は三頭を有す。農具一切は地主が提供すべきものであるが磨の如きはない。例へば附加農具は

犁丈 一、鎬頭 一、鋤頭 四、鎌刀 三、石頭磙子 一、木扒子 一、木掀 三
修繕も地主負担であるが柄の如きものは小作人が取替へ又は新造する。

三 種子肥料の分担

種子は両者持、即ち初めの播種する時は全部の種子を地主が現物にて支給し秋収の際次年の種子を扣除する。
かくして最後の年に扣除されたものを地主に返す。
途中より新作物を耕種する時も此の形式である。
種子量は小作人が決定する。
肥料は地主負担であるが土糞製造の労力は小作人の負担で、唯地主の役畜が地主の飼料を食し、排泄されるものを以てするから地主のものと称するのである。原料土の運搬及び肥料製造の労力は全部小作人の負担である。
其の他小作人の排捨物も之に混合する。若し本年で小作を中止する時は来年の為の肥料は地主のものとなる。

四、調製場其の他

調製場は附加する。其の他は無い。

五、生産物の分配

合作物類は地主に脱穀の日取を通知し、地主監視のもとに小作人の労力で脱穀する。脱穀終れば

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]ない。地主の取得分を運搬するのは小作人の[illegible]任である。

六 小作人の義務

[illegible]畑四畝ある場合は官工をやとつて耕して居る。[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

七 日工の雇傭

日工の雇傭は小作人の自由はなく、日工労賃は地主から借りて秋収より支払ふ。現銀を借りる時は秋穀物に時価によつて換算して小作人の取前から扣除する。

八 経営の独立性

作物の決定、圃場の決定は小作人の自由である。

九 公租公課の分擔

田賦、畝捐は地主、村公費は両者切半、此の村費は地主小作人別々に直納して居る。村で共同に

僅か午香に対する費用は折半して支拂ふ。附加地があれば其の地税も地主が支拂ふのである。

十、現銀、現物の貸借

親戚関係の如き特別なる関係の無き限り、食料、日工労賃以外には殆んど貸付は行はれない。前述せる如く食料、日工労賃の前貸は秋小作人の取前から扣除される。若し扣除不能の場合は翌年に延す。

第六章　耕種概要

第一節　縣城に於ける調査

1. 概　説

調査員は他の二名と共に縣城、固陽、大佘太各調査と一諸に取纏めた。縣城に於ては舗頭、舗頭其の他を農業者、其の他について調査し、其の他調査を行ひ、其の他に就いては調査を行はなかつた。縣内の使用農具及其の種類及び価格等、其の他と異なるものに就いては耕種法の項に記するが、（縣城は縣内の從前からの農具の購入地として縣城で行はれるが、轟外地区では境外で求める者多し、然れ共最近に至りて大概は大きい商人が出来て次第に中心地となつて居る。大概の商人は縣城或は鎮

変ばり問屋仕入をなす）

２　肥料

イ．肥料の施肥法

（イ）三質

普通の如く基肥として施す、他の場合と同様である。

（ロ）人糞尿

主として蔬菜栽培に用いるが、施用量は二荷位、一は水を混じて灌水の場合は施肥を[illegible]それ以外は[illegible]、この場合は追肥として用いるのである、[illegible]追肥の場合が多いのである。[illegible]農家に限って用いる。

（ハ）麻渣及藁渣

麻渣、藁渣は何れも農家が購入して施用する、麻渣とは麻子の搾油残渣であって、藁渣とは[illegible]種子の搾油残渣の称である。

基肥又は追肥として土糞と区別に、桑園に使用せられる。反当施肥量は両方とも同様二〇塊（一二〇貫）位である。

農家購入価格は　麻渣一塊（六貫）……一四銭

藁渣一塊（六貫）……一五銭——一六銭である

麻渣は藁渣程多くは用いられない。

其の他には特殊肥料はない。

ロ、肥料購入の状況

麻種、蔬種が、縣城で出来たものと売買される程度で、其の他へ糞尿、土糞の売買はあるも価格は極めて区々である。肥料を購入する農家は縣城附近の蔬菜栽培をなして居る農家が主である。

蜀外では牛糞の売買が行はれるが之は肥料としての牛糞ではなく、燃料としての牛糞なのである。

（蜀外地方は役畜は主として牛であるがその糞の八割は燃料とされ、僅か二割が肥料とされるのみ、夏期に緑草を喰ふ頃の水湿多きものが多く肥料にせられる

燃料用乾牛糞一小車二〇〇〇行である）

3. 耕種法

イ　主要作物栽培消長の概要及消長に影響を及ぼす諸関係

[illegible]に於ける豊寧、次同二年の調査結果、更に現在の農業形態を調査する時、寧城縣とは全く別の感をいだくのである。次に幾つかの時期に別けて之を説明する。

（イ）民国十年（一九二一年）以前、これ迄は可成り落付いた農業が行はれて居た、この頃迄の麦[illegible]状態は燕麦、高粱が主作物であったが、耕土が流去され次第に浅く、地味も低って済[illegible]なくなって、[illegible]の特作漬して、谷子、黒豆が多くなり、それと咸豊年代（一八五五年頃）[illegible]豊寧の黄糧して居るのである、この期間に於ても自然的災害によって、改播が多く行はれ蓉[illegible]多く[illegible]しく多い事はあったがその状況等の数字、統計はないので明らかではない。

一四　[illegible]

[illegible]、[illegible]の[illegible]的耕作[illegible]重[illegible]

[illegible]

状態であった。

八　[illegible]

[illegible]二年[illegible]、[illegible]工作口にて[illegible]至三・四割の高

[illegible]の耕作面積[illegible]年後の[illegible]に於ては縣下

[illegible]局と[illegible]來て居り、以て交通の[illegible]如何に大きいかが想像せられるのであ

る。

[illegible]耕地面積を有し、変化で、最近の比較出来ないのであるが急に開発ての

[illegible]の著しい減少を[illegible]り、谷子、高粱、豆子が事変当時の自給食料及飼料として僅かに耕作

せられて居たのである。

罌粟栽培の消長であるが之は一般的のものは罌粟の項で記したが熱河制統の濫伐的栽培時代は熱

河禁煙指導局既に出て居るが模写を避けたのである。

個本縣の水田開拓の沿革を記すと

光緒三十二年（一九〇六年）「運科」は潮河地方と山嘴子の川原（砂礫地）である宮地に水田開

拓の許可を得て承徳より来り、開拓に従事し、最初四〇〇畝を開拓（千二百工を要し期間一ヶ月間

て終る）しなかであるが、之れ迄彼は承徳にて同時年間より、水田耕作の経験をもって居たが、開拓当年には洪水にあい以て流失、続いて翌年四〇〇畝を開き年工も雇い家族も定住させて本式に落付いた経営を始めたのである。

然るに当時[illegible]武対亭、王吉山、司広田、徐静亭、杜徳貞、王子合等は水田耕作の将来性を考へ、共同出資にて（五,〇〇〇円）五年間共同経営をなし、連科は出資金なく技術を受持って居たが、六年[illegible]達[illegible]造営八〇〇畝、次年下山嘴に六〇〇畝、三年目に上山嘴、四年目に胡馬営子、五年目には[illegible]子（二〇〇部は民国三年夏の洪水に流失し現在もない）と続いて開拓されたのであるが、開[illegible]現在の縣内水田面積は三一〇畝で水田が耕作せられ、地域は黄参地帯と黒河流域とに分れて居るのである。

（開墾地は[illegible]開墾に際しては土地購入（民国三年のもの、一畝銀洋五角）登記料、証書代等[illegible]ない。

ロ　耕種法の変遷状況及之が変遷に影響を及ぼす諸関係

耕種法の変遷[illegible]であるが現在の農耕法は開墾当初より、全く同一型で行はれ[illegible]、[illegible]条件が悪くて、而も非常に苦い災匪の害を受けて居るので、耕地は[illegible]

猶この地方が(一)山腹の耕地が多い事、(二)礫が耕地中に多い事、(三)一般に畑の区画が小さく限られて居る事等が複雑な事情で耕種法を変化せしめて居る、而も

（イ）[illegible]

（ロ）[illegible]

[illegible]使用も山地では[illegible]

（ハ）犂把子の如きものが用ひられる

小面積の[illegible]

（ニ）役畜が主として牛である。

これは山間の傾斜の畑地には馬よりも便利で、[illegible]

（ホ）鍬石頭と称する特殊な作業を行ふ

これは耕地に石礫多き為である。

（ヘ）脱穀を度々行ふ

登熟不完全なのと、乾燥不充分であるから二度、三度と脱穀を行ふを常とする。

（附）本縣特殊作物耕種法

次に本県の特殊な作物に就いて耕種法を略述するが、何れも実地踏査の結果なのである。

(一) 熊谷地方の水田耕作

(a) 品種

この地方の品種は大体次の二種である。

	耕作の多少	粒の大小	籾の色	早晩	収量	成熟日数	備考
大紅稲	少	小	紅	早熟	少	百数日	品質稍良有芒種で一穂二〇〜八〇粒
八白絹子	多	大	白	晩熟	多	一二〇日	草丈の高い品種

(b) 選種

種子は唐箕で風選して夾雑物を除き後、水選して登熟不完全なものを除くのである。

(c) 種子の予措

選種した籾の播種直前二日間位、水中に浸漬して発芽を促進する。

(d) 整地

[illegible]耕起を行なう。

[illegible]、[illegible]、[illegible]耕起し、次いで鉄鍬で土塊をくだき均平にする。この事を「下ごしらえ」[illegible]

[illegible]、[illegible]畦畔(あぜん)[illegible]、畦畔塗りを行ない、この外畦畔の修理等行なう。

[illegible]田面に灌水して代掻を行ない、即ち木頭を二人で曳き歩くのである。

(ヒ) 播種

五月中旬、散播で一畝五升を播くのである。

(ハ) 管理

除草：発芽後雨を選んで二回行ふ。

第一回除草：六月中旬、苗五乃至六寸の頃行ふので、威苗と称する補植と同時にも行ふ、この威苗は必ず倒伏前である事

第二回除草＝第一回後十数日経て行ふが、稗が最も多い。その外第一回除草前に八分位の水深に落水して雑草の葉に泥がつき窒息害されて枯死する如く、この落水によって除草を数回行ふのである。

落水：播種後、既述の場合以外は落水する事なく、四乃至五寸の深さに水をたゝえ、刈取二週間前に落水する。



[illegible]

(ヲ) 病虫害

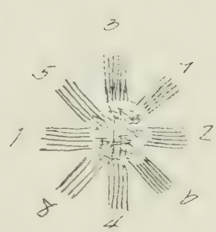
穂子腐敗病又は稲熱病が主な病害で、高温多湿曇天続く場合に多く被害相当大である。虫害は螟虫、浮塵子、いなご、いちもじせゝり等であるが害は大きくない、何も除害は行はないのである。

(ワ) 刈取り

秋分の候に行ふ、先づ刈り取りて放排して乾燥二週間の後大把を作りて「碼稲子」に積み一〇日前後乾燥後運搬する。



放排



碼稲子

(イ) 脱穀

穴釈ともいゝ適当の大きさにこれを手にもって「棒稲子」即ち石に敲きつけて脱穀する、その後石臼脱穀機又は打穀機などで、一部残存する脱穀のものを脱穀する、次に把子で茎稈を除き揚場して後[illegible]簡単なものである。

(ロ) 精選

穀子を精選するものであるが八月中旬の生芋、雨を避け、五回穀子にかけても完全に精白出来ないのである。

工程二人＝賃一日白米一石、

歩止り　白米四〇％　砕米一〇％

(b) 販売事情

白米又は籾にて売却、主として縣城又は大同へ搬売する乃二〇至乃三％は売却されるのである。

縣城での一斗の価は二、四円位である。

(c) 収量

上地	一、〇石
中地	〇、八石
下地	〇、四石

(二) 火雑地方收麥の耕種法

(a) 種子

篩別後種子の消毒を行ふのである。（後述）

(b) 播種

時期穀雨より立夏の候である。

播種量一畝三升、方法は前年の壟背を耕起して條播とするのである。

(C) 除草

一回又は二回行ふ。間引は行はない。

(d) 中耕

時期 苗三、五尺位の時に行ふ、

(e) 刈 取

時期 白露の候である、

(f) 脱 穀

きびない故、連枷で打ちて脱穀する、

工程一回の耕起に三工程で悪い事は三工程を要する　この耕種に際して能率が低い事が関係して

此図の如き浅耕させ、犂丈を用ひ、春期の深耕を避けて居る。

深耕に於ける犂丈

（大犍の形式）



八、主要作物分布状況

自然條件に依る作物分布状況

東部山地——粟と大豆を主作物とし、蔬菜は少くない

南部平野——粟と高粱を主作物とし、水田も開拓されて居る（一、二、三五七畝）農家も多い

西部丘陵——麦子を主作物とし、水田も幾分開けた

北部地区——燕麦を主作物とし、蔬菜も多く、地方の需要は大要を満たす

蔬菜は縣城及び五ヶ部落の地方に多い、之は灌漑で耕作可能なるが為に之等肥料の関係を無視し得ないものであり、社会的條件に基く作物分布状況に於ては縣城及六兩鎮其の他の中心地の近接地帯に於いてでは蔬菜の集約なる栽培が行はれて居るのである。

縣城附近に種子、黄麻が多く耕作されて居るが、之れ現銀化容易なる為である

二、作付面積、作付歩合

縣公署の統計表（農産物收穫高予想調査）は康徳元年度は警察署又は警察分駐所員が各区別に調査して送附せるものを取纏めたのである。康徳二年は警察員の外に行政連絡員を要所に駐在せしめ主として之が行つたのである。

康徳三年からは日系の行政指導員四名を置き猶又行政連絡員（二十二名）が分駐して調査を行つたのである。

次に康徳二年の作付面積作付歩合を示す

作物名	康德元年作付面積	康德二年作付面積	康德二年作付歩合
大豆	八、二三一、〇晌	三、九二九、五晌	四、〇%
小豆	三二九、四	一五四、五	〇、二
綠豆	一六四、六	八〇、〇	〇、一
高粱	一二、三四六、五	一一、一五六、九	一一、三
谷子	三三、九二四、〇	四四、一一八、一	四四、六
苞米	六五八四	四六四、八	
小麥	三二九、〇	四四〇、九	
水稻	八二三、七	九三一、五	
大麥	一六四、八	二二〇、一	
蕎麥	四一五、五	八、〇四七、二	
燕麥	一六、三四六、〇	一八、六五一、五	
糜子	四一一、五	五五一、四	
胡麻（小麻子）	二八六、五	二九六、五	
蘇子	一〇六、〇	一〇一、五	
土豆	六、八五〇、〇	二、一五〇、〇	
蔬菜	二、四〇〇、〇	三、一〇〇、〇	

蔬菜	八五、〇	二四一、〇
[illegible]	[illegible]	[illegible]
大麻子	九八、〇	九五、一
芝麻	一〇、六	一一、〇
[illegible]麻	三三、〇	五四、〇
其他豆類	三、七〇三、九	一、三八八、〇
[illegible]	[illegible]	[illegible]
所[illegible]	八、[illegible]	九九、〇二八、六

ホ、主要輪作様式と作物組合せ及び肥料との関係

畑種の主要輪作様式

平地　(一)谷子(青苗)——谷子(紅苗)——高粱
(施肥)　(施肥)

(二)大麦——蔬菜＝よい耕地の場合(施肥を行ふ)

(三)大麦——蕎麦＝悪い畑の場合

山地　(一)豆子——谷子(共に施肥を行はない場合が多い。)

(ニ) 雑粮 ── 谷子（施肥せぬ場合が多い）

上調査のものと大差ない。

圏外は夜麥の連作が多くそれに雑粮が順序なく耕作される。

ヘ、間作及混作の主なる様式

平地では高粱と緑豆、小豆、大豆の混作を行ふが、これの目的は高粱の株間を大にして通風をよくして螟虫の害より避けんとするのである。

其の他特別な形もない、大体上の場合と同様である。

小蘇子、線麻の緑作は一般に行はれる。

ト、天災害、病虫害及其の他の災害と其の対策

(イ) 風害

民国十年三月十六日（一九二一年）昼尚暗きまでに南風の巻き起す砂塵は、黄風と呼ばれ、県城内各所に火災を起したのである。

二、三程度の風は時々吹く、圏外の砂風は罌粟に大害を与へるのである。

(ロ) 水害

民国十六年（一九二七年）広く全県下に及び家屋の焼失浸水あり、農作物は無収穫であった。

、大同元年　浸水家屋各所にあり、農作物も大凶作であった。

(ハ) 旱害

時々起るが、貞享二年のものも、全く稲皆實らず、[illegible]
とあり。

ニ） 風害

度々起るも大害は無い。

寛保三年八月十六日のものは大きい害を与へた。

（ホ） 積雪

地域的で被害異なるが度々降雪がある

寒地では、農耕に影響を与へないこともあるが

（ヘ） 病虫害

病虫の類は、籾子の輸研等で被害があつて被害は大きく無い。

其外では大麦の黒穂病を防除のため次の様な種子の消毒を行つて居るのである、

（A） 焼酎を用ふる法（烏麦防除）

一斗の種子に対して焼酎六合を用ふるので種子を焼酎に浸漬し、悉く浸さる時取出して乾燥する

烏麦は山腹耕地に多いから山腹に播種する際には必ず行ふのである。

（B） 温湯浸法

種子五三度―五六度の湯の中に暫く入れて掻きまぜ取出して乾燥後播種する、烏麦の防除である、

（C） 稲柚を用ふる法

とば島季に非ず、幼苗時各種の虫害を避ける為柏樹よりとりたる油を用ひ、油四両に一斤の種子を浸し、後取出して乾燥するのである。

こんな方法が国境近い県外で行はれて居るのである。

虫害としては高粱、豆子の螟虫と谷子の芋虫と蔬菜類を食害するあおむしの類であるが大害は稀である。

ト、兵匪の害

当縣は安全である。

県外で最近まで兵匪ふみ止まつた所では害甚だしいので、家屋の半数位は廃家となり、この地区の戸口も著しく減じて居る状態である。

チ、精穀及製粉歩合

精穀歩合　高粱七〇%
　　　　　谷子五〇―六〇%

碾子の工程　大一日高粱五石、谷子ならば三石を精白する、
（驢一頭一人）小一日高粱二石、谷子ならば一石を精白する、

製粉

磨（驢にて穀物粟子等を行ふ）粟子一石―麺三〇〇斤

碾子（蒸した穀物即ち糊米を行ふ）高粱一石―麺二六〇斤

燻煙を用ひる事は無し。

リ、貯蔵法、貯蔵設備、貯蔵期間

貯蔵は囲子（叺俵製）箱子を用ひ、木箱叺俵は不経済な為に使はないのである。一年間貯ふる農家は少いのであるが、それでも若し一年間貯へる場合は九月頃日乾して貯蔵する。にあげるので、これを行はないと結果には一寸虫し、種子には「日干し」を行つて置く事が必要。貯蔵の際は害さるる事が多々ある。

ヌ、種子及種苗の購入法、品種改良の状況並に農民の新種改良に対する希望意見

種苗は自家で、種苗の購入は篤農家に限られる。先年町より品種改良の目的で種子を購入した事があるも気候風土合致せず、よくないのである。

県公署は夜麦の種子と改良大豆（大白眉）を村公署より分配されて居たが、康徳三年（大白眉大豆）は将来の奨励品種となる考である。夜麦は種子の不足を補ふためで優良なものではない。

尚本村は農民が極度に疲弊して春耕に至るも種子なき農家がある故春播種子の貸付を行ひ、（ア）康徳二年の夜麦、小麦、蕎麦、土豆子、胡麻の貸付計一〇〇石に達して居る。

大豆は康徳三年始めて配布するので結果は不明である。

（貸付種子は附近より買付して僅かの手数料をとつて貸付けるので昨年も未支拂八石で残り全部秋収時に回収したのである。）

特に希望意見はないと云ふ。

ル、廃耕地の発生原因及之が復旧の諸状況

本県の廃耕地の原因の最大なるものは兵匪の害である。民国十三年以来兵匪の害を受け始めてより、農地を捨てゝこの難を避ける者もあり、逐年廃耕地増加し、明らかな数字はないが大体大同二年頃には以前の耕地の三分の二が廃耕され、僅か三分の一の地のみ耕作されて居たのである。

然るに僅か二年康徳二年には大部分復旧して三万晌なり、九万晌余約十万晌の耕地面積となったのである。斯くて覇裡は急速に復旧したのであるが、覇外地方では現在でも匪賊多く、人口少なく而も農民は疲弊して居るので廃耕地の復旧も急速には行かないのである。而も農民が或は奉天に或は意外に移住して居るので、その廃耕地も戸口の増加と伴はなければ、理想的には進まないと思ふのである。

尚、本県内の状況は廃耕地の状況に於いて居る点であるが これは寧城県の方でも記し 度々述べ[illegible]るので省略する。

4. 生産力

県全体としての生産力は正確に調査する資料がないので、概況調査として聴取した結果を次に示す[illegible]の生産力の推移を説明して県全体の生産力を推す事にする。（既存の資料を欠い[illegible]資料を[illegible]）

一、[illegible]土地生産力（反当収量一斉）

二、訥河流域地帯（以上地区含まる）

三、黒河流域地帯（水田地区含まる）

四、[illegible]地帯（新開地区）

一、訥河流域地帯

この地帯一帯は大体調査の結果によると大同小異であり、[illegible]地方、耕地の[illegible]地方によりその生産力を異にするが、これは上地、中地、下地、下下地の割合が地方によりて異るので、[illegible]の上中下割合の程度の違が生産量の差を生ずるので、複雑な地帯毎に之を地方別に詳細に調べる事は本来の目的でないので、之の調査は[illegible]にして多少の変化を考へる以外に途はない。

一、訥河流域地帯は新に[illegible]して耕地の[illegible]、[illegible]の通れる程度も少く、下下地と考へらるゝ面積が少ない。これを[illegible]単位面積当り収量は(一)を[illegible]して一割[illegible]二割増しと見当すべきであるが、これについては、[illegible]は各地別に見た肥沃度なり地力の差は考へられないのであるが、故に調査地の上の[illegible]を考へ、上、中、下夫々の生産力とし、此の地帯全部を見た場合に(一)より稍々良好なる耕地帯であると推す。

(三)　黒河流域地帯

約五〇の畝の平地耕地が水田となれる結果、畑作耕地が水田によりてその平担部が奪れた形で水田を除外した耕地の単位面積当り収量は(一)より一割内外の減と見当付けるのである。水田収量は別項で記す、以上の三地帯は何れも甚だよく似た耕地帯で別に大きい差はないと思ふのである。

(四) 覇外特別地帯

前谷と呼ばれる地帯で既に自然的条件の項にて記した様な特徴をもっている。

この地方の生産力であるが大雑把地方調査結果を示すと次の様である

主要作物である莜麦（六割）小麦（三割）に就いて

	豊年	平年	康徳二年	備考
莜麦	三、〇石	二、〇石	一、〇—一、五石	単位一天地（八畝）当、在来石
小麦	三、〇石	二、〇石	一、〇—一、五石	

猶当地方の主なる役畜は牛であるが其の糞は八割は乾糞として燃料に供し、僅か二割を肥料とするので、ここでは完全な原始農業が行はれて居る

貧困者すべてと謂ふべき有様なる程度中との事であって、貧農で家畜を有せぬ者、家畜あれども車なく、耕地遠くて糞の運搬出来ない者と称すべく施肥は極めて稀に行はれているに過ぎない

第二節 屯に於ける調査

1. 農家

農家に就いて、以下数項の調査をした所であるが、右特殊村点に就いて附記すると、

(イ) 農家数、

[illegible]

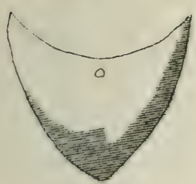
（ロ）鋪頭具の他の古農具鉄材

使用に堪へざる農具は之を古金として鉄匠に売却する、その一件の値は僅か二銭乃至三銭である。農具買入れの場合は一件五十銭の計算にて買入れし、売却する鉄材が僅か二銭乃至三銭である不利[illegible]鋪頭具は[illegible]同様種にして出来るだけ使用するのである。

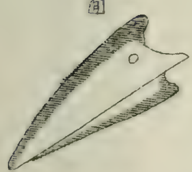
（ハ）[illegible]に農具を[illegible]数種の農具に就いて

[illegible]犂は[illegible]前の部が特に長く[illegible]と並んで居るのであるが、これは地勢及山腰、平地、田畑に於ける[illegible]居り耕上に深浅の差があるから、適宜調節に深浅の加減が出来る様考慮して居[illegible]、畑整地、播種、中耕等皆同一犂式を用ひ、鐸子も取替へないのであるから、耕起兵[illegible]の調節が大切となるのである。犂鐸子の形は次の如くである。作業により「草把子」と附す。

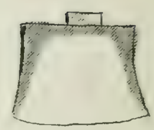
表面



側面

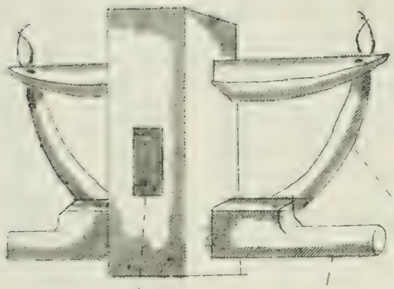


(ハ)鍬頭の形



総てこの形のものを使っている。

(ニ)輥把子及輥弓子（覆土及整地用具）



豊寧縣迭將營子屯
農具調査

農具名	調査地ノ別名	購入		自家生産			耐久年限	修理状況	備考
		価額	購入状況	材料費	工賃	材料購入状況			
[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]年	[illegible]	[illegible]
[illegible]		[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]年		[illegible]
鎬頭		2.00〃	県城ニテ	柄ハ自家ニテ作ル			5年	3年ニデ修理ス 80本	1斤50本ナリ、4斤位ノモノ、猶小サキモノハ安シ
鉄鍬		90～80	〃	仝	上		3年		
鉄耙子		1.50	〃	仝	上		5年	—	
石碌子	鵝卵碌子	50	石匠ニテ	—	—	—	永久	—	框ハ2年一回自家ニテ取換ヘルナリ。
二齒鈎	二齒子	1.00	県城ヨリ	—	—	—	6～7年	—	
糞叉子		.25	〃	—	—	—	3～4年	—	
	糞挖鍁(ワーセン)	.90	〃	—	—	—	2年	—	
瓦工	輥耙子			(30本)	(1工)40本	材料購入セバ30本位	4～5年		均工用トシテモ用ヒラル
	輥弓子			自家ニテ簡単ニツクル			2年		木片ヲ弯曲セル簡単ナモノ

杷斗子	陸斗子	.30	陸地ニテツクル	—	—	—	5〜6年	—	
熟萌盧		—	—	自家ニテ造ル			6〜7年	—	自家生産殆ンド材料見積ルニ足ラズ
木楸		.20	縣城ヨリ	—	—	—	3年	—	
箕筐		.20	仝上	—	—	—	2年	—	
鋤頭		.50	〃	柄ハ	自家ニテ		2年	—	石頭多キ畑ト否トデ差アルモ大体シボス
竹桿		—	—	自	家製		1〜2年	—	
轆轤				(50本)	(1エ) 40本		7〜8年	—	
鐮刀	(収穫用)	.20	縣城求	—	—	—	2年		
	(採薪用)	.40	〃	—	—	—	1年		
特刀	稻鐮子	.10	〃	—	—	—	3年		
連扱刀		.10	〃	—	—	—	5年		
打場碾子	溜軸	1.50	石匠ヨリ	—	—	—	永久	框ハ自家デ修理	→ 3〜4年ニ取リカヘル
連枷		—	—	自	家製		2年	—	
木杈子	二股叉	.15	縣城求	—	—	—	5〜6年	—	二股叉ハ自然木故維持年限長シ
〃	四〃〃	.20	〃	—	—	—	2年	—	
掃帚	笤子掃帚	—	—	自	家製		半年位	—	
木扒子	—	.40	縣城求	—	—	—	4〜5年	—	

[illegible] 撤	前記セル木撤ヲ用ユ						3年	—	
[illegible]	—	12円~13円	木匠ノ家ヨリ	(300本)	(5~6エ 220束)		20年		適当ニ修理セバ相当長ク使用サル.
[illegible]	—	20	縣城求	—	—	—	2~3年	—	
[illegible]		50	〃	—	—	—	5~6年	—	
[illegible]	(柳條製)	—	—	自	家	製	10年	—	柳條ニテ自家デ製ス
[illegible]		[illegible]	縣城求	—	—	—	2年	—	
[illegible]		50	〃	自	家製	モアリ	5~6年	—	10本ノ丈. 50本5丈物
[illegible]		4円~5円	石匠ヨリ	—	—	—	永久	1年ノ1回目立テ	石匠来出セル際ニ目立テヲ行フ (40銭~50銭)
[illegible]	大	[illegible]	縣城求	—	—	—	3年	—	
〃	小	20	〃	—	—	—	3年	—	
[illegible]		15.00	石匠ヨリ	—	—	—	永久	2年ノ1回目立テ	1回ノ目立テ100文
[illegible] 〃(鉄製)		120	縣城求	—	—	—	4年	—	
	(柳條製)	10	〃	—	—	—	1年	—	
[illegible] 車子		150	〃				30~40年		20年位ニテ修理ヲ要ス.
[illegible] 車		50	木匠ヨリ				20年	—	

農具名	調査地ノ別名	購入		自家生産			維持年限	修理状況	備考
		価額	購入状況	材料費	工夫賃	材料購入状況			
—	小水車	300〜500卆	山車ト称ス 木匠ヨリ求ム	(300卆)	200卆 (5工)		2年山車 5年(自製)	何レモ年ノ回ノ修理ヲ要ス	300レ500卆ニテ求ムル山車ハ騎シ、同レモノ日木匠ヲ雇ヒ輪ヲカヘル(150卆)
[illegible]車		不明	中華民国ヨリ持来ルモノ				50〜60年		
推車子	小糞車	200	縣城求	50卆	(1工) 40卆ニ	木匠	5〜6年	6年右 →	適当ニ修理スル
筐	大	15	隣也ニテツクル	—	—	—	3〜4年	—	
	小	10		—	—	—	3〜4年	—	
扁擔	(木製)		自家ニテ製ス				10年	—	
小鞭子		5[illegible]	木匠ヨリ	—	—	—	[illegible]年	—	
	中鞭子	20	木匠ヨリ求ヘ	—	—	—	5〜6年	—	
鞍[illegible]		—	—	150卆	—	布ノ代金150卆 自家ニテツクル	10年	—	
挾板子		—	—	自家製	殆ド材料	購買セズ	5〜6年	—	
套包子		—	—				6〜7年	—	
鍬ヒ蓋		—	—	自	家製				
鍬	坐鍬	150	縣城求	—	—	—	12〜13年	—	
塔腰		120	〃	—	—	—	10年	—	

[illegible]		200	〃	—	—	—	10年	—	
[illegible]		40~50	〃	—	—	—	15年	—	
[illegible]		120	〃	—	—	—	6~7年	—	
[illegible]	[illegible]嘴	—	—	自	家製		1年	—	
[illegible]炊子		30	木匠	自家ノ材料デツクル事アリ			10年	—	
鍘刀	鍘刀	250	鉄匠					3年ノ回 [illegible]	刀ノ部250文
	[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]
		150							鉄匠デ製スル刀ノ防ノ部150文
[illegible]子	(5尺ノモノ)	500文	石匠ヨリ	—	—	—	永久	—	巾ハ大体同ジ長サノ長短ニヨリ価額異ル
[illegible] 〃 〃	(2~3尺)	120~150文	〃	—	—	—	永久	—	
[illegible]	円ク[illegible]	220	[illegible]	—	—	—	10年	—	大ナルモノ
〃	〃	150	〃	—	—	—	8~9年	—	小ナルモノ
[illegible]		20	〃	—	—	—	[illegible]	—	
[illegible]	不	明						—	
[illegible]		[illegible]	[illegible]				永久	—	
[illegible]	大	150	〃				15年	—	

〃	小	30~40銭	〃				15年	—	
[illegible]子	大	200	〃				10年余	—	
〃	小	80	〃				5~6年	—	
[illegible]子	大	40	縣城ヨリ告ハニ来ル				10年余		
〃	小	20					5~7年		
[illegible]子		10					5~6年		
[illegible]	大	150	仝　上				20年		
	小	80	〃				15年		
[illegible]		—	—	自	製				
[illegible]		—	—	仝	上				
[illegible]		10銭	口　裡				10年		口裡トハ古北口ノ内即支那
[illegible]缸	大	100銭	探前ニ缸窯アリ	此所ヨリ求ム			10年	—	
	小	40	〃				10年	—	
[illegible]子	大	150	縣城ヨリ				10年	10年経テ修理セバ猶用ヒラル	
[illegible]		100銭	木　箱	200銭			永　久	—	木ノ部ト金ノ細長イ板ト別々ニ買フ之ヲ自家ノ本匠ニタノミテトリツケナス
		160	周囲ニ金ツマク					—	
[illegible]	大	250	縣　城				半永久	—	

[illegible]子	小	100	繁殖			半永久	―
[illegible]子	大	―　20本	―	40匁	(1エ)40匁	10年位	明ぐ
[illegible]子	[illegible]	[illegible]	思り=ホル			5乃至8年	―

2. 肥料

イ. 種類及肥効

(イ) 土糞 { a 土糞 / b 黄糞 }

(ロ) 粉砕黒豆　極く稀に大畑地に施用される。

土糞は黄糞との肥効を劣るが黄糞約四乃至五倍の肥効をあり、黄糞は豊系栽培の場合に於て施則されるが同一作物に就いて収量を比較する事は出来ない、而して土糞及黄糞の夫々の肥効を考へる場合も、家畜飼料に黒豆を与へて居る場合と谷草のみの場合とを差と考慮さるべきであって之を皆同様に取扱ふ場合は大きい誤となる。故に土糞又は黄糞の肥効は一括して述べ難いものであるが大体の見当をつける必要はある。

一反地当土糞施用量　二十五車(一車七〇〇斤(小木車)) = 一七五〇〇斤

一反地当真糞施用量　五車（小八車一車三〇〇斤）＝一五〇〇斤

土糞と真糞とは容量にて五分の一、重量にて十分の一にて同じ肥効のごとあるが而も耕土浅き耕地はなお土糞を施用するの利益である事言を俟たない。

播黒豆を磨にて粗く砕き粟耕作の基肥として撒いて居る農家一戸あるが量は一畝五斤位である。

通年出で家畜に豆粕を与へる農家は一戸もないが黒豆は農耕期に飼料として与へられて居るのである。

ロ．自給肥料の製造法

主な自給肥料の製法を作業順に記し、後に詳しい配合割合等を説明する。

(イ) 糞坑に雑草、刈り草を取り込む＝春期播種後菜園の雑草等を主として用ふ。

(ロ) 粧土　雑草を取込んだ直後河辺の河泥土をその雑草の上に覆ふ。

(ハ) 七月上旬山腹地より雑草を刈取り糞坑上、五寸位の厚さに積む。

(ニ) 畜圏の堅厩土糞を糞坑、刈草の上に運ぶ（夏期）

若し畜圏内土糞取出しが非常に困難な場合は(ハ)の刈草上に土を運んで薄く刈草を覆ふ。故にする。

(ホ) 第一回切返　八月中旬糞坑内の混積物を切返しを行ふ、農具は鶴頭と糞叉子を用ひ、

(ヘ) 第二回切返　九月下旬に同要領で切返しを行ふ。

(ト) 収穫後糞坑より土糞を掘り出し一く糞場（主として家屋前の道路）に積む

[illegible]解放期の後、第三回刈草を行ひ、之れが運搬、積んで置くと刈草が腐って[illegible]
そしてこれを利用出来る土糞が製造されるのである。土を厩舎に運び入れ糞と[illegible]

土糞原料及その配合割合

土糞原料としては、土、草、踏込糞で[illegible]土を含む[illegible]
[illegible]踏込糞と称する[illegible]
一糞と称する。

土　七〇%

草　二〇%

糞　一〇%（踏込糞中の土は土量七〇%中に含む）

踏込糞とは[illegible]圏内の家畜の糞尿が湿気多くなった際土を敷入して糞と共に家畜が踏[illegible]
[illegible]た土糞である。

家畜種類別一頭当糞尿生産量

牛　四車——五車（一二〇〇——一五〇〇斤）＝（黄糞量として）

驢　四車　（一二〇〇斤　）＝（黄糞量として）

豚　四車　（尿が多いので土を混じて踏込糞とする）

家畜の種類を考へて別々に土糞をつくる事はない。

八、原料採集地の所有関係

た、事は「誰の所有とも考へて居ない所」からとるので、共有地利用と云ふ考へは無い、即ち土は周辺の誰の所有でも無い所に、雨水によつて運ばれた耕土の堆積があるので、此所より採り、畑の[illegible]部又は西部の谷外山腹地より採る、原料採集に不便はないので、土は毎年[illegible]して[illegible]居るのである。

二、栽培作物に依る肥料の種類、施肥法及施肥料の差異

普通作物には總て土糞を用ひ條散とする。

但し、栽培する菜園には堆糞を條散されし、礬素に粉碎黒豆を段当五升施せる農家一戸丈け、[illegible]

[illegible]肥料は[illegible]故止むを得ずの策である。

[illegible]施肥量は土糞は一天地当二十五車一五〇〇斤位である。黄糞は五車一二[illegible]

[illegible]一天地の施用に足る。

[illegible]量の施肥を要する。

[illegible]施肥し、谷子も施用するを常とするが、[illegible]ない。谷子を二年続けて耕作する場合は二年目は必ず施肥を行ふ。

[illegible]施肥は行はないのが常である。

[illegible]

ホ　肥料購入の状況

[illegible]

衰弊した当ではあるが、余りに歎かはしい現在である。

3. 耕種法

イ 主要作物栽培消長の概要及消長に影響を及ぼす諸関係

主要作物と称す可きものは谷子、黒豆、高粱、蕎麦であるが、之等の現在の作付割合を見、又之等の作物に就いて消長の概要を述べる。

現在の主要作物作付割合

谷子　　六〇―七〇％＝如何なる土地にも耕作さる。
黒豆　　二〇―一〇％＝河添の下地、下下地に耕作多い。
高粱　　一〇―　五％＝平地の上地に限って耕作さる。
蕎麦其の他　一〇％余＝蕎麦は最も悪い土地に多い。

谷子＝往古より主要な食糧作物としてその作付が多かったのである。

黒豆＝最近地味が瘠薄になるにつれ、新増して居る作物であり　往古より少しは耕作されて居た。

高粱＝百余年前には高粱が非常に多く、谷子と輪作されてその作付歩合も谷子と同様多かったのである。

それで当地にも縣城焼鍋の出張所があり、高粱買付をなして居たのであるが、山腹耕地の北[illegible]

退避かで、高粱の耕作は不能となり、それより地力が消耗するにつれて次第に高粱耕作減じ、民国十三年頃の半放棄的な耕作の場合は殆ど耕作無かったのである。高粱作付の減少する理由は、唯地力消耗による耕作不能であって、而も施肥困難な貧農は、施肥を行はなければ成熟不完全な高粱の耕作を避けて、専ら農家の耕作を行ふので、高粱は五十年前頃より著しく減じたのである。高粱は小麦との輪作を行ふ利益は少いのであるが、高粱耕作は自作農の施肥を充分に行ふ者が主として行って居るのである。

蕎麦は蕎麦補播改播用作物として、赤山脚の瘠薄耕地の作物として主要な役割を有して居る。その補播は、改播は少く、予備されず、而も最初から蕎麦の播種が行はれず、補播、改播用の作物となされ、その年々の作付歩合にも著しい差異を見せて居り、旱天の為、播種期遅るゝとか、発芽不良の場合は蕎麦の作付が甚だしく増すのである。

耕地の自然的条件が悪く、瘠い地力、食糧自給農に於ては、補播、改播が農業経営上から主要な意義をもつので、耕作者で経営の中に補播なり、改播を前提して主作物の播種を行って居るのである。

牧畜は第一表で別項で記した通りで、現銀収入の唯一の途であり、その現銀は自給食糧自家生産の不足を補ふて、食糧となりかね一[illegible]来し付のである。

ロ、耕種法の変遷状況及之に影響を及ぼす諸関係

(イ) 農　具

開墾当初から著しい変化はして居ないのであるが、既に記した如く、堆肥を使用して居ないので畜産を必要とせぬ。これは開墾地が殆ど自然に近く在るためである。

又この地に於いても特に変化は無い。これは[illegible]であって、[illegible]在来の農法を続けて居るからである。[illegible]に伴っては劃期的な進歩[illegible]なものであるが、之も従来の耕種法を変へる程劃期的な農具は無く、劃期的[illegible]。

(ロ) 家　畜

家畜としては古くから牛又は馬であって、[illegible]一頭が居たが[illegible]八頭の[illegible]が唯一の家畜[illegible]十二年以前は馬も相当に飼育されて居たが、[illegible]の徴発に依って漸減し、その後は病等におかされて斃死するものも多く、代畜が全部牛になったのである。然し以前も農耕用としては牛が主なものではあった。この馬が居なくなった原因は全く治安関係によるのである。馬が居なくなっても農耕法に変化はない、現在の家畜（役畜）で耕作面積に比して過少であると思われるが、これでも換工、雇傭によって農耕は続けられて居る。従って家畜は用畜も相当に多かったのである。

(八) 肥　料

開墾後幾年を経て施肥が始められた次第不明である、平地では開墾後五年、山地では三年経ては施肥を行ふ等称するが曖昧である。

罌粟の耕作が行はれ始めてより、罌粟が肥料の大部分をとって普通作物の施肥量が減じた、小作農

では全く施肥を行はない者すら出来て来たので、罌粟耕作は他の作物の収量減、耕地の地力の減退といふ結果を産んで居る嫌がある。

肥料の種類も変化はないが、民国十年以前、相当羊が養はれて居た頃は羊糞を別にして罌粟に施して居たのであるが斯くすると罌粟の品質良いと云ふ、綿羊糞は稍肥効大である。

(二) 気候の変化に依る耕種法の変化の有無

最近各種の被害甚だしく、為に早期の被害に対しては蕎麦の補播、改播を巧みに行ふ様になり、補播、改播の準備が常になされて居るが、これも不調な気候の為である。

(ハ) 病虫害、鳥獣害等の伝播による耕種法変化の有無

これによる変化はないが、兵匪の害に依る影響は余りにも大である。

八、主要作物分布状況

罌粟は果園地耕作多く、乾地は稀である。

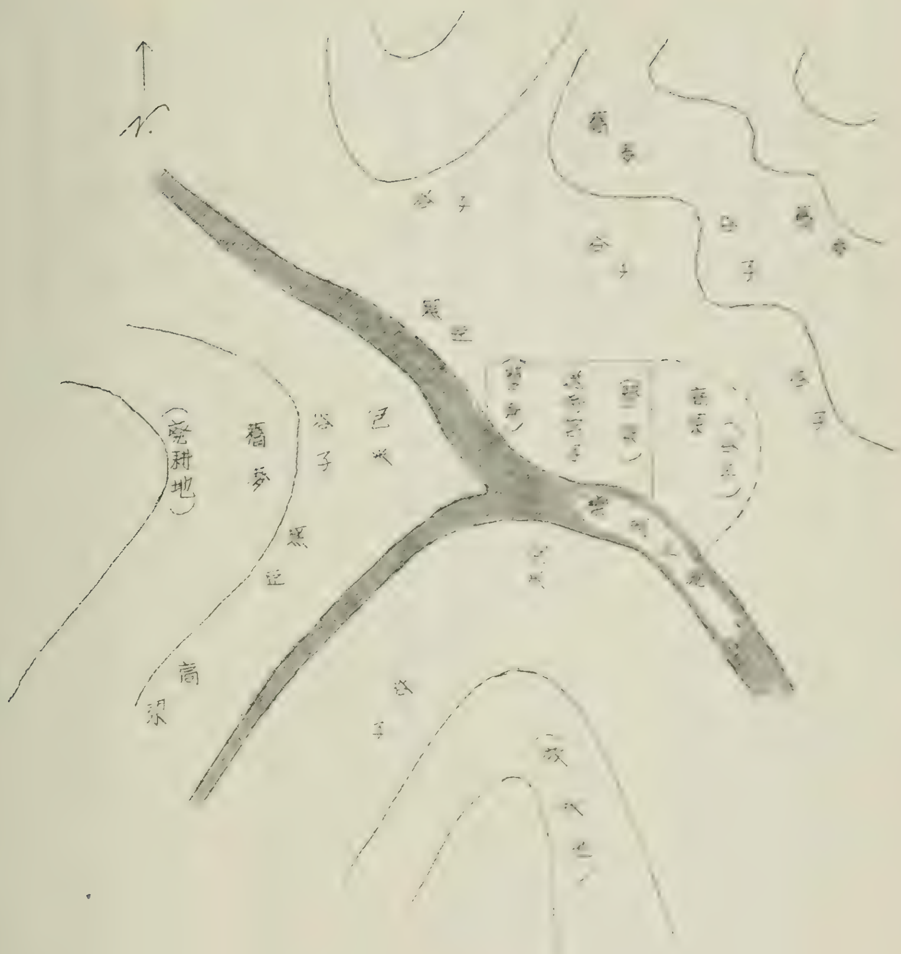
谷子は如何なる土地にも耕作される。

莜麦は上地にのみ耕作。

黒豆は河添地の下地に多い。

蕎麦は補播、改播以外は山腹地に多い。

[illegible]麻は果園入河添地。


N.
谷子
黑豆
(荒耕地)
蕎麥
谷子
黑豆
高粱

二　主要作物名及品種名

（イ）主要作物名

谷子、黒豆、高粱、蕎麦と包米である。

（ロ）品種名と耕作割合

◎谷子の品種（谷子の耕作割合六〇——七〇%）

（い）八白谷（しようはいくう）……………二〇%

（ろ）灰西白（さんしいぱい）……………二〇%

（は）紅苗銭串子（ほんめうちえんつあんず）……………二〇%

（に）青苗銭串子（ちんめうちえんつあんず）……………二〇%

（ほ）圧破車（やぽちや）……………

（へ）棒子棍（ぱんずくん）（改播用にする故作付不定）……………

（と）金棒錐（ちんぱんすい）……………

（ち）其の他
- 老来紅（らおらいほん）……………
- 青苗鴨嘴（ちんめうやあずい）……………
- 紅〃〃〃……………
- 落頭黄……………
- 喇嘛黄……………

（圧破車から其の他まで）二〇%

㈠黒豆の品種（黒豆の作付割合二〇―一〇%）

(a) 一窩風 ……………… 七五%―八〇%

(b) 大粒黒 ……………… 一〇%

(c) 海[illegible] ……………… 一〇%

◎高粱の品種（高粱の作付割合一〇―一五%）

(a) 金棒鍾 ……………… 八〇%

(b) 黄羅傘 ……………… 一〇%

(c) 黒殻白高粱 ……………… 一〇%

◎蕎麦の品種（蕎麦付作付不定、大いに増す事がある）

(a) [illegible]蕎麦 ……………… 九五%

(b) 苦蕎 ……………… 五%

◎包米の品種（包米の作付は五%以下である）

(a) 黄棒子 ……………… 八〇%―九〇%

(b) 白棒子 ……………… 一〇%―二〇%

ホ　農戸作付割合決定の理由

農戸の作付割合は自由に変へ得べきものでもないが、大体経営の形態、規模の大小などによつて変り、輪作、労力過不足等にも影響されて居る。

自作農は無理をしても高粱の耕作をなす様に努め、高粱によりて谷子―高粱と云ふ形の二年輪作の利益につかんとして居るのであるが、小作農では施肥を嫌ひて高粱を耕作しない農家が多い。小作農特に小経営の小作農は全く掠奪農業なのである。故に谷子、黒豆或は蕎麦と無施肥でき る程度の収量をあげ得るものを選ぶのであるが、然し大規模の小作農では矢張り、自作同様に高粱を耕作して谷子との輪作を行って居るのであるが、資本は固より、家畜も少く、傭工、農具によって耕作して居る貧農では高粱を作りたくとも肥料がなくて作り得ないのである。

罌粟栽培は農戸の主要な現銀収入ではあるが、罌粟作付のために作付割合が変るので、小面積の栽培であっても相当多量の肥料を要する罌粟では少しの自家の糞尿と、殆ど糞など、全部施される[illegible]普通作物には肥料が施せないので困る、高粱の如き施肥作物は耕作出来ず、猶亦谷子の収量も減ずる様になる。斯く土地が瘠薄なる故特殊作物に肥料を奪はれて作付が変って行くのであるが、[illegible]又前述した如く蕎麦は、農戸も止むを得ず作付を増すと云ふ場合で補播、改播の場合がそれであるが、[illegible]の補播、改播は、農戸も予想して居るのである。

商品化作物なき故、市価の騰落による作付の変化は起らないのである。

[illegible]特殊作物と、[illegible]作物の肥料を奪ひ、普通作物の収量が減じ、作付割合を変へる等、[illegible]農家に多いのがどの程度の減収かと云ふ調査は未だ行はれて居ないのであるが、それ等の場合農家の[illegible]の利益計算も併せて考へねばならない）

ヘ、主要輪作形式とその作物組合せ及肥料との関係

主要なる輪作様式に就いて説明すると次の如くである。

(A) 谷子（紅苗）――谷子（青苗）――雑糧（高粱、黒豆其の他豆類）

この形が一番普通で、多く行はれて居る。然しながら理論的には輪作であって、谷子は二年連作する為、谷子の最優良品種を一つ選ぶと云ふ事は出来ない。出来る苗を作るため二年目は紅苗に変へなければならない。尚平地、山腹の中地、下地に多く行はれて居るのである。

(B) 谷子――高粱（又は谷子包米）

斯くせぬ所も施肥可能な農家に限って行はれ、又小農はこの様式のものは行はないのが普通である。高粱（又は包米）に施肥を行って輪作が続けられるのである。この形が皆の農家に行はれる為、自給肥料の増加、即ち家畜（羊、豚でよい）の増加が望まれるのである。鉄道沿線の谷子の品質低下が一部の人間に憂慮されて居ると聞くが、全く高粱の輪作に於ける役割「圃場雑草退治」は重要な点であらう。

(C) 谷子――黒豆、又は谷子――蕎麦

谷子黒豆の二年輪作は河添地で、谷子――蕎麦は山腹の瘠地で行はれるが何れも面積は大きくない。

以上の三つの様式で(A)には谷子輪作の不利は青苗、紅苗により幾分減じて居るけれど避け得ず、雑草多く、莠子も多いのである。だが食糧自給のために、出来るだけ地力を利用せんとして居るの

で(C)の形のはより瘠地の場合に行ふのである。(A)の場合三年一回即ち三年目の谷子には必ず施肥するのである。これ等各輪作を通じて各作物の夫々の特徴を記せば

谷子……如何なる土地にも無肥料で耕作され得る。

高粱……必ず施肥の要あり(包米も同じ)。

黒豆、蕎麦……無施肥で瘠地に耕作される。

施肥の慣行を明記せば

(a) 谷子(無施肥)——谷子(施肥)——(雑糧無施肥)

(b) 谷子(無施肥)——高粱(施肥)

(C) 或は全く施肥せし、

斯く本地の輪作は肥料の有無なぞの輪作形式を変へるので前項に述べた如く、[illegible]くては

[illegible]影響を[illegible]のであるが、この影響を大にするものは、水谷農戸の所有の無理な[illegible]

[illegible]事で、完全な意味の農業経営では無く幾分畸形的経営を行して居るのであるが、かかる

高利益の計算によつて利につく結果でもあらう。

ト、間作や混作の主なる形式

[illegible]欲[illegible]であるが、間作混作は地力の完全な利用と云ふ意味の外に、自然的災害の[illegible]

[illegible]間作混作が多いのである。一般に自然的條件が悪い故、両作物で両者[illegible]

[illegible]見て耕作である。

(イ) 高粱と小豆の混作、本島には余り多くない。

(ロ) 包米と菜豆の混作、これも多くない。

一一は総て前作の如くなるのは、他作物の間に蕎麦を補播した場合で、[illegible]
[illegible]である。

平地では小麻子を緑作として作る一般的な方法である。

チ. 労力の多少、気象、前作物、土壌、耕種作物其の他の関係により変化する耕[illegible]
の整地法

耕[illegible]普通「耕起」であり、整地播種法は「腐地」である。

気象により相当の補播を予想した播種が行はれ、この場合は適播の同一作物又は蕎麦が[illegible]
[illegible]で谷子の場合は「棒子混」が補播用の品種とされて居る。

前作物による差異は谷子連作の場合に起る、谷子を連作する場合は批地（一献耕一）を行はない[illegible]
り、批地も略されたりして粗放になるが、鏟地（除草）は一回多く行ふのが常である。

整梁が特別な整地法で耕作される事は別項の通りである。

リ. 天災害、病虫害、及其の他の災害と其の対策

◎ 天災害

(イ) 風害

大風害と云ふものは無いが、一の年三回位は相当の被害がある。谷子が一五―二尺位に成長せた

時多く大風にもまれて収穫減となり、亦秋季降霜の際風あると、棟れる茎が折られて被害大きい位盈河添のみであり、山が樹木無き故大雨の時は必ず大小被害を受ける。

(ロ) 水害

◎ 光緒十六年（一八九〇）大水害、縣下一般に及ぶ、無収穫であった。

◎ 宣統元年（一九〇九年）同様の大水害を受けた。

◎ 民国元年（一九一二年）多雨にて耕作不能の耕地が非常に多かった、縣全体に及んだのである。

◎ 〃同元年 多雨にて広く省下の作付面積減及被害地増し凶作であった、作物は僅か「二八作」位であった。

この地方の降雨は「初害半吸しながら」と云ふ状態で降雨は必要であるが、漸次耕土を流去せしむ[illegible]る。而も降雨を望みながら、急激な降雨の為農家が流され人命を失った例があるので、実に恐ろしい現状である。

(ハ) 旱害

[illegible]位は小旱害は被る。

[illegible]相当にひどく、山頭地は四分作、平地で半作位であり、[illegible]

[illegible]、下地が最も軽いのであり、然し[illegible]

[illegible]、被害程度には差がある。

(ト) 霜害

[illegible]

[illegible]

(ホ) 雹害 なし。

(ヘ) 旱害

農耕上最も憂慮されるもので、十年三回位は被害があるが特に甚だしいものはない。管内でも被[illegible]

[illegible]である。

(ト) 病虫害

(イ) 病害

烏米、烏芽、搶杆（ちえんがん）（谷子）何れも甚だしくない。

「搶杆」とは白髪病称の被害で青、紅の谷子の連作の場合特に多いと称して居る。

(ロ) 虫害

谷子の髄を食害する細虫、高粱の螟虫（蚜虫）がある。高粱の螟虫は旱魃の時に発生し、茎を黄変し、枯死させる事がある。これは黒豆をも害するが、本地方では螟虫の大害は無い。

（附　記）

兵匪の害

耕作地の管理を止めて山奥に避難する事幾度か、之の害は他の何れよりも甚だしいのである。その出没甚だしき頃は

(イ)　民国十一年（一九二二年）「英三点」

(ロ)　民国十四年（一九二五年）「劉旅長」

(ハ)　民国十七年（一九二八年）「第三十一軍」

(ニ)　大同二年（一九三三年）「二虎」

この間の農耕は実に落付きのないものであった。耕作面積は半減以下となり、収量も甚だしき時は「二分作」であった。

又、主要作物の収穫、調製の順序及是が変化に影響を及ぼす諸関係

項目／作物名	谷子	高粱	黒豆	糜子	包米	蕎麦	農家大畑	[illegible]麦
播種順序	2	3	4	4	4	5	1	脱穀が数回行はるゝ
刈取順序	4	5	6	3	臨時にもぎて食す	2	1	
調製（脱穀も含む）順序	2	1	3	耕作少き故最初か最后にする	—	4	—	
調製（脱穀も含む）回数	3	2	2又3	1	—	1	—	

右表に示すは調製の順序である。自給経済に於ては、経済事情による調製順序の変更は少ないが、し販売に供す如く一定物に製粉を度々行はれるので、以前製物の如何を問はず調製の内容を変更しなくて製粉を行ふ。若し作物が少い場合は粟子の如く製粉と行ふ場合もあるが、これは稀である。に自ら行ふので、農園が何く簡単で片付く様にするのである。調製を数回行ふ必要は、(一)高粱、谷子、黒豆何れも登熟不完全な為脱粒が困難な為、二、三とする為甚しく、不調な気象条件に因して居る。(二)登熟不完全な未熟まで利用しようとする為で、また何れも品質を低下する結果である。

ル、脱穀及製粉歩合

(一) 精穀歩合

谷子　五〇―六〇%

高粱　七〇%

精穀歩合は谷子の場合、山腹、河添地のものは、平地のものより稍劣るのである。

(二) 製粉歩合

高粱(一斗)より麺七―八升(二五斤―三〇斤)を得、容量(七〇―八〇%)

碾子及磨の一日の能力

(三) 碾子の能力

谷子一石を大碾子＝一日
小碾子＝二日 } にて精穀する

多くは小碾子で驢にて行ふので一日五斗の工程である。

(3) 磨の能力

大磨一日＝三－四斗の高粱を麺とする。

小磨一日＝前者の半量である。

ヲ、貯藏法、貯藏設備、貯藏期間

谷子、黒豆の類は廢耕を修理して貯へたり、蓆子で囤子をつくりて其の中に貯ふるが、製穀せか[illegible]米類又は壺の中に貯へる。

貯穀[illegible]類を少し過ぎると殆どなくなり買ひ喰ひの農家多く、一般に設備は不完全[illegible][illegible]貯藏[illegible]に穀物の手入れを要する程貯ふる農家はない。蔬菜は[illegible]に[illegible][illegible][illegible]貯ふがこの際塩は加へないのである。

ワ、[illegible]種苗の購入方法、品種改良の状況、並に農民の耕種改良に対する希望意見

[illegible]を行ひ、外觀の優良なものを選ぶが、唯蔬菜の種子は、行商人又は縣城[illegible]

[illegible]である。

[illegible]せては[illegible]二年連作されるのであるが、此の場合一年[illegible]

[illegible]るので、谷子種子の[illegible]であろ。特に耕作面積の小な

る。

る農戸に多く行はれる。

耕種改良に対する希望、意見はないと称する、甚だしい困窮の農戸には食糧支給以外に希望なしといふ状況である。

カ、廃耕地の成因及之が復旧の諸状況

◎ 光緒十六年（一八九〇年）の水害によりて村内の耕地の過半は廃耕の状態となったが、殆十数年間には全く復旧したが、村の東部にはその頃からの廃耕地（現在でも存在する）山麓で数十畝ある。

◎ 宣統元年（一九〇九年）水害により廃耕地出来るも数年間に復旧した。

◎ 民国十三年――大同二年三月（一九二四年――一九三三年）

此の期間には兵匪の害を避けて逃げた農民があり、極めて粗放農となり、山麓地の耕作は行はれないものがあり、本村でも二年間位は（民国十四年）約三分の一の耕地で残る部分は廃耕されて居た。大同二年治安も治まり、爾今四年、復旧急速にて以前の如き状態となる。

猶「熱河の地勢」が憂へられて居るのは、「はげ山」であってこの部は常に土砂が流去されて次第に土壌層が甚くなり、既に母岩露はになって居る所も多い、即ち累年の雨水により、

(一) 耕土の流去＝山腹耕地は或期間耕作すると休耕又は廃耕となる。

(二) 河添地は礫の流入によりて廃耕となる。

(三) 平地も土砂、礫の流入により小地積廃耕。

これが長期間に亘つての廃耕地の成因となるので、その対策としては、植林が考へられて居るのである。

三、主要作物耕種法

A、谷子の耕種法

(1) 作物名、谷子

(2) 品種　本省の谷子は作付状況が自然的條件に支配され、その品種も青苗と紅苗とが最も多く影響し、他の品種特徴の優劣と度外視してゐ、青苗、紅苗の別が重視されて居るのである。谷子は紅苗、青苗半々位の耕作面積でも小に一割位の紅苗の糯谷子が加はつて居るのである。

次に夫々の品種に就いて記すと、

品種名	耕作割合	茎長	茎色	粒色	穂色	早晩	備考
小白谷	二〇％	三、〇尺	青白苗	黄白	(黄)白	早生	山腹地によく耕作さる。
[illegible]白	二〇〃	四、〇〃	紅	白	白	晩生	共に平地に耕作される。
[illegible]車	五〃	三、五〃	紅	白	白	晩生	
紅苗鐵串子	二〇〃	三、〇〃	紅	黄	黄	中生	河添ひに行く耕作される。
青苗鐵串子	二〇〃	三、〇〃	青	黄	黄	中生	
[illegible]子[illegible]	一〇〃	三、〇〃	青	黄	黄	早生	改播(再播)の場合に多い晩播き種
金搾鍾	五〃	三、〇〃	紅	白	白	早生	

この外に赤紅(二、五尺)青茎鴨頭(三尺)紅茎鴨頭(三尺)が有豆に適した品種で、赤茎、紫、黄、何れも茎長三尺)等あり山腹地に耕作されるが、その数は多くない。大体紅茎と青茎とが半々の状態である。

仕立、蕎麦耕作法であつて栽培品種の青紅の別は余り問題ではないのである。

(3) 採種及種子の貯蔵

収穫期刈取直前に選抜する、穂は形整美でよく成熟した穂を選び、[illegible]しかして保存して播種前に脱穀するのである、脱穀法は普通殆ど脱穀器に入れて[illegible]することがある。

小農の種子交換の場合は残る種子が、普通の路子をもつて行はれるのである、採種量は耕作が山地か平地かによつて異るので、次にその夫々の播種を示す、

一反地当播種量

播種耕地の別	播種量	備考
平地沙溜子地	六、〇升	茎を五寸位切りたる束(直径一尺位の束)二束を要す。
(沙蓋子地)	六、〇升	沙溜子地とは砂が流れ込んだ土地で後の二者
(沙包(子)地)	六、〇升	もよく似た土地である。
上頭地(潮乾土を含む)	八、〇升	発芽不良故多く要する
山腹耕地	五、五升	

この播種量より一割位多く採種する。

(ハ) 採種の時期及方法

採種せるものを播種前に脱穀して既述の如く種子用とする。

(ニ) 種子の予措　行はない。

(ホ) 整地

(イ) 秋耕（挑地）　行はない事がある。唯余裕ある農家が行ふ。

畦立を犁杖にて耕起するのみである。

工程　　牛二頭一人一日半天地の工程である。

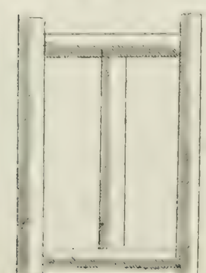
(ロ) 耙子、　解氷直後（三月下旬）鎬頭にて高粱株を掘起す。

工程　　一日一人三畝である。

(ハ) 耙地　　耙子後一日―二日経て耙子（とうず）をかけて平地を平にする。

牛二頭一人一日二天地の工程である。

（ニ）耢子（耙子と同様なものである）



耙子之平面

(ヘ)　覆土法　覆土は耕起後小石台で行ふ。

以上の耕起の方法は最も集約的な整地法であるが一般に[illegible]二年[illegible]、これ[illegible]畑地[illegible]では粗放な整地、[illegible]一つの畑地の場合は耕起、耕地の[illegible]の程度[illegible]合せてゐる。[illegible]

(ア)　肥料

(イ)　施肥の有無

[illegible]を連作する場合は必ず施肥するのであるが、[illegible]、[illegible]作物[illegible]、[illegible]

(ロ)　肥料の種類及施肥量

一反地に糞一〇〇—一二五車、一車は小木車で七〇〇斤位である。

(ハ)　施肥時期方法

耘地追後に運糞する、一車（七〇〇斤）、牛二頭一人で行ふ、これを圃場に小積にして、播種の際に基肥として施用される。

(ニ)　追肥の有無　追肥は施さない。

(ホ)　特殊肥料の施用もない。

(8)　播種及鎮圧

(イ) 播種期　　穀雨前三—四日

(ロ) 播種量　　栽種の項に詳記して置いた。

(ハ) 畦幅及畦の方向　　畦幅は地勢によりて異る。

畦巾
- 平地＝一尺四寸——一尺六寸
- 山地＝一尺六寸——二尺
- 河地＝一尺四寸——一尺六寸

畦の方向は区々で山腹地、平地で種々異つて居る。

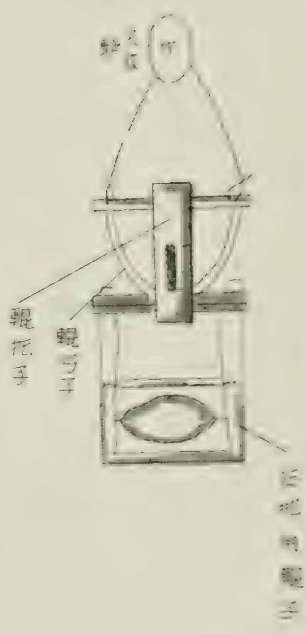
一　使用農具の種類

犁丈、蠅子、糞篩子（二個）　鉄鍬（肥料かき入れ）　点胡蘆、鞔托子、鞔弓子、これらを方法と

次に図示せば

牛　牛
牲背——犁丈——律糞的——点種的——（牛or驢）——鞔托子鞔子（打鞔子一人）
二人（扶犁的）（三人交代）（一人）

鞔托子無い場合はそのところを置く。



三組　一人、五人、牛三頭の普通の場合で鎮圧は合わせて一日）

平地	八畝
山地の畦短い場合	六—七畝

山地でも畦が長い場合は平地と同じ工程である。

鎮圧　第一回鎮圧は播種と同時に轆花子に附して覆土、整畦鎮圧が行はれるが、更に多くの作物の播種を終へて又第二回鎮圧を行ふ、牛一頭（又は驢一頭）、轆子、一人で一二畝の工程である。

(ハ)　管理

(イ)　第一回除草　播種後四〇日、苗一寸位に生長した時行ふ。鋤頭にてなすが、工程は一日一人一畝乃至二畝である。

(ロ)　抜苗（間引）　時期＝第一回除草後二〇日、苗五寸位の時・

手にて株間を二寸位になす。工程一日一人二畝—一、五畝である、婦女子も多く行ふ。

(ハ) 第二回除草　時期＝間引後三—四日、苗六寸位の時行ふ。

鋤簾にてけづり進む、工程一日一人二畝である、

(ニ) 拔草（第三回除草）　時期＝苗一、五尺位に生長せる時で、第二回除草後十日位を経る

手にて丁寧に大きい雑草を除くのである、工程一日一人二、五畝

(ホ) 中耕　拔草直後、廿二頭、一人一日四畝の工程である、耕丈の鍾子には草把子を附するのである。

(10) 除草、劃莠子—時期＝処暑の候、

鎌にて穂本より「莠子」を刈取る、この時谷子は皆出穂を終へて居る

工程は一天地三工乃至四工である、

(11) 出穂期及成熟期

出穂期＝六月中旬

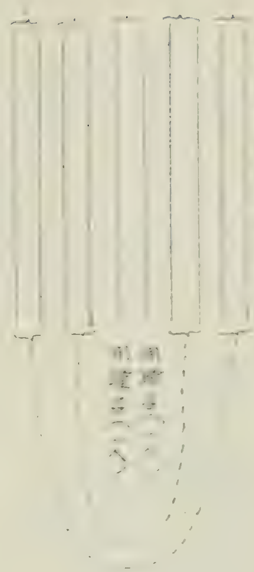
成熟期＝八月中旬

(12) 刈取及収穫

刈取時期　白露の候　劃莠子后後半月位を経る、

鎌にて一壟づゝ刈り進む、十壟を一鋪となす、一日一人の工程は二畝—三畝である。通常は二人一組にて前に示す如く刈るのである。而して刈り取りたるものは十把を一捆とするので

[illegible]藁を下に敷き[illegible]束に[illegible]
にして圃全面に乾燥する。
[illegible]乾燥[illegible]
[illegible]後之を取収て碼子
に積むのである。十個を以て
一碼子とする。一天地一七〇
乃至一八〇個の収穫である。



碼子に積みて乾燥暫で運搬を行ふのである。
[illegible]脱穀場[illegible]、運搬[illegible]しい[illegible]であるから余[illegible]。多く碼子積[illegible]
[illegible]、[illegible]後[illegible]のである、[illegible]土し、碾子にて堅めて脱穀場をつくるのである。

(14) 運搬　他作物の刈取りを終へて後、第一番に運搬する、一車で三〇個（三碼子）を運ぶのである。（[illegible]二人）

一日の工程は一定しない。

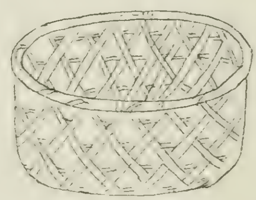
(15) 脱穀調製　時期＝十月上旬、雑穀の脱穀後に行ふので之れ迄二十日間位脱穀場に積み[illegible]置くのである。

使用農具、選[illegible]（石頭碾子）、連枷、木杈、木扒子、水銑、竹篩子、笆子掃帚、簸子、[illegible]である。簸扒を用ひないで集散する。

猶穗切りには小刀を用ひる、特殊な形ではない。



穗切り用小刀（小谷刀と呼ぶ）



竹筛子

穗切り　穗を小谷刀にて切取る、穗下少し残して切る事採摘りの場合と同様である。一日一人三〇—五〇個。[illegible]婦女子も混じて行ふ。之れを脱穀場内に投げ込み、打覗子を行ふ。

脱穀　穗を場園に撒き打覗子を行ふが、一方連枷にて覗子のかゝらない所を打ち、猶「[illegible]覗子」と称し、[illegible]打覗子を[illegible]である。[illegible]打覗子、連枷、[illegible][illegible]で穗がらを除き、[illegible]場掃を行ひ、[illegible][illegible]一回場揚（風選）して貯ふのである。大略の工程は、[illegible]頃、人四人一日三〇の個（四石乃至五石の谷子）的二天地分た脱穀するのである。[illegible]、更に充分に穗がらを乾燥して後、同法[illegible]回、

回と脱穀を行って粒子は通常三回行なうのである。その各脱穀毎に於ける脱穀割合は次の如くである。

	谷子の脱穀割合
第一回脱穀	六〇%
第二回脱穀	三〇%
第三回脱穀	一〇%

脱穀の方法は各回とも同様であり、数日間乾燥して、[illegible]

(3) 収量（一天地(八畝)当収量（康徳二年実収量）)

	上地		中地		下地		下々地		備考
	重量	容量	重量	容量	重量	容量	重量	容量	
籽実		三、〇石		二、五石		一、二石		〇、六石	単位を実測不定
谷草	一二〇〇斤		九〇〇斤		七〇〇斤		四〇〇斤		来り、

B 黒豆の耕種

(1) 作物名 黒豆

(2) 品種名 黒豆に所謂小黒豆と大黒豆とがある 次の夫々の特性を表示する。

普通名	品種名	耕作の多少	早晩	臍の色	収量比較
小黒豆	一窩風（いいわあかん）	多（八〇%）	晩生	白	多
大黒豆	大粒黒（たありいへい）	少（二〇%）	早生	色	少

大黒豆は収量も少く、成熟早くて谷子の収穫期と立合ふので耕作が少いのであるが特に早生を望む農家は頑張り耕作して居る。黄豆は以前は耕作されて居たのであるが、粗放な耕作に堪へ得ないのと、土地が瘠薄なるのと、気温寒冷である等種々関聯して、現在では少しも耕作されて居ない。（極く稀に作られても結果極めて不良である）

(3) 採種及種子の貯蔵

(イ) 時期及方法　種子は脱穀後粒選で、場園にて、重い種子を風選時に選ぶのである。

(ロ) 貯蔵法　普通口袋に貯ふ。

(ハ) 採種量　一畝当二升余を採種する。平地と山地によりて播種量異る故、耕地により採種量も多少異るのである。

(ニ) 選種の時期及方法　選種は大体脱穀場で行ひ、之を別に貯ふのであるが、場合に依っては、それすら行はず脱穀後一諸に貯へ、播種直前に篩別する農家もある。

(4) 種子の予措　予措は行はない

(5) 播種

(イ) 時期　時期は四月下旬—五月上旬の間に行ふ。

[illegible]一頭で一日一人

一天地（八畝）である。（全能力ではない）

山間地も平地も大体同じである。

(ロ) 除礫石　時期＝早春

石礫を拾い集めて圃場外に運ぶので工程は不定（石の多少により）であるが、之を行わない所も

ある畑がある。

(ア) 播種

一、大豆では普通施肥しないが行ふ場合は谷子の時と同様である。

時期＝五月上旬　谷子の次に播かれる

使用農具　犂丈　石頭磙子　䥥托子、種子入れ袋

役畜　牛三頭　人三人（若し施肥を行ふ場合は侵糞約二人増す）で扶犂的、点種的、打磙子的

である。

方法は谷子の場合と同様で、唯谷子は條播で点葫蘆を用ふるが、黒豆は株間一寸位に点播するの

で、種子は袋の中に入れて置き、一株数粒を手播きにする

播種量（在来种子、一天地（八畝）当）

山地＝一斗五升

平地＝一、六乃至一、七斗

畦巾は谷子の場合と同様である。
牛は普通二頭で行ふ、三人と牛二頭で一日一天地（八畝）の工程である。

(8) 鎮圧

播種と同時に行ふのである。
工程は播種中に含まる。

(9) 管理

(イ) 第一回除草　時期、播種後五〇日、苗が一寸位に生長した時に行ふ。播種后二十日乃至一ケ月にて発芽し、発芽後一ケ月位経て除草が始まる。鋤頭で行ふ、工程、一日一人で一畝乃至二畝である。

(ロ) 第二回除草　時期、第一回除草後二〇日経て行ふ。茎が二寸乃至三寸の時である。鋤頭にてけづり進む、工程は一日一人二畝である。

(ハ) 第一回抜草　第二回除草直後に行ふので、壟背の黒豆の根本の雑草を手にて抜き取るのである、婦女子が多く行ふ、工程一日一人一、五畝位である。

(ニ) 中耕（畦地は畳地）　第一回抜草後一ケ月位の内に行はれて播種の際の鏵子を用ふるが「草把子」と附す。
工程は牛二頭一人一日四畝である

(9) 第二回除草　中耕後数日で行ひ、大きい雑草のみを手にて抜き取る。多忙な場合は略して行はない。

[illegible]程わ止めてある。

(10) 病害　病虫の害があるが其の防除法は特にない。除害は何も行はないのである。

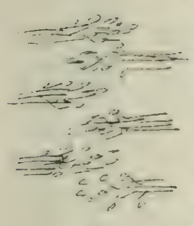
(11) 開花期及成熟期

開花期＝七月末——八月上旬

成熟期＝八月末頃

(12) 刈取及乾燥

刈取時期は八月下旬、熟れる作物から順次刈取る、鎌にて刈るので一畦一〇籠、その刈方も谷子の場合に図示せる如く中央二畦より二人一組で両壁子するのである。工程は一日一人二畝位である。刈りたる黒豆は束ねないのである。約十把ずつ「一蒲子(ぷうず)」として交互に積み重ねて乾燥するのである、各蒲子の距離は二丈位である。「蒲子積み」の方を図示すれば



土台として六把を並べこの上に更に四把を置き十把一蒲子とす。

一天地二〇〇蓆子位の積みが出来るが、この儘にて二週間位乾燥さすのである。

(13) 運搬　時期九月上中旬、運搬も各作物の最后に行ふのである。一畝で四〇―五〇の蓆子を運ぶ、大豆の運搬工程は他作物に比して甚しい差が出来る。圃場遠近と云ふ点よりも下下地の黒豆は僅か七寸位の草丈なので、下地、中地のものに比して甚だしい差があるので、単位面積の運搬工程が区々となるのである。運搬して場園に積むのである。

(14) 脱穀調製　時期　九月下旬―十月上旬、他の作物を終へてから行ふが、時として最初に行ふ場合もある。普通は三回脱穀する。

農具　谷子の場合と同様である。

役畜一頭

人員最少二人、適当
- 趕輥子　二人
- 騾個　一人
- 其の他　一人

一、五天地（十二畝）

若し二人の時は無理である。

谷子の場合に似た方法である。脱穀終らば袋にて運搬して蓆子の中に貯へるのである。

第一回脱穀は以上で終へたのだが、一週間位経て第二回を行ふ、方法は前と同様である。此の場合の工程は区々である。乾燥悪き場合は更に一度、第三回脱穀を行ふのである。然し此の場合は粒は悪く、極めて不熟な粒や莢を集めて家畜飼料とするのである。

次に各回数別の脱穀粒の割合を示すと、

第一回脱穀　全穀粒の七〇—八〇％
第二　〃　　全穀粒の一〇—二〇％
第三　〃　　不完熟粒と莢と殻の類料にすぎない

(15) 一人当労働一日平均収量（實在成績、石）

地位	上地		中地		下地		下下地		平均
	収量	容量	収量	容量	収量	容量	収量	容量	
脱穀		一・一石		一・八石		一・五石 〇・六石		一・二石	
運搬	二〇・〇斗	一車	一三・〇斗	多半車	一〇・〇斗	半車	八・〇斗	少半車	

C　高粱の耕種

高粱の耕作は当地では極めて少いのであるが、而も全満の主要作物であるから、之に就いて極く概略に耕種法を記すが、大体谷子、黒豆と相似たものである。

(1) 作物名　高粱

(2) 品種
　黄羅傘　耕作割合七〇％
　金棒錘　耕作割合三〇％
　共に紅高粱である。

(3) 採種及種子貯蔵

(イ) 時期　脱穀前穂切りの際選ぶ。

(ロ) 方法　穂選であつて整美な大きい穂を選ぶ。

(ハ) 採種量、一天地当七一八升、直径一尺五寸束（一〇〇穂）で三升位である。

(ニ) 種子は穂の侭貯へ（吊して）播種前脱穀する。

(4) 種子ノ予措は行はない。

(5) 整地

(イ) 耕地　時期九月上中旬、暇あれば行ふ。工程、牛二頭、一人一日四畝である。

(ロ) 耙地　時期　秋十月上旬、又は春三月上旬、暇なき時は略される。牛二頭一人一日二天地の工程である。

(6) 肥料　必ず施用される。谷子の場合と同法である。施肥量、一車（七〇〇斤）の土糞を一天地当二十五車位施す。

(7) 播種順序　秋耕後、谷子を播種して後である。谷子と同様條播、人五人、牛三頭（又は牛二頭驢一頭）で一日の工程一天地である。鎮圧も兼ねる事谷子、黒豆の場合と同様である。

(8) 第二回鎮圧　播種の翌日又は数日後に行ふ。
牛一頭、一人で一、五天地の工程である。（磙子を用ふ）

(9) 管理

(イ) 第一回除草　四月下旬、苗が二―三寸に生長した頃鋤頭で行ふ。（高粱は約二週間にて発
芽する）。
工程は一日一人一、五畝である。

(ロ) 第一回間引　時期は苗六寸位の時、第一回除草後十五日乃至二十日を経て行へ、[illegible]
労働は男子。
大人で一日一人一、五畝位である。

(ニ) 抜草、除草後二週間、
手にて壟背の雑草を抜取るので工程一日一人二、五畝。

(ホ) 第一回中耕　抜草直後に行ふ、牛二頭一人で工程は一日一天地である。暑気甚だしい故に
中は避けて行はない。犁鏵子に除草把子を附ける。

(ヘ) 第二回中耕　暇なき時は行はない、第一回中耕後十日乃至二週間を経て行ふ、前程第一回
と同じである。

(10) 開花期及成熟期
出穂期＝入伏（初伏の候）

成熟期＝八月上旬－八月中旬

(11) 刈取、乾燥　時期　八月下旬（秋分の候）

一〇畦を一畦として刈るが、最初に中央の四畦を一緒に角畦子するので次に左右を刈る。刈りながら束ねて行くが、大体六〇本を一捆とする、刈り終ると「高粱積（こうりゃんつみ）」をつくるのである。一積は大体二五－三〇捆であつて、若し、家畜が弱いか、一頭の場合は積を小さくする。これは一積一車とするのである。一天地三五〇捆（一二－一三積）位出来るので、此の儘にて三週間位乾燥する。

一車一積を運ぶ、刈取後三週間位経て行ふ。之を場圃内に積み置くのである。

(13)(12) 運搬　積切り、　十月下旬、

鎌刀一日一人　一〇〇捆

鍘刀一日二人　二〇〇――三〇〇捆

(14) 脱穀調製　十月下旬、

脱穀は谷子の場合と同様である、高粱は普通二回脱穀で充分である、第二回は、初回の後二－三日を経て行ふ。

第一回脱穀＝全穀量の八〇％

第二回脱穀＝全穀量の二〇％

第一回の際の工程は、牛一頭人三人で三天地である。

(15) （収量、[illegible]）農家二年実収量（畝位、一天地当[illegible]）

	[illegible]		[illegible]	
	[illegible]	[illegible]量	[illegible]量	[illegible]量
[illegible]		二〇石		〇四石
[illegible]		一四〇斤		四〇斤

4 生産力

1 作物別生産力

		谷子 主産物石	谷子 副産物斤	黍子 主産物石	黍子 副産物斤	高粱 主産物石	高粱 副産物斤
康徳二年	上地	二、五石	五〇〇斤	—	—	二、〇	一四〇
	中地	二、〇	四〇〇〃	—	—	〇、四	四〇
	下地	〇、七	一五〇〃	〇、八	一五〇	—	—
	下下地	〇、三	一〇〇〃	〇、二	五〇	—	—
豊年	上地	三、五〃	一二〇〇〃	—	—	三、五	二〇〇(七里)
	中地	三、〇〃	一〇〇〇〃	—	—	二、〇	一五〇
	下地	二、〇〃	七〇〇〃	一、五	三〇〇	—	—
	下下地	一、五〃	五〇〇〃	〇、七	一五〇	—	—
平年	上地	三、〇〃	一〇〇〇〃	—	—	二、〇	一七〇
	中地	二、〇〃	七〇〇〃	—	—	一、二	一〇〇
	下地	一、〇〃	五〇〇〃	一、〇	二〇〇	—	—
	下下地	〇、八〃	四〇〇〃	〇、六	一〇〇	—	—
凶年	上地	一、〇〃	八〇〇〃	—	—	一、〇	一〇〇
	中地	一、〇〃	五〇〇〃	—	—	〇、七	七〇
	下地	〇、五〃	三〇〇〃	〇、五	七〇	—	—
	下下地	〇、三	一〇〇	〇、三	五〇		

備考 一、単位は一天地（八畝）当在来石

二、凶年の収量は極めてまちまちでどの程度の凶年かが不定なるも普通の凶年のものを記入せり。

三、高粱は上地、中地以外の耕地には耕作殆ど不能なる故この部のみ記入。

四、黒豆は上地、中地に耕作せばより多収なるも、普通に耕作されるは下地と下下地の悪い耕地に限らるゝ故その部のみ記入

五、茎稈収量は穀物収量と比例せず、区々なるも、概して以上の如くである。黒豆の茎稈は康徳二年の収量は「下地で一車乃至多半車、下下地で半車乃至少半車」の如く称せる者もある。

2、耕作法如何による生産力の差異

谷子に就いてどうであるか、谷子の耕作は

一、高粱の跡地に無肥料耕作さるゝ場合　平年一天地（八畝）当二石－三石（在来耕）

二、谷子の連作を行ひ施肥さるる場合　平年一天地（八畝）当二石－三石（在来耕）

三、谷子の連作を行ひ無肥料の場合　平年一天地（八畝）当一、五石－二石（在来耕）

[illegible]べき順位であるが、これとて明らかに斯くなるとは限らないのである。

[illegible]谷子を早播きせるものは、圃場全体として熟期が早いが、その中に成熟不完全なものも多く含まれて居ると称する。

[illegible]く播種を遅くするもの又（所た遅播き）天候が普通な年であれば収量殆ど同じ[illegible]が雨天の年では

一圓[illegible]割り[illegible]となる。

3、土壌の種類による生産力の差異

[illegible]山腹地、河流沿地は[illegible]山腹[illegible]
あつて、[illegible]耕地の[illegible]として[illegible]
[illegible]地又は[illegible]の山腹耕地に[illegible]され、最も[illegible]
面積の[illegible]作物（主として谷子）一番種が行はれるが、又[illegible]
耕地が[illegible]割合に各耕地別の生産力の比較が困難である[illegible]
[illegible]下地二、下下地二位の割合で上地に対する河淤は[illegible]山腹地の生
[illegible]半分以下となるのである。（土地の上、中、下別分布図参照）
[illegible]中地に多く、黄沙土は河流沿又は山腹地に多く、黄土は山腹の最も悪き耕地
で耕土も一尺以下の浅きものである　これ等を考へ合はすと土壌種類別の生産力が[illegible]
付ける事が出来るので河淤土は黄土に比して約三倍の生産力を示して居り、黄沙土は、[illegible]
黄土耕土の一倍半位の生産力を示すのである。
[illegible]れども既に記せる如く黄沙土、黄土の耕地（本省内に於けるもの）はその耕土の浅きにも因す
る、[illegible]の耕作は全く出来ないのである。

4　掠奪農法による地力減耗の状態

此の地方の地力減耗の最大原因は民国十年頃（世紀　）から満洲国建国に至る間の匪軍横行

[illegible]過した時期の半放棄的粗放なる農耕によるものであると思はれる、その減耗された地力が一部は自作農では漸次回復の途上にあるが、小作農ではその儘無肥料の掠奪農法なる故地力の回復を考へられないのである。

斯る無肥料の農耕を年々続けて居れば地力の減耗は年を追ふて度を加へ、甚だ惨な結果が予想されるのであるが、然し年々の土地の生産力の減耗の度は余り甚だしいとも思はれない。

山腹や河岸の不良なる耕地は無肥料の耕作には長くて六年、悪くすれば四年で耕作不能である[illegible]が、平地に於ては極度に悲観すべきでもない、山腹の「下下地」と称する耕地は掠奪農法による地力の減耗ばかりのみではなく、平地では自然的に相当の地力補給がなされる(降雨降雪等ノ[illegible])[illegible]して、山腹地では年々耕土が流去されるので二重の不利が伴ふ為でもある。

[illegible]年以前に於ては、この地方も相当高い生産量を示し、本邑内にも焼鍋の出荷所を設け、[illegible][illegible]に産する高粱の買付けをして居たと伝ふるのであるが、その頃は現在の生産力の二―三倍で[illegible]あつたと云はれ、而も相当多量の高粱が作られて居たもので、現在に比較して遥かに地味肥沃[illegible]であつたらしい。以前に比して高粱の耕作が甚だしく減少して居る点に、現在土地、中地である此の附近のよい耕地でないと高粱が耕作出来ないと云ふ点とを合し考へても以前より地[illegible]疲れて遂に[illegible]かれる。そして亦高粱の漸減に伴つて下地、下々地に耕作さるる[illegible]を増加するのである。

[illegible]経営者の[illegible]で漸次衰退して行き、[illegible]経済[illegible]

って居る事は、地力消耗による土地荒廃の結果と考へるのである。

（従つて当時は旧来の零細小作農戸で土地を小作せしめる事を好まず、結小作農を営む[illegible]は、[illegible]如何なる土地は荒れ、地力の消耗を考へ[illegible]。それ[illegible]小作農[illegible]、[illegible]して、[illegible]土地を開拓すれば有利[illegible]である）

5　気象に就ての調査関係

播種期及播種後発芽迄の降雨量及分布の状況が[illegible]、[illegible]農耕に於ける降雨の影響は極めて重大であると称す。

播種期に土地が適湿なる事、これが為その以前の降雨が最も望ましいのである。

又作物に灌漑が最も大切である。春耕期の旱天も亦おそろしいものではあるが、

農耕上最も懸念さるるものは（気象上）次の三つである。

一、降雹

二、雨期の豪雨

三、春耕期の旱天（康徳三年春耕期も「降雨即ち降雪」と云つて雨を待つ）

第七章　労働事情

第一節　縣の一般事情

臺中縣全域に亘つて、労働事情に関しては、本地の事情を以つて代表し得るものは[illegible]、其他[illegible]合同[illegible]しても自然地理的條件よりしても些相似たものである。唯二三注意すべき事項を述べる。

本縣は大体[illegible]外と[illegible]裡とに分けられる。之は自然地理的(な事情の)差異によるもので[illegible]外は標高[illegible]山は高原地帯で耕作期間も短く自然的与件に恵まれない土地である。然も[illegible]最近まで[illegible]の[illegible]農耕は極近年に[illegible]の回復と共に復活したもので大[illegible]所[illegible]に[illegible]如きものである。[illegible]裡[illegible]農業[illegible]農法も経営規模も[illegible]似たものである。

[illegible]外の地に移動耕作する者も多く、[illegible]帰農し、[illegible]

[illegible]東南に下る地[illegible]標高四百米位まで低くなる[illegible]自然地理的條件にあるが、之の地帯にもやはり東南端の[illegible]地方と之より[illegible]河を遡つた大[illegible]地[illegible]地方から入[illegible]労働の移動が見られる。[illegible]

[illegible]である。又之の地方[illegible]各処に[illegible]地が開け其処に居る農家と労働が適不足する事は[illegible]

しかしながら、本県における労働市場は出来て居る。之は今までは地方と日に二当直者の自由市場を[illegible]して居るが、特に此等の[illegible]は、[illegible]
[illegible]
[illegible]紛、[illegible]県、[illegible]、大[illegible]、[illegible]
[illegible]其の労働力の範囲[illegible]
級の労働市場について民政部訓令によつて県公署の調査したものを掲げて置く。
[illegible]数れるかを示し得るであらう。

豊寧縣城労働市場調査

集合人員	雇傭%	労賃最高	労賃普通	労賃最低
30	70%	―	15本	10本
70	90	20本	15本	―
20	50	―	15″	10″
50	80	―	15″	10″
150	―	20本	15″	―
70	60	―	15″	10″
50	80	―	15″	―
100	75	―	20″	15本
40	50	―	15′	10″
70	8	30本	20′	15″
150	―	30″	20	―
40	5	30″	20	15″
30	50	―	15′	10″
60	80	25″	20	15″
30	40	20″	15	15″

備考（満文飜訳）

市場所属人口、一八六八一二
[illegible]、山東省[illegible]、[illegible]
等[illegible]
街にあり、雇傭者は此処に至
り雇ふ。この不便を感じ市場
をせずに至る。現在県[illegible]
縣署前最適と指定された
管理人はない。この十年来、
数には余り変りはなく、労賃
の高低は粮食価に反比例す。

康徳元年度

作業及び時期		
種地	上旬	四月四日
	中旬	四月十八日―同二十九日
	下〃	
剷地	上旬	五月二十日
	中〃	五月二十四日―六月二十五日
	下〃	
割地	上旬	九月廿日
	中〃	九月二十四日―十月一日
	下〃	
割大烟	上旬	六月廿五日
	中〃	七月七日―七月十五日
	下〃	
土木	上旬	三月十八日
	中〃	四月十九日―六月廿日
	下〃	

日付は陽暦である。

（縣実業股にて得たるもの）

第二節　屯の農業と労働

一、農作の範囲と労働

[illegible]の屯は農業に依ることは云ふまでもないが、此処に営まれる生産は農業以外何ものも存在しない。[illegible]のであるから、農業生産のかたわら小商ひを為すに過ぎない。今農の諸形態を[illegible]、[illegible]農業を[illegible]とする、所謂[illegible]的な謂ふ所の農村的社会的の[illegible]、[illegible]。

[illegible]に要する労働も、全て農業生産に要するものであり、例へそれが若干の如く、[illegible]農家の[illegible]、[illegible]農家の仕事を要求[illegible]等

[illegible]
造局農業生産を助成するか障害するか何れにしても本山の農業生産に働く者である。かくして、本山に於て要求される労働力の量と質、従って其の needs給の間の関係を示す具体的な雇傭の関係も亦、農業組織そのものによつて決定されるのである。

[illegible]
[illegible]
あらう。

[illegible]

第一表

耕作面積別	5畝以下	5畝—10畝	10畝—25畝	25畝—50畝	50畝以上
農家戸数	17戸	19戸	13戸	11戸	3戸
年工雇入戸数 (日工雇入戸数)	(2戸)	(1戸)	(2戸)	1戸 (5戸)	(1戸)
雇入年工人数 (雇入日工延日数)	(71日)	(19日)	(69日)	1人 (113日)	(18日)
一戸当日工雇入日数	35.5日	15日	34.5日	22.5日	18日

内五割は山腹耕地であり、二割乃至二割五分は河添地である。此処には六十三戸の耕作農家があるのであるから一戸当りにしても約十畝程度、然も上表に示される如く殆んど十五畝未満の耕作農

家が最も多数を占めてゐる。五十畝以上の三戸、及び二十五畝以上のある者も、他の大土地所有者が耕労賃なる小作をなさせて自己の土地を経営するものであり、それ自身小作者を雇傭するが如き内容を有する者であるから、特に労賃の項で特殊な関係として説明する。結局本村の農耕は通常極めて小さい耕地の上でなされるのであって、農民は一日の播種工程を以て耕地面積を示す言葉に「天地」なる語を使用するのであるが、これは大体八畝であるから、普通の農戸は播種作業に一日又は二日を要するに過ぎない広さの土地を経営して居ることゝなる。かくして本村の多くの農家は農耕技術上の集約度の如何に拘らず既に其の経営面積の狭隘さよりして労働を常備的に必要としないのである。而して又第二表に示される自家労働員と被傭員の比を見てもこの狭隘なる

第二表

	総人口	自家労働員	被傭員			
			計	年工	月工	日工
男	194人	93人	45	7人	5人	33人
女	184人	44人	26	0	0	26

（上表数字は農業労働についてのみ）

□前は、自家労働の過剰を来して其の約五割内外を互に融通するか又は他出に出す事となるのである。次に経営面積の大小についてであるが、本村で特に注意すべきは、土地利用につき、く動力を用ひず出来るが、大麦作は殆んど手作りにするものであるから、整地、畦作、収穫に際す

を有せしめ[illegible]る労働を要求するものであるが、[illegible]の約一、二割を占める大畑作、[illegible]

第[illegible]表

	面積	[illegible]	日工雇入日数	雇入戸数
普通作物作	畝 1,163,765	[illegible]	161日	[illegible]戸
大畑作	畝 21,732	[illegible]	12[illegible]	[illegible]戸

[illegible]日工雇入数の二割を[illegible]要して[illegible]ることは第三表に示さ[illegible]

ここに問題は、第一表に於て、比較的小経営に[illegible]

ることは[illegible]であるが、一般的に土地利用[illegible]

高く、自然条件に制約されず、[illegible]として[illegible]、各種の輪作[illegible]

地利用は一面的となり、[illegible]労働が[illegible]

種の労働の加重[illegible]

る。かくて出内でも比較的多くの臨時的労働が需要されることになる。

役畜、使用する農具及び畜力農耕技術の程度を決定し、[illegible]

農耕技術と労働の需要される度合及び労務の性質が規定されること[illegible]

本邑に於ては農耕用具として大農具と直ちにならぬ[illegible]

小犂なる改牛一頭に牽かせて一人で自由に駆使し得るので[illegible]

僕するもの、犂を操る者等の如く作業と労務の分化は見られない[illegible]

労働も多くは需要されない。

この事実は更に六十三戸の耕作農家が十にみたない[illegible]所有するに過ぎない[illegible]

[illegible]ことへ共同所有あるため利用者二十七戸となるが、関聯して簡単な農具、役畜を中心とするが[illegible]役畜即ち犂具を為すに至らしめた。犂具を為す農戸は二十一戸に及ぶ。其の他の耕作過程を遂

行する労働は単純な人間の手の労働であって、労務について特殊なる技術者を要しないのであ
るから通常零工を以て事足るのである。かくして農耕技術上よりしても労務に応じて特殊技術者
に常備する要もなく、かゝる関係より労働者の分化は余り見られないのである。

第四表

犂		役畜		
所有数	利用戸数	牛(成)	驢(成)	馬(成)
17戸	27戸	64頭	13頭	2頭

本屯に現れる農業外労働を見るに、屯内の役畜所有者が共同で雇入れる管牛、柴草採集、土壁作り、家屋修理、家事手伝等の日工、大車夫、集金、露店監督等の為農閑期数ヶ月を県城の商戸に傭はれ[illegible]、[illegible]員として大阁に出稼する者は唯一名、等にして其の被傭者も[illegible]名、[illegible]一名に過ぎず労働の需給は全く農業に於て為されると見て大過ないのである。

2、農業労働の需要

以上によって本屯では年工を雇み者唯一戸あるのみ、全て臨時雇の労働を需要するのであるが、需要期になれば自家労働の過剰も全面的に枯渇する関係上先づ第一に屯内の労働者に[illegible]ではあるが、不足する場合は、極めて近隣の屯より雇入れるもので、遠隔なる県城の労働市場に求める[illegible]ことは[illegible]、

[illegible]を集[illegible]、[illegible]とか、他の地帯に行く事は[illegible]
[illegible]、[illegible]労働者として[illegible]、[illegible]

層一と働く他の一二名が漁獲期の前後を除外して出て働く者一名の外は全く不出で極近距で出て居
るで漁を行ひ、多くは地内の副業に從事するのみで、藁細工等の手工業に從事する者、或は農業の
實に全く漁商係である。

第三節　自家労働

一、自家労働の過剰

前項に述べた自家労働の過剰と関連について詳説する。

第一表に示されたる如く、部内人口の、男子約五割、女子約三割は自家の農耕に専ら從事するも、

……のみが、次項の自家労働の男子約三割、女は約五割余は自家の農耕のみには働き足らず、他の

業に兼備せらるものである。

實際上を詳言すれば、当地方の自然條件等を考慮に入れて男子一人一年の労働可能日数は約三百日とすれば全部自家労働員の労働可能日数は一万五千日となり、この中實際に自家労働に従事する日数は燃料採取、實拾ひ等の農閑利用も含めて一年一人にて平均に過て百日内外であるから、自家労働日数は全部で約一万日となり、五千日は只だ過剰することゝなる。然しこの五千日は他の農家に傭れることによつて消化される部分約千三百日を含むものであるから之を引去れば尚三千七百日の労働が過剰してゐることとなり、自家労働員一人に付約一ヶ月は余儀なく徒食するこ

ことになる。以上は男子のみについて述べたのである。

自家労働の量的過剰は以上の様であるが、更に今自家労働と称した中には農耕作業のみならず薪拾ひ、柴草採取の如き労務も含まれるのであって、柴草採取の如きは副業の項で述べた様に、農家の燃料として重要な生活資料である柴草が部内若しくは近隣に於て売買し得ることになって、其自身農耕生産を通せずとも自家労働の過剰を救い社会の範囲でではあるが消化し得て居なかったのである。然し中心ですら之以外農耕の外にあって労働に価値付ける手段はない。(副業の項参照)

2. 農業労働の固定、

従って自家過剰する労働は他の農家に傭れることによって自家のみでは無く、或る範囲の社会の中で消化されるか、又はそれさへ不能なら応自家の農耕生産に固定されねばならない。例へば傭入労働日数として男子約千三百日女子約四百日であるが部内の雇傭日数は男女合せて約二百日であるから他は全て部外に傭れるものではあるが、実際の調査について見てもこの部外の範囲はあまり遠くはなく、大里へ出稼ぐものは殆んどない。全て近隣の部落に限られて居る。これ等の限られた労働の過剰に対してもこの近隣の部落は同じ様な労働の過剰を有する事も考えられるし、前項に述べた様に生産が一時に収穫と整地耕起等に集中するしかし、自然的制約を受けて普通作物についても収穫季が一時に殺到する事になるのであって部内の雇傭についても此の作業に雇入れるものが最も多いのである。一見、大畑生産や自然的制約についての雇傭関係についても農家にとっては、労働過剰の消化に有利にある様であるが、其の

[illegible]するの関係であつて四科内外の[illegible]農村社会[illegible]千日以外の労働を出し合はなければ、[illegible]
[illegible]農村生産[illegible]状態に置かれて居る[illegible]
であつて、一定の生産量のよりに多くの労働の負担を常に持つこととなり、各労働員に対しては低い
[illegible]労働しか与へ得ないことになる。[illegible]
[illegible]余りに多くの労働を以て農耕生産を営まなければ[illegible]過剰[illegible]
[illegible]、之が固定することによつて、其の価値を引き下げ[illegible]
[illegible]労働を売るだけ多く[illegible]分前を自己の為に多く取らんとする[illegible]
を維持する方法はない。此処に婦女、子供の労働が初められる。

3. 婦人、小供の労働

[illegible]八畑の除草を第一とし作物全般について間引、脱穀の[illegible]
[illegible]除草等にも従事し男子の労働者と混じて作業するものが多い。婦人は一般労務
[illegible]、成年の女子は一人前とされ年令は十五才位より成人労働者として取扱はれ[illegible]
[illegible]男子と共に働く場合は半人前とされる　女子自家労働員は四十四人にして[illegible]
[illegible]当たることは前述したが、之は主として間引、[illegible]等に従ふ者多く、大畑を作る農家では[illegible]
[illegible]に従事することは勿論である。

然し中には六十才以上の老婆にして収穫労働に従はねばならない状態にある農家もあるのである。
[illegible]、被傭される者は大畑の間引採獲が第一で二十六人の被傭者中十六、七名が之に従事して[illegible]

次が通常の間引、穂切等であった。被傭日工を専らとしこれにて生活する女子は一、二人に過ぎない。[illegible]等の労働日数は年間四百日余で一人当十五日位被傭されることゝなる。自家労働も要務な制限されるから一ケ月以上働く者は日工専業者を除いてはない。

大畑の採漿と間引の作業は婦人の独専的作業で也内より大畑作業（灌水等は女子の労働ではないが之も含めて）に被傭せられる者三十一名中十七名は女子であることによってもそれが知られる。更に見逃すべからざる事は、十才前後の女児が播種前春光に芽萌へた畑の蕪根（葱の根株に似た球根）を掘り集め、夏は山に出麻菜（たんぽゝ様の野草）を採取する労働である。食物の補[illegible]と共に行われる本邑のこの仕事は、農村に常に見られる女児の遊戯としてのそれとは、[illegible]家計の[illegible]にするものがある。農家を訪問して彼等の食膳にあるものは、この菜根と麦の存在を認める菜類のみであった。

[illegible]は見られない、近隣[illegible]に大畑の収穫の為に傭れる者はあっても遠方にまでは行かない。

[illegible]一[illegible]自家農業の手傳ひを初める。[illegible]年、豚の野追ひ、柴草の採取、糞拾ひ等である。脱穀の際の[illegible]婦女[illegible]

[illegible]

[illegible]

して農業の農耕作業に三[illegible]従事する者[illegible]居ない[illegible]見て[illegible]に年工となる者を見る。それも数多いものではないが一般的な事象の様である。十五才になると殆んど農耕作業全般に手伝ふ様になり、或る者は十一才にして自家の収穫労働を完了しておる[illegible]

4 共働、共助、労働

以上の他注意すべき事は[illegible]、換工[illegible]多い事である。八数字を集計してみて見ると、[illegible]農民は前述の如く経営面積の過小、労務が比較的簡単で[illegible]更に農民所有の牲畜[illegible]、家畜の数少なきこと、八十三戸の農家で[illegible]それに加えて、役畜の割合多数あること等が同族又は知人間をもとして屯内ごとの農民役畜の[illegible]して行った労働交換を頻繁に行わしめるであろうし又、前述の労働配分が不如意なる為の労働の過不足を屯内を主として、相互に補充し合ふ関係から換工と云ふ零工の交換を生むのであろう。又、私家経営面積の過小、労務の単純から来る零工のみの需要が技術上の換工の頻繁さを助けて居ると見られる。

これ以上の説明は次の聴取の事例によつて示されるであろう。

同族間の換具、換工、

氏名、	役畜所有、	農具所有、	経営面積、
張玉令	牛 五頭	一小車二台	

張玉春　牛一頭　驢一頭 ⎫ 犁丈一台を共同にて所有、
張玉喜　牛一頭　驢一頭 ⎭ 鏵子は各自所有

右の三人の兄弟が行ふ犂具、換工は次の様である。

一族三人の経営地は常に一團の経営地として考へられ、播種には山地を先にし、平地を後にする等共同作業をなし、農具の利用に際して誰にも優先権はない。

収穫物は自己の土地より生産されたる全てが共同作業とは全然関係がなく自己に帰属する。

飼料の谷草の如きも牛を共同に利用することと全然関係なく自己に帰属し、唯自己の土地で共同に行はれる作業の期間だけ自己の谷草を全ての従事する役畜に与へる。

農具の修繕は下部修理のみ共同で行はれ金銭の必要があれば共同で支出するが鏵子は各自持たる故各自に於て為す。

次に家族の共同に附属する人間労働は換工に属するが之は差引計算の如きことは行はれず、自家の土地の耕作には自家の者が率先してやるのであるが相互に手傳ひ、若し事故の為当人が出られなければ一族の者が耕作してやる。

土地も役畜も全て各自の所有に属するものは、其の処分も自由であり、共同の関係はなく処分は何等の制限も加へない。或る一人が役畜を失ひ、土地を失ふ様な事になれば共同所有物は自然他の二人の利用のものとなる。

農具を使用しない作業に於ても共同で行はれるのが普通でこの際も差引計算は行はれない。

働かして貰ふ様にする。

共同使用している役畜が自己の役畜から取れた糞は自己の物と云ふ様な習慣で、又は制限して置き、の糞は自己の畑にのみ入れる。

以上の如き慣例は共同を強くさせる。

二、人間の農具、換工

	役畜所有	農具所有	経営面積
[illegible]	騾一頭 牛一頭	犁一台	
王允発	驢一頭 牛一頭	小車一台	

二人で以上の如き必要農具も役畜も各自の所有物で全く自由である。両者との間は共に利害を異にしない。

此処では人の労働は共同作業に従ふ場合であり、別に換工として考へられ労働日数の差引計算は行はれ、労賃は普通其の作業の日工労賃と同じである。

作業は耕種作業に限られ、他の作業については之を断られても異議は言へない。

普通は隣人間では換工即ち人間労働のみの交換には労働日数の差引計算を為すのであるが、農具としてこれに附属する人間労働は差引しないのが一般である。

農具役畜のみを相互に交換補合することはある。この際人間労働を要求される場合は、之に附属

して行くのが当然と考へられてゐる。

当地では雇牛具と久打点児の如きは見られない。縣城附近の盆地には雇牛具があると聞いたそれは特定面積を年間請負ふと言ふ形で行はれるものであるとのこと。

自家労働に関する事項は之を以て終るが、以上の説明で忘れてはならぬ事は農家の経営面積を[illegible]ハと言ふ事である。この事実が總てを説明する鍵である。土地零細分割の事情、土地配分ノ関係なるが、之が以上の現況に対して其の歴史性を物語るものとなるのである。之については[illegible]の項について述べられるであらう。

第四節　被傭、雇傭の労働

1　被傭雇傭の種類、量

[illegible]に関して現はる雇傭労働の数を示すならば、雇傭年工、農務一般を労務とする者一名[illegible]、[illegible]農事に[illegible]す[illegible]合の[illegible]所有者全部にて雇つてゐる。被傭年工、農事一般を労務とする[illegible]三[illegible]の家に[illegible]二名、牛管一名、牛管見、羊管の[illegible]年労働者二名、[illegible]、[illegible]用に[illegible]一概農事又は雑務に雇ふ者一名、小学校が雇ふ[illegible]人一名、被傭は土[illegible]内の雇傭と他の牛を追つて河北省に送る等に雇はれた者一名[illegible]外は[illegible]縣城の[illegible]戸[illegible]会へ

賃ノ[illegible]雇傭期間[illegible]。雇傭[illegible]
[illegible]
次くの如く本邦地方では常傭的労働が多くは見られないのであって、月工の如く臨時的傭入れとは云へ比較的長期のものは又殆んど見られず、地主が収穫時に其の収入穀物を処理する為に雇
[illegible]
傭の労働の量と質とは持って居ないのである。

2 雇傭の性質

[illegible]雇傭の性質について次に述べた。これに就いては集計表労働條件表から事実として研究資料[illegible]は[illegible]である。然し実際は存在しない事例でも農家の観念する所から何等かの事実を思い致らしめるものを聞き得るであろう。次に聴取せし事項を主として記述する。

イ 年工

契約期間は農耕期に準じて二月より十一月に至る十ヶ月が普通で二ヶ年に[illegible]もある。

此の期間中病気或いは止むを得ない事故で途中契約労働を中止する時は働いた期間に対し年工労賃を月割にして支払い、又途中一ヶ月、二ヶ月を休業する様な場合は契約期間完了後引続き補充として相当期間労務に従事せしめることとされてゐる。年工については打頭的、趕車的、跟做的等の区別は明確にある訳ではない、年工として雇れる者は農事一般肥料穀物の運搬には

牛を牽き、除草には日工を統制し、播種には犁を操る等労務種類による区別の何れにも該当するものである。であるから当世では跟做的の事は聞いても分らない。大師夫も特に大師夫とこの職業たる訳ではなく、或者が大師夫の役に傭れたから彼を大師夫と呼ぶに過ぎない。であるから技術の点で特に要求される特殊技能者でなくとも成り得る訳である。労働の全てについて以上の事は云ひ得るのである。唯特に言ふべき事は[illegible]当地で[illegible]を主として使用する[illegible]それには[illegible]老板子と称して居るなど、、牛倌羊倌等が特に技術を要する労働者を要する[illegible]に一定の飼育者を使って居る事ではなく、而も之は牛、羊の飼育者が共同で雇入れる場合が多[illegible]羊倌は個人で雇ふ程の農家ではなく各々の賦役として各戸順番に従事することになって居る[illegible]雇ふものは年工に契約で[illegible]れることが多く、日工の際にはこれを[illegible]。農業労働全般から見ても雇農と言ふ階級が特に[illegible]。又特に或地方から年工を多く出すと言ふ様な事は無く全然で当地[illegible]であるから、附近の村々から又は近隣の屯へ知人関係を頼って、雇傭[illegible]い。

又保証人も契約書も無い。又雇主が招聘したとか雇はれる者が依頼したとかによって條件に[illegible]かれるか等と言ふ様な事は判然し得なかった。契約は口頭で為されて[illegible]は、[illegible]で無い。延長の際は更新の形で為される。年工は住込みである。然し[illegible]から[illegible]を給するかと言ふ様な事は無い。本屯では一般に独身者は年工として雇入れられるが妻帯[illegible]

生活を共にする関係は僅かである。農繁期に一時的に雇傭する短期の雇傭者とか事に応じて農業を営んでゐる者が特に園子に無償で貸付する様な事はない。特に休日として定めたる日数は少い。唯雨天と又降雨の際は止むなく休む。病気、其の他の事故で休む時は補充することは前に述べたが、通常よりは休日、休日日数を日工の割で支償ふか意見によりて代人を出すかは雇主の都合で選択の如何はない。農事外労働としては、村普請は四、五月中、秋播は十月中、村道普請に八月頃、秋収は農閑の臨時に行はれ、賦役も時々あるが年工は通昼間の労働であれば之の何れも暇さへあれば従ふのである。

道路の修繕とか特に負担ある場合は實際で、その時は雇主が賦役として賃銀を割當する場合がある

□ 月工

月工については、以上述べた年工と同様な事が言はれる。唯収穫時とか忙しい仕事のある時は一ヶ月乃至四ヶ月雇入れるのであるから農事外労働の様な事は特に其の時に雇ふ際は別として行はしめない。他に特に言ふべきことはない。

八、日工

日工は多く二、三日乃至四、五日雇傭される者が多い。臨時的雇入れとは謂へ、播種、中耕の如き繁忙に使用する作業、又は特に大畑の間引、割柴及び普通作物の間引等は特に熟練せる労働が要求される。他の除草収穫等には能力は普通の者なら雇入れに條件を附する様な事はない。県城其の他の労働市場からわざわざ雇ふ様な事は勿論ないが、又県外より雇入れる事も少ない。

殆んど屯内の者である。口頭で労價を決めるだけで契約は成立する。日工は住込みと言ふのはないのが一般であるが月工でも日工でも遠方から来た者の場合は房子の間数さへ都合付けば住み込ませることがある。多くは此の際炊事場とか農舎に泊まる。

3、労働者の能力

年工、月工、日工を通じて其の能力は次の如く観念されてゐる。二十才以上の者は成工、十五才以上二十才まで大半拉子　十三才以上十五才未満の者及び五十才以上の者は半拉子と言はれる。尚本屯地方では小半拉子と言ふことはなく半工と称せられ之と半拉子との能力程度の区別は明かでない。大师夫、打更的は成工であることが必要であり、打頭的、趕車的は大半拉子以上の能力者を要する。

然し之等の能力程度も雇主側の見解如何によるものにて特にこの観念が強く意識され雇傭関係に具体化されると言ふのではない。

4、労働時間

次には日常労働にも通じる事であるが労働時間について記する。

一日の労働時間は、日の出頃（四季により一定しない）

朝食に至るまで労務に服し、正午迄中間に二回休息がある。休息時間は三十分乃至四十分である。

正午の休息は昼食時間を入れ一時間半から二時間位、冬季は昼間の給食はない。午后の労働は一時から始まり中間に二回休息（二、三十分乃至四十分）日没まで働き、雇主の家で夕食の給食を受ける。

一日の労働時間の算出は次の様に為る。

朝の仕事の始まる時刻を午前五時、日没時を午后六時とし、之の休息時間を二時間とし、又

其の休息時間を十分として休息回数午前午后二回ずつ計四回／十分

13時間－（2時間十分×4／3時間）＝13時間－4時間＝9時間

従事時間は十三時間であるが実労働時間は九時間を言う。

普通の日の出から正午までを半日工と称する。

午前中第一回或いは第二回目の休息時まで仕事が完了する時には之が実労として労働者は賃金を受け

とる、日傭の場合は実際最少限度半日の半個工であるが、仕事は正午以前に完了したとき

か何かの理由で仕事を中止し後昼食を給せしめた時は半個工の賃銀を支払ふ。

帮忙者と称するのは、午前中第一回の休息時まで仕事をしたが降雨のため仕事を中止すると或、其

場合労賃は支払はないが帰宅後或は昼食を給して帰すことをも言ふ。

すこで於ける午后上の際即ち午后第三回目の小休息まで仕事をなし降雨等のため中止する場合

賃銀は半個工とし、帰宅後夕食を給する。

労働時間が午后の第四回の休息時に仕事完了するか、降雨により中止となり一日に満たない時

は夕食を給し日工の労賃を払ふ。

以上の様に日工労賃について細かい計算が労働時間の上に為されることは本島地方に於て零工

の需要が圧倒的なる事情と関聯して注目すべき事柄であらう。

季節別に一日の労働時間を示せば次の表に示される如くである。

季節別	労務開始	午前中小休息 回数	午前中小休息 時間	昼休 時間	午后労務開始	午后小休息 回数	午后小休息 時間	労務終了時	純労働時間
春	午前五時	二	三〇分	二時間	一時	二	三〇分	六時	九時間
夏	仝 四時	二	四〇分	二時間	一時	二	四〇分	七時	十二時間二十分
秋	仝 五時半	二	三〇分	二時間	一時	二	三〇分	六時	八時間半
冬	仝 六時半	不定	不定	一時間半	十二時半	不定	不定	四時	八時間或は七時間半

夏季は暑季のため小休息時間を稍延長する。

冬季は一日労働時間少なきため、小休息時間、昼休時間は一律ではない。又昼食は給與せず

第五節　労働の価値（生産性）

1. 労賃

本地域で関する労働の、具、価値は、具体的に言へばこの労働が費された事も更に生産し、そ期間に於ける生産高に量によって示す価値に基礎を持つものであり、之が各労働者に分配された所のものは、労賃として表されるのである。先づこの労賃を見よう。

労賃に於ける資料は本例に乏しい本地域では客観的な資料を以て言ふ訳には行かず、農民の

一般慣例に従ふ他はないが、一年（十ヶ月）約三十円、小米にして一石五斗（旧斗）前斗にす[illegible]

[illegible]

かがあるのではなく、小米が一番多い様であるが他の穀物はもとより衣類等まである。之も年工小農家と雇主の都合とが相交錯して生じた現象であらう。給与は家族の者と一様であり、[illegible]

[illegible]貸す様な事[illegible]穀物の[illegible]商店の相談で[illegible]農商の少なかに立つて動くと観察されて居る。

月工は、事例は乏しいが農業月工は一ヶ月四円位が普通である。日、月労賃は現金で決め、[illegible]月二労賃と同様を持つものである。給食は除草期には四回、他は三回与へられるが、[illegible]年工と同様であるが、今日では収穫期以外は月二と見る手続である。

日工の労賃は作業種類によつて異る。それは集計表労働条件表に示されるが、調査の中で最も高く二十吊、除草中耕収穫大烟採収は十五吊、整地播種運搬施肥、土糞運搬[illegible]で最も低く八吊であつて女子の労賃は間引は大烟も普通作物も全じく八吊、除草、収穫、大烟採収は十吊、最高は大烟採収で十五吊最低は穗切り五吊である。除草には四回、冬期には二回位ある

場合は三回給食され、給食せざる事はない。労賃は豊寧縣城の労働市場の労賃を以て表わされると言う。支那は現物現銀何れでも為され現物の際は当時の相場で評価して支払ふべき金高を定する分けて給する。

2 農民の成長と労働

かくして、農民は如何に働いたとしても年一人に三十円以上の収入を挙げ得ない事となる。かかる労働の成果は農民の生活を困難にする。

然るに農耕は一十六畝余の六個畑と千余畝の普通作物の畑を有する。然し乍ら、普通作物は農耕されず自家にて消費され殆ど残るものは六畑のみである。自家労働の與へを述べた如く余剰作物は周囲して狭い農村社会の範囲でのみ其の消化が為されるとすれば其の範囲の普通作物等は殆んど全くの如く自給の状態におかれて唯單に労働力の再生産に資せられるのみであろう。時（一時恐らく三十六畝程度か）へ之に対して千畝が普通作物に利用されることを記憶さるべし）大概であるか否かは貢献されることによって許されるならば費された労働に対してより多く又は[illegible]の少ない労働が存し得るのであるが、亙動するこの労働に対して其の二十六畝ばかりに於て通ずるものであるが、又同じ意見が要望があって自由ではない。本地の農業組織がかくの如くにして[illegible]事件を規定してゐる。年一人の労働の評価三十円を最高とする事実、其の様々農民の[illegible]に於けるこの農業組織と農村社会組織の有するものに他ならない。

第六節　歴史的事項

光緒年間以前は明かでないが、光緒十六年（　　）大洪水のあつた以前は、三一天地之[illegible]所有者であり、普通四、五天地は耕作して居た。然しこれ[illegible]は普通には三天地の耕作が多くなつた。洪水前を比すれば現在は[illegible]の耕地を失つてゐる。從つて年工も光緒年間洪水前は[illegible]工も主の客であるも[illegible]た。[illegible]の土地で[illegible]生活し得[illegible]、[illegible]つたのである。その帶地は莊主の經營で、[illegible]則例に年工及其の契約期間中は[illegible]あり、である。農具役畜と少量であるから種子まで莊主から貸與されるが、[illegible]と日工[illegible]分の耕地[illegible]ければならない。其の他は年工と一般であつて、帶地の生産物は年工のものとなるが[illegible]實は一般年工より低く、帶地の面積に從つて差別がれた。例へば光緒の頃は帶地一天地六吊を[illegible]き、通常年工は十八吊であつたから一天地帶地年工のそれは十二吊とされた。然しこれは民國十二三年頃からは見られなくなつた。年工が消えると同時に消えたのである。

洪水後年工の數は少なくなつたのであるが、更に民國十二三年の兵亂によつて大耕作者（二十天地位の）が本村を去つて縣城に逃れ土地は小作に出す樣になつてからは年工は更に少なくなつたそして現在に及んでゐる。

以前年工を雇ふにしても、山東方面からの苦力は満洲国成立前は少々は流れて来たのであるが、之を雇ふ様な事はなく、近隣の者から雇入れた。

労賃は二石年以前から現銀で決められると言い、光緒の頃は成工の年工十八吊とされ、小米は当時旧石一石三吊であり、一天地から一石五斗（旧石）の生産があった。其の後次第に低下して民国七年（　　）頃には大洋二十円（小米にして旧石二石）となった。当時一天地から一石四、五斗（三石）の生産があった。現在は国幣三十円（小米旧石一石五斗）と成って居る。日工の労賃については民国十二、三年の兵乱匪害の為本地を逃れる家族は十以上であって、其の為にも亦兵乱匪害は[illegible]させて了ふ結果、労働は全て不足し日工労賃は上った。小米にして日給二升位までになった。

光緒年間	三十五吊（老吊）	小米一升
民国十年頃（　）	十二吊（大洋）	小米七合五勺
民国十九年頃（　）	十五吊（大洋）	小米一升
現在	十吊（国幣）	小米五合

[illegible]あるが之を以て何とも言い得ない。

農民は現在の労賃は高くも安くもなく均衡を得て居るのだと言って居る。

第八章　販売、購入、交通事情並に度量衡

第一節　調査地方の特質並概観

1　縣の特質、概観

本縣は熱河省西南方の西端にあって、西南及び西北部は中国と接境する。東南部は承徳縣、灤平縣に接する。灤平を経て更に承徳とは灤河並に潮河に依って山丘多いとは言へ連絡して居る。又北部西北部は全く山丘重なり、交通は困難である。然して南は灤平縣を通り古北口より交通し、又は白馬関、山?、?子等の関門から古北口入西の道路を持つ。南部周囲は豊寧、郭家屯、承徳の街道によって開かれ、又大灘を経て豊寧に至る事が出来る。承徳と豊寧の間は国鉄のバスの便あり二日?の旅客及び軽便物を運んで居る。この道路は国道であって新しく修築されたものである。之より灤平縣内にて分れ古北口に至る国道あり之にもバスの便がある。

之等には貨物自動車が走り、貨物は多く之によって運ばれる。（承徳豊寧間一日で往復又は一日泊り往復である。）

本縣は一帯に山丘多く、耕地は其の間に狭く、標高も比較的高き為、自然條件に恵まれず、河川

の害のみならず雹害、等も甚だしいものがある。従って穀物の市場出廻は豊凶によって甚しく影響され、調査年度の如きは二三年来の凶作の為其の害が極度に現れた年であった。為に省並びに縣では特に国境地方の救済の為省外移出禁止、（康徳二年十一月十二日省公署佈告）縣外移出禁止（康徳二年三月十三日縣公署佈告）によって縣城商会、大閣商会、各行政連絡員、農会（康徳三年六月まで存す）に命じて取締らせ禁を破る者は当該穀物を没収する事とした。この禁令は現在も尚存續して居る　かゝる事情にあるから調査年度に於ては穀物は殆んど出廻って居ない。

雑穀の販売事情を次に記する。

当地方の中心豊寧（[illegible]）及び大閣は各々小灤河、潮河の最も大きな盆地の中に存在し、本縣の東部及び西部の取引中心となってゐる。

豊寧は以前土城子と称する単なる村落であったが多倫との交通路の途上にあった為、約二百年前[illegible]に置縣され縣城となるに及んで商業の中心地ともなったのである。初めは山西商人が来り、次いで北支那保府の商人が入って来た。之等の者は、多倫方面の山西金融者より東西[illegible]、[illegible]民国十年頃まで北支那の恐慌に逢ふまでは華々しい活動を続けて居たのである。一[illegible]によって[illegible]によって取引の擴張を來した。山西商人は先づ倒れ、民国十年以後は[illegible]。之に代って到來商人に使用された者達が小資本を據出して小店舗を開く者多く、現在の商人は[illegible]出身のかゝる商人である。之等の商人への資金供給者は当地の先大地主、[illegible]漢人が代表的なものである。現在は其の投資が其の後の戦乱の為商

商工の破産と成って、遂に不振となり凋落して、破産商人の家を取って家賃でようやく生活する者等もあった。其の後民国十二三年の奉直戦に当地も戦場となった為、其の[illegible]襲撃で資産も動揺を加えられ、[illegible]に於いて更に農民の困窮となり取引は閑散し、商人[illegible]は営業廃業するに至つた。

かくて現在の商戸は、比較的小規模のもののみ残り、糧桟の如き一軒も[illegible]。需要は附近部落に局し　農民の窮乏による不振の他は商取引は円満である。

大概は、商店と同時に開けた市場で範囲は豊寧よりは寧ろ大きい。当地の商人は[illegible]であった。事変前までは、豊寧とは関係なく、直接北支那と取引し、其の繁栄は豊寧以上であったと言われ、この地は又奉直戦等には直接の兵害は受けず、唯悪政の為の農民疲弊に傾いた程度であったが、事変後、税関の設定等によって北支との取引困難となるに及んで、取引は衰へ小さくなり、仕入も豊寧に依存する様になった。其の為に当地と取引する商人も五、六戸を数へ、事変前に比しては商戸の数は半数以下になった。然し最も大きな打撃は数年来の農作不振の為の農民購買力の減退であると称してゐる。現在此処にも糧桟は一軒もなく、雑店と称する数軒の小売買と雑貨舗を兼ねる者があるに過ぎない。

2. 地の特質概観

調査地送将営子は、豊寧を小灤河に沿うて遡ること八十支里の地点にあり、豊寧の市場区域に

居してゐる。交通は本街を経って張小営子（四十五支里）に一泊して豊寧に達し（三十五支里）往復三日を要する。街内には小売買を為す者二戸あり、小布、洋火、塩、砂糖、煙草、紙類、小麦類、年紙の如きものを街民に小売して居る。

又炭と公舎草の如き街内生産物は街内にて農民間に売買が行われるが、其の他の穀物も大量に生活必需品は皆豊寧に於て購入されて居る。交通は雨期（六月）及び解氷期には阻害されるのみで現在治安も良く行路は安全である。

第二節　販売事情

1　販売者農民側の調査

農民の販売物は前より高粱、穀子（小米）黒豆であり、當地方の普通作物であるが、此以外[illegible]は[illegible]かつて盛んであった。之は調査当時営子附近には頭数年間（今より八、九年前）栽培されて来たと称せられ、宣統の頃一時禁示せられたが、民国十一年から又々作る様になったと称してゐる。

[illegible]は[illegible]地方の農村社会を大きく動かして居るのは、政治的な変動と之に続く兵乱、匪害[illegible]である。他は自然災害である。農業の振不振も兵乱以来の略奪的農耕によるもの[illegible]（農業其自身が略奪的）であると言ふ。されば、之れによって現実に農民が行ふ農耕は、何れ

[illegible]

[illegible]経営者は[illegible]貸入れし[illegible]農民に[illegible]は[illegible]畝以内の耕地は五十畝、現在は何千畝〔〕であって、[illegible]く経営者は百畝位、普通は一畝[illegible]は、経営を行ふ自作人が多かったのである。光緒の大水害の後耕地を失った為大耕作者は少なく[illegible]、人口も減って五十畝、普通は二十畝内外の経営になって了った。人口は次第に増し、[illegible]、何[illegible]中には奉直戦争及び其の後の兵匪害で多農民が土地を捨て逃げた者あり、[illegible]匪賊に[illegible]ても[illegible]県城に引上げた者はてからは、後者は匪賊に荒され、貧困なる農家に於ては[illegible]耕作の農具は数戸が共同使用しなければならなかった。特殊作物たる大烟は近代農村の財政を物語る事は稍く知れた事実である。

民国時代の大烟の作付は多く強制栽培によるものであった。然し当地農民の談によれば大烟の作付は多くの変化はないと称する。豊潤は一般に大烟の適地ではない上に本地の平地は割合に少ない為であり、農家の貧困は他作物との配分と肥料や労力の点で栽培の拡張は出来なかったのであらう。中心地、大窪、縣城何れにも相等の距離にある関係上、栽培を強制される様な事もなかったのであらう。当民の話でも強制を受けた事はないと称する。

現在殆んどの農家が大烟を作つてゐるが一畝を越えるものは極めて稀である。農家はこれによつて十円内外の現銀収入を確保するのである。

地力の減退、耕地の喪失、役畜の減少　農具の窮乏、肥料、食料の不足は農耕に対して自然の災害を過大にするものであらう。災害面積の甚だしい事は集計表について見られ度い。斯くして現在販売せられる穀物は殆んど皆無である。農家は自己の食糧さへ満足に生産し得ず、余剰のある者は全く無いのである　唯大烟のみは売られる。

此の農民が販売する市場は縣城豊寧である、豊年には縣城に搬出して売られる事は古今を通じて変りはない。大烟も昔は（専売制度となつた以前）豊寧縣城又は直隷天津方面からも集買に来たものであるが現在専売制となり大満号の独占集買となつてからは、豊寧に集買出張所があつて農民は其処まで売りに行くのである。

斯くの様な次第で調査年度に於ては、穀物の売却は農家戸数も三四戸に過ぎず量も亦少ない、又豊年に於いても出荷時期、之に関聯しく売過ぎと久持堪へとか客観的な事実を指摘することは不可能くされ、唯豊年には売れると称する農民の話を聴取して記するより他に道は無いのである。之れを農民の談話の収穫は二つなる。

豊年には、粟、黒豆、高粱等の穀物を売られる。大体普通の農家では一石（日斗）位で、小車に積み込み出り行く、全く豊寧の穀物市場に持ち出される。豊寧までは三日で往復するのである

[illegible]飼料費十三円[illegible]一頭[illegible]日分飼料は草四十斤（旧斤）価格三十八銭（十銭に付十二斤である。）食糧小米一升五合（旧制）[illegible]一頭なら二石－一石半（旧）二頭なら三石は積めるのである。農家の販売量は少量の事が多いので[illegible]大同小異である[illegible]く、ある。

各農家のものと別々の袋に入れ（小米もあれば黒豆もある）積出す。最も多く売るものは之に[illegible]行き、各農家の分を別々に販売して帰る。運賃は量に割当て[illegible]一割に[illegible]積出し、一割は販売する事がある。農民は小売にする方が得であると言[illegible]販売は貫して取引の合理主義になるものではなく、単に搬出の便である。運搬が[illegible]特に支払する様なことも少ない。運搬者は部内の小車夜番の所有者であって、専ら営業者で[illegible]一般の[illegible]、治安の乱れてゐる際は搬出はやらない。交通杜絶の状態となっても当市場[illegible]ない。穀物の運搬は小車のみで行はれるものではない。更に少量であれば驢の背に積み、又は人が持って売りに行く、この[illegible]一二斗の穀物は多くは雑貨舗（糧店も兼ねるものが多い）に売って購入の代に使用するか、街頭で小売されるのである。少しく大量であれば（五斗以上程度）穀物市場に搬出するのが普通で、途上で売るとか、車店で仲介人を通じて販売する様なことは少なく、又借金があるとか、掛買未払があるので向けなければ直接糧店（糧桟として大量の穀物取引を行ふ者は本直戦後の豊年には無くなってゐる）や焼鍋等に持込む者はない。この穀物市場について

文後に詳述する。市場には売買者が集まる。農民は売りに出る前に最近縣城に出た者があれば時[illegible]に聞い[illegible]で知るが、取引は相対であるから、結局売買者の買価に従って売って了ふので[illegible]様な事も、値上りを待ってゐる様な事もない。少量の穀物を往復二日を要する[illegible]程であるからそれも仕方がないと称してゐる。糧石税は其の場で徴収する様[illegible]が売買者の方で売価より差引代納してくれることが多い。帰家する時は、其[illegible]で布類や針等を購入する。

[illegible]内の[illegible]は、穀物及食糧に不足して売ってくれる様に依頼して来る場合には譲って[illegible]が、大抵は収穫期に穀物を余すのみであるから、この事は稀であり、此の地主高姓[illegible]の食糧に窮した時期に分与する様な事はある。其の際も其の時の相場で[illegible][illegible]、前へ売り付ける様な事はしないと言ってゐる。又この様な時期に備へて農民[illegible][illegible]もない。販売請負をやる者は勿論ない。又農家が契約とか[illegible][illegible]強制される様なことは無いが、掛買代金の支払と言ふ様な形で雑貨舗に[illegible]が、雑貨舗が穀物の小売買を為す場合を兼ねる事が多いからである。之の際も穀物は其の時の相場で扱はれ、換価して代金に充てられる。

（以上農民側よりの聴取）

2　購入者卸商人側の調査

次に穀物を購入する側について述べる。

故中心地である。然も灤河は豊寧と大閣の二つを分つて貫流して居り大灘がある。
て集めて四方に通ずる出廻地域を限定するものは山脈と河川であつて、豊寧は八溝西北三、大閣は熱河省に於ける大灘は西北部高原地区である。
豊寧は、東方同漢营子（二十支里）、北方五十支里頭道营子、西方八十支里送時营子、南方二十五支里劉家营子の範囲が之に属し
大閣は、東方大石方、西方遥溝、南方鄭大溝、北方上黄旗の範囲が之に属し灤河流域の全地域及び大灘も一部は当市場に出廻ることとなるのである。
以上の出廻地域は全く地勢地理的條件によつて決せられるものではなく、市場価格、穀物総綿目下の差異によつてもこれに影響することは当然と思はれるのである。現に今日言ふならば穀物の出廻は康徳五年以来、縣外移出の禁止、省外移出の禁止等の次による食糧不足の為、縣並びに省に於て穀物販売に或る程度の制限が加へられ商人の穀物取扱は不振となり、農民の持出し減少と相待つて各市場は梗縮しつゝあるのである。豊寧及び大閣の出廻り量及び時期については次の様である。
豊寧では農民によつて持ち出される穀物を現在毎日について当市の経験ある商人に聞けば

小米	七五〇石	― 五〇〇石
高粱	六〇〇	内外
黒豆	一〇〇	内外

燕麦　一〇〇　内外

内六百石内外（全穀物合せて）は十一月中旬に出廻り一日に二十石乃至三十石位、十二月には一日三石—二石位となり主として担いで来る物が多い。一月以後は持出すものは黒豆のみとなり、二、三石を驢にて運ぶ位である。五月には全く出廻りは停止する。民国十四年以前と現在とを比較するならば出廻量は十分の一に減じてゐる。以前は一人の地主にして五百石以上販売する者も少なくなかつたのであるが現在は百石、自作農では三、四十石の者は販売量の多い方である。商人側から言ふならば掛売の中止、事変後北支との穀物取引の停止、焼鍋の不振による穀物買付の減少に縣の移出禁令等による事大である。

[illegible]に於ては現在糧穀取引店は七戸あるが之等にて取扱ふ穀物を一年間の全量について言へば、

小米	一〇〇石—二〇〇石		
高粱	二〇〇石	内外	
黒豆	一〇石—二〇石		
燕麦	一〇〇石	内外	主として大灘地方より
胡麻	少量		主として大灘地方より

九月末より出初め十月十一月が最盛十二月末には出廻殆んど止まり、四、五月の頃は全然無く[illegible]豊富[illegible]出廻り早く終る様である。豊年時は上記出廻量の倍額となり、凶年[illegible]前豊年時には古北口を通じて北支那地方に出廻る穀物は千石

以上に要した量を取しするが、恩分の数年固有及び大規模農業経営に於ける面子のことで前者は三百石以上に達したものでなかつたであらう。

畜類飼養等については、各戸に牛馬は大抵一戸当り數頭を飼つてゐるが、百頭以上のものは一戸もない。一とこれを積む、車馬を引く為に三頭乃至一頭位を要し、一戸に二十頭位を要し、一石三頭乃至二十頭位を飼育してゐる。民国十四年以前は農業地域に羊も多數あつた。又牛を以て交通してゐたのであるが、之等が掠奪に遭ひ失はれて了つた為、農民はこの交通にも放牧せ簡服歴ば放牧しつゝ、夜中旅行する様にしてゐる者が多い。

穀類は、以前は穀物は必ず穀物市場に持ち出され、種々の商人に依るものが最も多く、現在では一頭屋の糧店及び穀店する商人が買付けてゐるのが多く、買付ける期間時には小麦等するものが多く、入費る取引を行ふ様になつたが、商人は糧店の様な買付けをなすものが多い。又此處に於て一年の取引高は三十石位此処に入る。

雑貨舗の勘定や物品販売の代金として受け取るものと、焼鍋が直接買付をやるのとを除けば、全ての穀物は一度取引されるのである。穀物市場は縣城の関帝廟前の広場であつて特殊な設備もなく、民国十一年頃税徴集請負人をして政府が収税の便に設定せしめたもので現に縣公署財務局が収税の管理に当つてゐるものである。

尚、糧穀税一の設立では直接此処の取引に対して行つてゐる。であるから全ての取引に於て使用する斛は以前よりの官斗を用ひ、商人に直接持込まれるものもそれに依つて計算され収税される。尚

斗は当市場にて管理し　新制度量衡によれば三斗七が一斗である。

この市場は農民の穀物を売るための市場であつて、取引は相対のみの商量ずくのである。仲間に立つものは如何なる種類の者も居らない、唯斗頭が官斗を以て計量するだけで、一斗につき銅子児二個乃至三個位の手数を払い之が斗頭組合所の収入となる。斗頭は県公署の指定によるものである。

品質の鑑定は単に眼によつて穀物の良否を見、粒の大きさ、雑物の多少等により適宜に價格を決定するに過ぎない。

車店は単に運送者を泊めるに過ぎず、仲介等は一切行はない。宿泊料は農民の謝礼として出である。

直接商人に持込まれるのは掛買代金支払又は糧商購入の為であつて当時の相場に換算して全とされてゐる。此の際は穀款は支払はない。洗銀に直接売却する際は然は当計、此れ一斉入を代行する事とする。

以上に於ける取引は、糧穀市場を利用する事少く、直接糧店に持込まれるものであることと、糧店と車店と事務する事等は県城の場合と異なる。計量は鎮公所保管の在来斗を以て糧店各自が行ふことを観察するに穀店として何れ一する。車店の宿泊料は一泊六銭である。現在一般的には農民と農民、との中から三分の利（手数料として）を取つて糧店が行ふことが多い。他は県城の事情と殆んど同一である。

3　販売價格

農民は穀を売却するに当つての手取価格と市場価格の対比は困難である。

に農両階は豊寧縣城では政府行行事に於ける一般市場を以選し、大團として田舎と言へるでは
しか公所へより一般的相場を購成して現同居にやり、一切は大體一人の小子の事業によらず相場価
格を公所と於けるので、其の價値は市場価格と云ふとしするもの、市場価格であるとせられてきた
た、農業農民は市場価格で取引を国防するへんと、一般市価価格が生ずるも言にへ、皆て割りにつき
するべきであるから、市の影響として、又商業でも依つて推していから、農民も商人も之を皆認めて
ゐる。

現在では取引の状況ではなく市場として、意義大部分の機能を失つて市場ではない。依然として大農
を組織しようか、特大農の個々の實業に對して相場を形成し、此紙は豊寧市場で依存する點である。

附記　豊田記

今までの事情はないが、以前の事實については金融事情で記述した。参照されたい。

4

特種農産物の概況

大麻は本縣の特殊農産物であり、專賣制度によりて集買を行はれてゐる

大麻の收穫、種子を得て、或いは乾燥上にするまでが農民の仕事であつて、農民は種子若しく
乾かせて売却するが、政府は大満号なる特定会社を指定して之を集買せしめてゐる。大満号は各地
に集買出張所を設けて集買するのであるが、本地の農民は豊寧縣城の出張所に売りに行く。大満号は
専売公署の決定せる等級價買価格によつて買付けるのであるが、品質の鑑定は人間の感覚によるも
ので科学鑑定ではない、先づ水分や雑物を考慮して純分を計量し（新制度量衡による目方）、

次いで品質による等級を付して之によつて価格を決定し、農民には現銀を直ちに与へる、大概は禁烟指導局と同一地にあつて禁烟特税を支払はせる様にしてゐる。然し之を差引にして代金を渡す様な事は無い。技員の方は一定面積につき一定の最低売却量を決定してゐるのであるが、農民の方は一定面積当収量より考察すれば其の売却量は過少である様である。其の差は大商号の鑑定より来るか、農民の隠匿になるかは不明であるが何れにしても相当の逃げがあるのである。売却時期は新暦の七月より十一月に至る随時であるが、主として七、八月に売却されて了ふ。農民の現銀を入手し得る時期に当るのである。又現在では現銀収入は殆んどこの売却によつて得られるのみと言つても過言ではない。普通農民は総ての現銀支出をこの収入の中よりするのである。（経済収支について見られよ。）

以上の実質上集荷のみであつて栽培指導等は禁烟指導局に於て為すものではない。耕種概要の項に述べられるであらうからついて見られよ。

第三節　購入事情

１　購入物、[illegible]

平時農民は[illegible]其の他には農具やアンペラ、食塩百貨を小車に積んで売りに来る事も有るが、農民自ら城市に行つて求めるのが多かつた。小間物や布類を籠に入れて民村に

[illegible]

隊が来ては民国の初め頃から無くなつて了つた。

仕入経路については満洲国成立前は北支方面から入り現在は奉天方面より承徳を経て[illegible]寧に入る

ことは農民も知つてゐる。物価は現在の方が心持廉くなつたし、事変は物価には余り影響はなか

[illegible]農民[illegible]購入[illegible]

めから不足して購入せざるを得ない者が多い。然し収穫時に穀物を持ち出して物品購入の代とす

[illegible]

[illegible]購入する[illegible]余剰[illegible]

[illegible]融通は[illegible]

[illegible]類は最も多く、農具や塩類も現金で求めるが、購入の時期は五月上旬の節句[illegible]

[illegible]収穫期一年間に亘つて賃貸で[illegible]

[illegible]ことが多い。

[illegible]は小雑貨舗が二戸あつて塩、洋火、小量の布、綿具の他随時必要なものは此処にて求め

[illegible]県城とは比較的遠距離にあるから、大量の購入は節句や年関に買出しに行く様にするの

であり、又県城から遠くは北京方面から婦女子の小間物装身具、色布等を持つて来る行商から[illegible]

[illegible]は鶏卵を[illegible]てゐて、之で購入してゐる様が見られる。鶏卵は一個一銭位で引取られるので

ある。又随時必要ではもつて出来た際には共同購入と言ふのでは無いが、県城に出る人に頼んで数

へ、一諾に買って貰ふ様なことはしばしばある事である。

光緒年間及び民国初期までは商店号を記し所文を以て示された票（私帖）を以て商人と取引してゐた。之は商店の信用によって何処の店にも通用し、糧桟と雑貨店の結託による不正なものもあったが、然し後金融事情の項にも記した様に商店が破産して其の発行の票が駄目になり損をした様な事もあった。掛買も少しは現在でも出来るのであるが以前では現銀買と値段に差異は無く信用さえあれば単に帳付けだけでやらしてくれた。穀物売却の時でも必しも掛買代金を差引く様な事もなく、穀物の販売を強制する様な事もない。

前述の様に商店で穀物の販売と物資の購入が同時に行はれて物々交換の様に見えるが物と物とが直接に交換するのではなく一度換価して其の金で購入すると言ふ事になるのである。之が誤解され易いものと思はれる。行商との物々交換は前記の通りである。農民の間で物々交換する事は[illegible]無い。労賃と穀物で払ふ事や谷草柴草等を穀物を以て購入する事はあるが全て換価してゐるとみてゐる。

（以上農民より聴取）

2 販売者、商人側の調査

[illegible]前は[illegible]全く北支方面より仕入れて[illegible]

[illegible]全額の一割位が北支から入るのみで、[illegible]

[illegible]雑貨品、[illegible]、綿布[illegible]

[illegible]

と消費者側より日用品を置く様にしてもらひたいと要望して居る。

本商店側よりは入荷の商品は殆ど穀物と交換するもので[illegible]、雑貨金物で、

雑貨は大約八千円、砂糖一万円内外、古新聞二千円内外、洋火三千円内外、小麦粉一万五千円内外、石油八千円内外、白酒類五百円内外、であつて、綿布は当地の需要によつて異なるが綿布は二割位の利がある。農民の購入時期は、収穫後穀物売却の最も多い旧十月の頃である。尚本年度は豊年であり前期販売額より、約増加、四年分は二割位の増加をすると思はれる。

農民への販売は現金にても掛にても何れでも為し又穀物を持つて来ても之を引取るのである。

掛売の場合は、以前盛んに之を行つてゐたが、[illegible]保証[illegible]掛買を申込む者をまつただ現金をさせ付随く見知り越しの信用にあずける農民にのみ掛買をやらせる程度で、現在農村の疲弊の為農民の信用悪化し掛買は成る可く之を避けようとしてゐるが、農民も余儀なく掛買をやらうとは[illegible]。又農民の信用程度で掛買額を制限してゐる。

掛は唯帳付けのみで行はれ、大烟収穫期、穀物収穫期を決済期としてゐる。其の年の年内まで決済したものには利子はつけず、其の後一月二月まで未払と持つたものは掛買未払として、前年度の未払金に対し　正月頃から始めるものは年利にて二割、其の後の月は掛を一定分には月利にして二分の利子を付ける。三月以後にまで未払となれば前年度分は一旦打切り、正月より負債となりたるものとする。之には負債としての通常の利子を付ける。穀物や大烟の売却期に支払ふ様にして置くのではあるが、強制的に穀物を自家に持込ませたり、穀物売却代より差引く様な事はしない。

穀物其の他の現物を持込んで物品を購入することは以前より少なくなった。之も農村の不振の為であろう。

商店の票による取引は故意による取引の為ではなく、普通の私帖の発行のみである。之については前記及び、金融事情参照されたい。

当市に集る農民は販売事情に記した市場範囲と同一であるが、事変前北支より物資の入った頃は、北は郭家営子（一〇〇支里）南は古喇納（五〇支里）に及んだのであるが東より物資の入るに及んで之等は杜絶して了った。

物資は、現在承徳、古北口方面より貨物自動車の便があり、之によって運ばれるものが多いが、以前は大車や小形車による運搬が行はれてゐた。特に古北口以西の長城諸関門より入るのは之によることが多い。

塩は豊寧方面より駱駝又は牛車により七月から十一月頃までに運搬される。塩は塩務分局の直轄なので塩店に下して帰りには少量の穀物を買込む位で多倫方面には荷は行かなくなった。民国十四年以前には年々千石位、其の他葉煙草、大烟等が少々の雑貨と共に帰荷として積んで行ったものである。（以上駱駝商店に於ける聴取）

（ヘ）商圏は、当地製粧と共に古北口中心で事変前は白馬関、四家営子等の関門を通じて北支との取引の盛んな時代もあったが、事変と共に之の取引は激減し、現在物資は豊寧を経て承徳方面より入るものが多くなった。当地で取扱はれる商品中最も多いのは粗布細布綿花等である。年間売上高に

示せば

而積二十万円（一斤にて三万円程度）、棉花五千円（五千斤）、[illegible]四千八百円（一箱十六円ぐらゐ三〇〇箱程度）、砂糖四千八百円（一袋二十四円のもの二〇〇袋）、石油二千七百五十円（一箱九円五十銭のもの五〇〇箱）、煙草は風車印のものが最も多く二万四千円（一箱百二十円のもの二百箱）等であつて其の他の小間物雑貨類は僅に[illegible]。[illegible]時期は九月より十月までの収穫期、特に大豆の[illegible]、豊年の時は[illegible]割[illegible]、[illegible]年は一割減少すると称してゐる。

農民との取引は豊寧の場合と同様であるが、当地でも現在は掛売はやらせない様にしてゐる。但し信用ある者に限り貸付けのみをやらせてゐるが、決済期は年三回、五月十五日、八月十五日、年関であつて、一期だけ待ち後は二分の利子を月々つける。年関までに一旦締切り、後は高利にして繰り越させる。これは利子を付けると尚拂ひ切れなくなるからである。集金することはなく[illegible]つく来るのを待つ。農村の疲弊甚だしきため、強制的に取立ては却つて売上げを損じるから農民に拂へる様にしてもらはねばならぬと称してゐる。雑店に集る穀物も仕入れの為遠方に持ち出す様な事はなく当地で小売してゐる様な状態である。仕入れの方法も豊寧と同様であり、塩も豊寧と同じく多倫方面から同じ様にして運ばれる。

（以上大商戸より聴取）

3. 購入品の価格

豊寧及び大閣の商戸について聞くに、承徳方面より仕入物について例へば布を取れば、其の運賃諸掛りは当地売価の豊寧にては一分程度大閣では一分五厘である。

之を北支より来るものと比較すれば、豊寧では運賃諸掛り四分、大閣では二分であって、税関の税を入れるならば豊寧では四割位が運賃諸掛及び税に占められ、甚だ高いものとなる。大閣でも間に合はぬと称してゐる。然し当地の原価としては北支の方が廉いのであって大閣では二分位は廉いと言ってゐる。

第四節　交通関係

熱河の主要道路を示せば

承徳 ——→ 灤平 → 豊寧（国道）自動車を通ず、国鉄バス

〃 〃（国道）——→ 豊寧 → 胡家営 → 多倫（旧道）駱駝、牛馬

豊寧 → 上黄旗 → 大閣　自動車（貨物）牛車、馬車、

〃 〃 → 長図 → 灤城　牛車、馬車

灤城 → [illegible]谷　自動車（貨物）牛車、馬車

承徳 → 八[illegible]営、→ 二[illegible]子 → [illegible]営 → 大灘　自動車（貨車）牛車

大浦 ─→ 小浜 ─→ 久留川 ─→ 白岩笹子 ─→ 十一里半 十里

大鞍 ─→ 男倉又は古湊 二里半、十里

大湖 ─→ 白亀図又は西堂宮子 ─→ 口埋 十里

等々まで 交通機関は運輸能力等によるまで可、都合宜しく記しておかぬ不便記しない。

第五節 度量衡

各地の度量衡新旧対照表は次表を示し度い。

普及の程度については未だ殆んど新制度量衡は使用されていない。

豊寧

区別	県旗名	度 裁尺（一尺） 米突制	裁尺（一尺） 尺斤制	営造尺 米突制	営造尺 尺	（一两） 尺斤制
第一区	豊寧	32.[illegible]糎	0.985尺	32.3634糎	[illegible]	0.738两
	[illegible]	〃	〃	〃		〃
	[illegible]	〃	〃	〃		〃
	[illegible]営	〃	〃	〃		〃
	送[illegible]営	〃	〃	〃		〃
	[illegible]道営	〃	〃	〃		〃
第二区	[illegible]蘭領	33.3333	1.000	31.6350	[illegible]	0.800
	三道河	34.6632	1.040	35.8297	[illegible]	0.700
	民國	31.8015	0.955	31.8015	[illegible]	0.700
	上黄旗	33.3333	1.000	31.6350	[illegible]	0.800
	[illegible]	〃	〃	〃		〃
第三区	大[illegible]	31.9680	0.960	31.4685	[illegible]	0.800
	平安堡	〃	〃	〃		〃
	小河子	〃	〃	〃		〃
第四区	森吉図	31.9680	0.960	31.4685	[illegible]	0.800
	四合口	〃	〃	〃		〃
	千[illegible]門	31.9680	0.960	31.4685		0.800
第五区	[illegible]領	31.6630	0.950			0.700
	花[illegible]金	〃	〃			〃
	[illegible]			31.8015		0.700
	千家[illegible]	〃	〃	〃		〃
	喜[illegible]			30.9690	[illegible]	0.600
	三[illegible]川			〃		〃
第六区	[illegible]	〃	〃	〃		〃
	[illegible]	〃	〃	〃		〃
	[illegible]	〃	〃	〃		〃
	[illegible]	—	〃	〃		〃

豊寧縣各区舊制度量衡器實量與新器比較調査表

康德三年十二月末日

区別	地名	度 裁尺（一尺）米突制	度 裁尺（一尺）尺斤制	度 營造尺（一尺）米突制	度 營造尺（一尺）尺斤制	度 大布尺（一尺）米突制	度 大布尺（一尺）尺斤制	量 斗（一斗）米突制	量 斗（一斗）尺斤制	量 升（一升）米突制	量 升（一升）尺斤制	衡 釣秤盤秤（一斤）米突制	衡 釣秤盤秤（一斤）尺斤制	衡 戥秤（一兩）米突制	衡 戥秤（一兩）尺斤制
第一区	[illegible]	32.8500糎	0.985尺	32.3634糎	0.971尺	52.0947糎	1.563尺	22.70立	2.27斗	2.27立	2.27升	535瓦	1.070斤	36.9瓦	0.738兩
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第二区	[illegible]	33.3333	1.000	31.6350	0.950	47.6190	1.430	22.50	2.250	2.25	2.25	530	1.060	40.0	0.800
	[illegible]	34.6632	1.040	35.8297	1.075	50.3283	1.510	25.19	2.519	2.40	2.40	560	1.120	35.0	0.700
	[illegible]	31.8015	0.955	31.8015	0.955	48.3183	1.451	22.70	2.270	2.39	2.39	525	1.050	35.0	0.700
	[illegible]	33.3333	1.000	31.6350	0.950	47.6190	1.430	22.50	2.250	2.25	2.25	530	1.060	40.0	0.800
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第三区	[illegible]	31.9680	0.960	31.4685	0.945	49.9500	1.500	21.24	2.124	2.124	2.124	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0.800
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第四区	森吉図	31.9680	0.960	31.4685	0.945	49.9500	1.500	23.60	2.360	2.36	2.36	550	1.100	40.0	0.800
	四岔口	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	干酒门	31.9680	0.960	31.4685	0.945	49.9500	1.500	23.60	2.360	2.36	2.36	550	1.100	40.0	0.800
第五区	[illegible]	31.6680	0.950					12.85	1.285	2.50	2.50	540	1.080	35.0	0.700
	[illegible]	〃	〃					〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	[illegible]			31.8015	0.955			24.00	2.400	2.20	2.20	540	1.080	35.0	0.700
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃		12.85	1.285	2.50	2.50	〃	〃	〃	〃
	[illegible]			30.9690	0.930			25.50	2.550	2.55	2.55	580	1.160	30.0	0.600
	三道川			〃	〃			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第六区	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	30.68	[illegible]	3.068	[illegible]	〃	〃	〃	〃
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	[illegible]	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

第九章　金融事情

第一節　調査地方の特質並に概観

本縣は中国との接壌地帯であつて、事変前は百万円程度の輸出を見る程の経済的関聯を有し、又政治的軍事的見地からも甚だ其の影響を強く受けて來たこと、自然地理的條件より農業と自然的災害の種類に於ても頻度に於ても甚しいこと、之等が本縣金融事情の特質を説明するものであるが商人間に於ては、協商会の資本関係を通じて為替取引、金融の便を得、又中国特に山東省地方の商民が入込みゐる関係上その方面と取引盛んで、中国銀行、交通銀行等より取引金融上の便宜を得て居たのであるが、之れが事変の後の政治的混乱の為禍されて商戸をして甚だしく困難に陥入らしめた。尚之を中国のモラトリアムによる経済混乱、華直轄、然河票の下落、惹事變勃發の為めに、遂に一時休業の状態に追込まれ、現在では商戸に対する金融的施設は全く無く、総て商人によつてなされるに過ぎない。当縣の如きは今より三十七年以前有史以くのものである。

又農村金融に於ても動盪が多く、変換の戦乱等による結果論、土地担保、家屋担保、地權、家畜担保、富める者より農民に対する貸付、土地の賃上げ等の形式を以て貸付けられたものであるが、又農民間で之等の利子は高率にして、貸借の形式は大体に於て商人であるか商人自身の窮乏と共に農民も不信用を

[illegible]

第二節　金融の種類

1　個人貸借

本屯に関する貸借の個別調査に現れた処は全て之の個人貸借であり、唯一件農村貸款[illegible]を除く[illegible]を担保とする金融（借入）を受けた者があるが後述する如く之れは[illegible]個人貸借に属するものである。

条件は、期限一年又は秋収後支払（即ち約十ヶ月）保人、担保は不要、利率は月利現銀一分五厘若しくは三分、現物五分、又は年利現銀二割五分乃至三割、現物五割、とするものが最も多い。

本屯には焦姓、候姓の二不在地主あり、皆県城に住し焦は県職、候は鍛冶屋である。是等は以前本屯に居住したる関係で屯民と親交あり、従って屯民の貸借関係を結ぶ事比較的多い。他の係

件は一般と同称であるが利率は縣城の商人等よりの融通の場合（月利二分五厘）よりも少しく高く「銭三狠五」と言ふ農村の一般的慣行を守ってゐる。此の外特に高率なる貸付をなして高利貸的な性質を帯びるものはない。

同族間の金融として特別なるものはない。

尚社会事情の項を参照されたい。

2. 地主と小作人、雇主と雇人の貸借

地主と小作人間の貸借は聴取するところによれば、食糧や種子を借り受ける事はしばしばあるようであって、其の條件は普通よりも軽く、利子は現物について年（十ケ月）五割を普通とするが、この場合は二割乃至三割程度である。

則にて元利共に収穫後収穫より差引かれるものである。此の貸借は、然し小作條件の中に含まれるものではない。又褌撈青の場合、又は其の他の場合に於ても小作條件の一つとして金融の為、が貸へ[illegible]が此の地方一般の慣習である。此の場合日工労賃、家族の数に応じて一年分[illegible]糧、種子等を地主が貸し与へるのであるが、利子は銭三狠五の慣習に習ひ、元利共収穫後に[illegible]が日工労賃の如きは現金を以て支払ふも良いのである。

[illegible]小作料の納付を現物とする様な事はあまり見られない。

[illegible]は日工となって負債を支払ふと言ふ事はしばしば行はれると聞くが実例には[illegible]。又[illegible]前借すると年工が前借を申込むと言ふ様な事は[illegible]労賃の[illegible]

融通するのに遅れても構はない。

3. 現物貸借

本地に於ては現物の貸借は食糧不足の農民に一時融通として行はれるもので、貸方は農家にして地に貸し付けるのは大抵地主農民、債権者の一般であつて、債方は全く縣城又は其の附近の農家より借りるものが多い。毎年糧穀納入に比し貸借が行はれる数は毎年多く、当地方の特質であるべき自然的災害の頻繁なる突発に際して農家が食糧を補ふ為に借入れるものであるのである。

穀物の種類は小米最も多く其の他少量ではあるが黒豆、高粱等もある。

食料不足のものが多いと云ふべきは、殆んど次春耕期に借りて秋収後返すと云ふものであるが、或は農民慣行の様でもある。

利子は当地方農村一般の慣行によつて、月利五分又は年利五割とするものが多い。普通は無利の取立又は返済は収穫後収穫されたもので返すと云ふやうな事はなく、貸與者が自由に支拂ふものである。かゝる現物の貸借も従つて不拂のものも多々ある。

4. 糧桟、雑貨舗等商人よりの負債

本地民に貸し付ける商人は縣城の雑貨舗、薬舗、医者であつて、現在豊寧には糧桟は見られない。之等のものは元本地に居住したとか本地のものと親族関係にあるとか何らかの関係を有するものであつて、知人関係を通じて貸借するものが多い。條件は農民間の金融より高いと云ふ事は決してない。むしろ縣城の利率に従つて現金ならば普通農民間に於ては月三分であるが、此の場

合は二分五厘と云ふのが多い。現在は商人が農村の不在の為積極的に働くと云ふ事はないから又本当に関する上記の商人は個人的関係のものが多いから貸借券を発行して金融をする様な事は無い。

農村は現在極度に困窮し負債は殆んど生活の為になされるか又は他の場合であっても結局生活のために費されて土地や建物を売却（出典）する事を余儀なくされる場合が多い。然しそれを商人が多く利用すると言ふ様な事例は見られない。以前は、民国以前は不詳であるが、民国元年頃から同七、八年頃には豊作が続き政治も良かった為土地の売買（種類の如何を問はず）が近年でも最も盛んであった。豊寧県城でも焼鍋が四戸其の他の商戸が三軒盛んに土地投資をしたものであった。之等の者が金融の方法を通じて土地投資をやったことは全部でないにしても事実であるが只その詳細は現在之等の商人は皆産を失い豊寧より引き上げた関係上知り得ない。この機運は民国十年以後十五年頃まで続いたのであったが次第に下火になって来てゐた。民国十五年以後は老湯（湯玉麟）の圧政の結果土地課税の重圧、農民の困窮による生産力の低下によって土地は無償でも商人の欲するものではなくなった。この為先に土地を獲得した焼鍋の如き豊寧県城より失われるに至った。現在の農民に対する金融の嫌忌は以上の理由による他、農民の極度の困難の為回収不能を恐れてゞもあるので、一般に農民の資産、信用状態の悪化によるものである。

掛買については販売購入組合の項で詳説するが、昔は県城を取引の中心地とはしてゐるが現在県城の商[illegible]一人も[illegible]い。比較的遠い関係があって頻繁に買物に行く様な事も

なく、現銀が又は見ける様に購入額も極めて少なく塩やマッチの類は屯内の小売買者、小道具ー類は行商人から求めてゐる。現在の本屯で住む掛買は殆ど貧者が屯内の小売買者から少量を求める[illegible]で塩、マッチ、半紙、小量の布等で価格も現金買と同じ、帳簿につけるとは言つても[illegible]買ふ時、金額、物品名、月日、を書き壁や品物箱の蓋しに張りつけてあり、農民も書いてお[illegible]て自分の家に貼つておく、決済すれば破ると言つたものであつた。決済期は年間にあるが[illegible]何時持つて来ても付けられることはない。以上は屯内小売買との掛買状況であるが、[illegible]取引事情の項に述べる。

5. 批糧

此の批糧は当地方では次に示す様なものであるから現在の様に年柄も悪く農民も困窮してゐる際には見られないのである。

農民の談によれば、

「民国年間好年には批糧と称する事が行はれてゐた。農民は七月頃収穫期近くなると[illegible]立てゝ売買者に其の収穫穀物の予約売却を頼みに行く、或る一定の価格で大体は当時の穀[illegible]によつて決定された価格で先売して現銀を受取る。売却量は一人大凡五石－十石位までしか売買[illegible]なかつた。収穫が済めば直ちに予約量は売買者に送りとゞけられねばならぬ。これは売買者のものとなるのであるがこの時には相場は大凡先売した時の価格の二割五分方上つてゐる様に商人[illegible]目先は利いてゐる。この価格の開きを押価と称してゐる。この押価は若し商人の方に負けは[illegible]

も農民に何の関係もない。若結年間に付予約量の担保として土地をつける様なこともある[illegible]

であるからこの批粮は、金融ではない。単なる先買の変形である。

商人側の談は次の如し、

「民国十四年以前には批粮が行はれた。九月収穫後でなければ契約させないが、係人は農民の信用如何によつて要する場合もあり、要しない事もある。石数には制限と言ふ程のことはないが商人の必要量から制限される。農民から或数量の穀物を先買するのであるが其の価格は予約時の相場によるが一般である。其の金額は予約時に全部支払ふ場合もあり、又其の何割かを先へ、残額は穀物搬入の際に支払ふ場合もある。それは農民の希望や信用等によつて定められる。此の批粮は[illegible]に於ける穀物需要が比較的多かつた時代、当地から輸出され相場が出来秋、と共に[illegible]た頃に行はれたもので商人はこのストックによつて儲かつたのである。然し進んで買出しに行く様な事はなく、いつも農民が持つて来た」と

商人側[illegible]大[illegible]同[illegible]。

[illegible]に於て収穫の予想も知らずに先売又は先買する様なことは古今を通じてないと称する。

大烟の如きは[illegible]である、[illegible]収穫物を直接担保として金融すると言ふ様なことはなく、大烟を搬入[illegible]返しとして金融してゐることは[illegible]然し[illegible]ことで[illegible]して居ない。

5、二[illegible]、[illegible]金融

市町係[illegible]であるが、之は個別農でも別に取扱つてをらず、土地貸借を参照されたい。

7. 質屋

豊寧縣には現在当舗なるものの一軒もない。調査事項はない。

8. 銀行、貯蓄会、金融合作社、頼母子。

全てなし。

9. 春耕貸款

縣には委員会の分会が組織されてゐる。春耕貸款に関する貸付けの次第は次の通りである。分会は、並びに村長に命じて其の区域内希望者の地券面積を申告せしめる。土地を所有せず耕作に従事する者例へば小作人の如き者は、若し貸付を希望する場合、分会、村長及び其の地主と承合して、其の地主の土地を申告し、小作人は地主に対して之を担保とする。

康徳五年度貸出しの分は、未だ半額しか回収されない。（貸出額七万八百円）利子滞納者は二三人ある。

貸付け価格は、当地方の当該土地の地価を検討して内務局長に於て最低地価の四割を見当に、一畝に付二円、と決定してゐる。

申込者は多数あつたため、全部には応じ切れず、貸付可能金額を申込総面積に按分する様にし申込者全部に行渡る様にしてある。

貸出期間は五月より七月までの二ケ月である。

申込者は四、五十畝のもの最も多く、大きなものは五百畝位のもの五、六十名ある。入典地を以て申込む者は、出典者（原主）が承知し其の地券を担保とし、従って原主が保人とならざれば貸付けを得られない。

前述の如く地主の春耕借入を小作人に牛を担保として又貸する場合、分会にて承合の上、幾分奨励的にやらせてゐる事であって、利子は春耕貸款によるものと同率であるが、この貸借は、春耕貸款とは別途である。地主と小作人の牛を担保とする普通の貸借である。

本屯には春耕貸款にあづかる者は一人もないがこの牛を担保とする又貸は唯一人受ける者がある。農耕貸款と称してゐる。

10. 白借、其の他

白借とは馬は不浮借と称し、無利にて有無相通ずる便宜が屯内一般に行はれてゐる。之は時期にも階級にも拘らず、村民一般が貧困なる為年中行はれるものである。

農民が役畜の無償貸借は「有系住し」の家の間で行はれることは当屯のみならず一般の慣行である。これについては労働事情の項を参照されたい。

11. 役畜を担保とする貸借

本会制なるは農家の資産状態悪化し、又農業生産不振なるにつれて、役畜を以て担保と貸借を行ふ者が比較的多いと言はれる。本屯にも春耕資金の借入れにこの便あるは前述の通りである。其の内容は次の如し、

有様も前が被害の所有者で、之等に質し利用することは困難であり、又政府の意向で[illegible]
態のままとはいへ、所ニ等も通常農務のみを以て同じく地銀は合せ二分五厘乃至三分の月利である
[illegible]需要する関係上之等を担保として下ることは多いが三十円[illegible]二十円以
下すとの結果である。個々の村民の内には農具も評価する[illegible]
担保物件を示すに際しては、一旦質主に[illegible]
[illegible]

第二節　農村金融の形式、性質

信用及貸付について具体的事例を分析する事は、他の編者にまかせする。唯聴取事項を整理すると次の様である。

1. 借入先

本村の貸借は個人貸借が殆んど全部であり、之を借入先別に見れば前述の本村関係の不在地主と農家の間へ及び県庁内及び附近の農家より借入する者が最も多数である。之等の関係は先にも

述べたから此処では指摘するに止める。

2、借入方法

現今は個人貸借が主であり、又期限も一ケ年であるから、担保がある時の他は直接の話合で借入し、証書は作らない。保人がある場合は其の保人と同道して借入し別に証書を作ることはない。担保があれば必ず証書を作ることにされてゐる。それは典の場合の証書と同様であるから、土地関係の項を参照されたい。

3. 借入時期別金額、口数、

個別表集計について見られたい。唯民国十五年頃の負債多きことは奉直戦後の重税の影響によるもので、年間二月より五、六月頃までの負債多きは、食糧の不足を意味するものである。

4. 借入額、貸付額

個別表集計について見られたい。

短期負債が多く、金額も少ないものが多く、又現物貸借が多い関係上一回に償還せられることが多いために繰越されることは余り見られず負債の累積増加する様な現象は余り見られない。

5 担保、保証

農民の観念では担保も保証人も結局、貸主、借入間の信用を補ふものである。村人間に貸借関係に之の信用がなければ担保や保証人は何の役にも立たない。之等の有無によつて貸付けを多くしたり、利子を廉くしたりする事は甘いと考へられてゐる。

保人は貸主と知人関係にあるものが仲介的に保人となる場合が主で借人とは親族とか同族である場合が多い。保人の資力があるなしと言ふ様なことは明瞭には現れない。

保人の責任は具体的に負債の全てを負ふ様な場合は余り無く、普通は債務者が逃亡の際等を警戒するとか、債務者が何処までも返済をなす様債務者に対して責任を持つと云ふ程度である。場合によつては債務者に代つて利子を支払ふと云ふこともあるが、それは保人の契約上の責任ではなく、上述の道義的な責任の現れに過ぎない様である。実例は見られぬ。

6 利子

前述の様に無担保、有担保、保人の有無により利子の高下はない。

現銀の貸借の場合

普通月利三分、二分五厘であつて、利子の計算法は三ケ月では一ケ月の利子の三倍であつて複利計算はしない。

月末五日以降の日に返済すれば其の月の利子は一ケ月分となり末四日まで返せば其の月の利子は半ケ月分即ち一ケ月の利子の半分となる。利子は月利でも期限満了の際元金と共に纏めて納入するのが普通である。その為か月利のものより年利の方が多く年利は三割六分で月利と同率である。又三年又は四年間に元金の倍額を以て返済する三年又は四年本利止と言ふ貸借もある。穀物の場合にも之は行われる。年利も元金支払の際元利合計にして返すのが普通であるが都合によつて、期間中分拂も可能である。利率は五六十年来変化はない。

現物の場合

穀物は年利が多く五割以内である。この現物は収穫期に返すから年利と言つても十ヶ月の一年である。然も現物の際は年中何時借入しても年利を支払ひ収穫期が返済期とされてゐる。又種子を貸すとか、貧困なる農民が食糧を貸す際、凶作で農民全て食糧の不足する際の貸借に一斗を貸したならば二斗で返すと言ふのがある。之を一個兩と称してゐる。

農民は利率の高さを穀物の市価の高下によつて判断してゐる。穀物安ければ利率も案外低く見え、高ければ高く見える。現在ならば現銀三分、現物五分では高過ぎ、二分と三分位なら好良いと言つてゐる。

又現物の利子が現銀の場合のそれより高いのは以前からのことで農民にはどうしてであるか分らないやうである。銀三糧五、これが余程以前からの慣行である。

7. 返済法

1 「現物ニテモ可」「現銀ニテモ可」と言ふのは返済の便宜であつて、返済に都合のよいもので返済すれば良いと言ふ事である。現物でも良いと言ふ場合には、其の種類には制限なく、市価に換価し得るもので換価して返済額に充つるものであれば良いのである。現金でも良いと言ふ場合の明銭は意味である。

貨幣の変遷による換算は通貨の項で述べるが各例に於て何うしてゐるかは一般の慣習がなくて分らないが、農民でも県公署に立てる一定の規則に従ふ者もあり、又縣城其の他の借用する者

[illegible]は事を相談して決めてゐる事にことをして居る。
[illegible]利[illegible]はなかつたが広く行われてゐる事に[illegible]以
て扶助してゐる。

8 期　間

期限は一般に一年とする慣行である。期限が来れば元利を支払ふのであるが、[illegible]
又は利子のみを支払ひ、元金は契約更新をして一年[illegible]
時には何回でも更新してくれる。[illegible]
子には利子を付けないと言ふのが当農村に於ける一般の慣行である様である。

9 用　途

用途は、生活費に使用するのが最も多い。然もそれが殆んど食糧を買ふことである。又は
の凶作、旱年の凶作、何れも当地方の自然的事情の然らしむる所で負債はその為に起ることが最も
多く、農民は食糧不足の為借りては返し、返しては借りて居る。農耕費の増すは飼料の肥料等
借りたり、農具修繕費を負債にしたりしてゐる外は直接的なものはない。
他の負債の原因は葬儀費とか土地入興とか臨時的、又は偶然に属するものである。

10. 取立方法、強制方法

収穫物の中から取立てると言ふのは小作人と地主との貸借では例となつてゐるが、一般には現
物貸でもそうはしない。強制的な取立は一般には行わない様である。又こう言ふ事は聞き出し悪

い事である。
活能力なき者は全財産を投出し債权者の自由にまかせるもので「候敬」と称するものがある。
現今は負債の為の逃亡は見られなくなつたが、以前奉直戦後にはこれが多かつた。逃亡の殆んど負債の為であつたと言ふ。例を聞くも語り得ぬ称である。

11. 貸借に関する紛争

実例聞かず。

第三節　投資

1. 商工業資本の土地投資

豊寧縣城商務会長の談によれば、現在に於ける土地投資と商工業投資及び金融方面を比較すれば次の如くである。

千円を単位として、

土地　一年間の利廻千分の百、安全性は第二位、

商工　一年間利廻、普通千分の百四十、雑貨商千分の二百、安全性は最も悪い。

金融　一年間利廻、千分の二百、最も安全である。

現在では土地投資の方が商工業をやるよりは見込みがあると言つてゐる。

この実例は民国十一年頃より民国十五年頃に至る政治的不安の為治安が乱れ匪害が多かった爲、比すべき農民の小資産を得って縣城に逃れる者が多かった、然しそれも之れ程の者は少い。この資本を以て小経営を開業したり、鉄工場をやったりする者があって、現在も之等が残っている。之の事例については、通貨の項を参照されたい。

第四節　通　貨

本省は中国と境を接する故、満洲国前はもとより現在も尚ほ支那地方との貿易盛んなるは事実、頗る乱雑に混乱して居たのであって、之を歴史的探求することは当地方の経済的発展を展望する上に重要な観点であらう。

従って縣城及び大留等都市商人よりの聴取事項を記する。

光緒末より民国初期頃までは当地方には吊、文を以て示される私帖が流通し、現大洋、馬蹄銀等が使用され、又民国に入っては、中央銀行、交通銀行の紙幣も入って来た。小額の取引には制銭、銅字号が使用された。私帖を行する者は、信用ある商戸であるが、主に山西商人であって、之も多倫喇嘛廟にある、蔚字号、大字号、長字号、錦字号の四票荘のものが為替取組にまでも発展して同人私帖を支配する状態であった。之等の票荘の支店は縣城にもあったのである。之等の四票荘に出

字商人の経営するものである。

交通銀行券は民国二年頃から当地に市場に流通する紙幣として入って来たのであるが、兌換が容易でなく又私帖が盛んに流通して信用を得てゐたため流通を阻まれ一時其の価値が下落した。之を防ぐ為に縣の官吏や当地の商民のある者が相寄って縣に交易銀行なるものを建て銀行券を発行し、之を現大洋を以て準備しこの交易銀行券を交通銀行の紙幣と同額で兌換する様にした。更に交易銀行は商人発行の私帖を自己に於て出来るだけ回収し残額は交易銀行券の貸出しによってこれを回収せしめた。これは民国六年の事である。かくて民国十年には当地方の私帖も又これに代った交易銀行券も回収し終った。

民国五年五月に中国、交通の両行が袁世凱の死によって其の内容を暴露し、モラトリアムとなり、金融の経済的混乱が当地にも波及しこれに対処する為以上の様な施設によって商民を救ったものであらうと思考される。

斯くて民国十年貨幣統一の布告の出るに及んでは吊、文は排されて円、角、分を以って単位とし、[illegible]大洋、銅子児が主として流通し小額銀貨も流通してゐた。之の貨幣の欠乏に際して民国七年頃から[illegible]銀行紙幣が流通し初め其の額面は拾円、五円、一円、五角、二角、一角であつたが、[illegible]兌換が可能であつたため価値が保たれたが十四年正月兌換停止と有り民国十[illegible]は[illegible]券一元、銭票が発行されたのであるから国幣以前の通貨は興銀権兌券、大洋[illegible]銀行紙幣、[illegible]票、[illegible]であつた。現在は国幣が最も多いが交通銀行紙幣も流通して[illegible]

[illegible]制に多く使用された。

農民から送將営子について聴取せし事項、

[illegible]貨幣は光緒及び民国五年頃までは文銭、私帖、馬蹄銀等で取引[illegible]

[illegible]民国元年頃から民国十一二年頃までは文銭、現大洋、銅元[illegible]一元[illegible]

[illegible]、民国十二三年頃から熱河票即ち興銀紙幣が流通し現大洋も他の貨幣も[illegible]

[illegible]が使用されたのは光緒二十年頃以来で次第に多くなつて来た様である。熱河票下落し消[illegible]

[illegible]からは同幣となるまで、交通銀行の紙幣が流通してゐた。

次に貨幣価格の変動について述べる。

以上の様な貨幣の混乱にあつても其の価値は経済界一般に於ても亦農民の観念を尋ねても恐くは

即ち銀価に基礎を有するものである。

私帖濫発の結果、文、紙幣、即ち私帖の下落は次の様である。縣城元盛祥商店、古白帳よりの抜萃

宣統三年	私銀一元に付	七〇〇〇文
民国元年	仝	八二〇〇〃
〃二年	仝	八三〇〇文
〃三年	仝	八五五〇〃

民国四年	仝	九〇〇〇文
〃〃五年	仝	九六〇〇文
〃〃六年	現大洋一元に付	七六〇〇〃
〃〃七年	仝	八五〇〇〃
〃〃八年	仝	九七〇〇〃
〃〃九年	仝	九八〇〇〃
〃〃十年	仝	九六〇〇〃
〃〃十一年	仝	九三〇〇〃
〃〃十二年	仝	九五〇〇〃
〃〃十三年	仝	二四〇〇 銅字児
〃十四年	仝	二五〇〇〃〃〃

大[illegible]省[illegible]一ツ公定換算数は次の如くである。

民国二十一年以前ハ一元ヲ現在市銭[illegible]五十銭とす。

二十二年[illegible]結算期間[illegible]一元は二十[illegible]とす。

[illegible]

民国一、二、三年の一吊は二十[illegible]とす。

現在以下吊を以て一円とす。

[illegible]一（民国十年）以後は現大洋・銅子児が主たる通貨となり、ただこの時の銅子児は[illegible]
ていた。
民国二十年には[illegible]枚の銅子児を以て現大洋一円とされたのであるが、

民国十年	二〇〇枚
民国十三年	二四〇枚
民国十六年	四〇〇枚
事変後	五〇〇枚
民国廿八年	五二〇枚
民国廿九年	五〇〇枚

これ等の相場は事変前までは銀行にて決定され、事変後は県公署と商務会とで決定して居
ていた。

冀東銀行紙幣は民国十四年正月までは其の価値を保ち得たのであるが、其以後民国十五年末迄には[illegible]銀行を見るまでにこの匯兌券へ現大洋の一円として通用した。」一円に対して旧紙幣六角只に
まで下落した。又匯兌券は民国二十二年には其の一円が現大洋の八十銭にまで下った。

民衆は民国十年以前私帖の為貨幣の豊富であった時は其の価値の下落は[illegible]多くの流通手段を得た農事が其の当時の豊作と相待って当地の経済を活発に動かして居た。取引[illegible]
[illegible]までも商人は農村に喰い入ることが出来たのはこの私帖のためであった。これが中国に於け

[illegible]幣制及び財政の紊乱の影響、政治的混乱、と共に商人をして余儀なく、紙幣の整理を行はしめたため急激に貨幣が欠乏して商戸は甚だしく困難した。農民は然しその困難は比較的感じない様である。[illegible]しても分らない。」唯農民には私帖の下落によつて物価騰貴の現象あり損をしたと称してゐる。この貨幣の欠乏に際して入つたのは興銀紙幣であるがこれが二三年にして下落し又二年にして価値を失つた事はそれ〴〵商民に対し特に甚しい経済的な困難を与へ皇寧の商戸をして現在の如き状態にあらしめるに至つたものである。興銀紙幣の下落は農民にも相当影響あつたがその為甚しい損害を受けたと言ふ実例等を聴取し得なかつた。

国幣の流通は甚だ円滑で、商民も農民も何の疑ひもなく喜んでゐる位である。唯物価及び取引の[illegible]ふ小額通貨を要求してゐる為銅字児が今尚盛んに流通してゐる。

次に[illegible]銀行紙幣の流通は商人間の取引に使用されてゐる程度で一般取引には多く用ひられない。中国[illegible]民間には自然使用されるのだと称してゐる。

[illegible]農民間には現大洋の死蔵は相当ある様である。興銀紙幣の下落の際等もこれが行われた[illegible]銀価に対しても一時高くなつた事があつた。昨年（康徳二年）までは現大洋が農民の困苦の[illegible]当市場で[illegible]、一日百円につき一円位な寄与が出てゐると。現在は殆んど見な[illegible]高[illegible]百識[illegible]例へば民国十年の証書に百銭と云へば民国[illegible]へ[illegible]で[illegible]、[illegible]証書に見えるは其の証書が書かれた以前の時代の[illegible]年代が示されなければ具体的には明瞭でない訳である。

第十章　租税公課

1. 田賦、錢糧

(1) 田賦

從前は賦に於て本税の他に附加税として糧洋、經征費が附課されたが、新査定田賦は百分の三十六、百に田賦の百分の八、從つてこの田税として毎畝二、三七六の課徴となる。

(2) 錢糧

土地面積十畝に付き[illegible]學捐、田賦捐に自八〃十元が附加徴收されある。

以上田賦、畝捐に共通したことゝとして農民に最大関心事となるものは單なる賦率の高下ではなくて土地の等則調査が如何によつて居なるかである。蓋し本縣の如く山岳に富み地形の凹凸は耕地をして[illegible]大小の差異を生じ又例へ平地にしても土地なりと断定し得ない場合もある。斯くして土地等則は分け農民經濟に重大なる影響あるものと言われ得るのであつて本縣の田賦等則は運用されその等々に從つて凡そ實質と反遠く隔け離れたものゝ如く思われる。（清丈らしいものが行われて居らない ―土地関係の項参照）。

但し畝捐附賦については縣公署の可成り計画的な測量が実施せられ田賦に見るが如き欠点は餘程緩和されたものと思はれる。

本県にも沿革的な差違があつたことは藁城縣の場合と全称である。

2 葉烟特税

徴税機関が縣公署一本であると云ふの外藁城縣の場合と同一である。

3. 公莊糧石税及糧石捐.

糧石は僅かに縣城内市場に搬出されるが、之等の諸税が徴収されるや否やにつき農民自身には全然認識がない。

大体本県の如く河北の他には販売し得る作物を欠き其の他は漸く飯米としての自家需要を充し[illegible]てはまり糧石を市場に販出する農戸の数も糧石数も僅少なるを以て所謂糧石販売の[illegible][illegible]は県下市場に於ける現物との交換に充てられる程度のものにあつては之等税捐は実際上問題[illegible]までは無いかと思はれる。然し戸別累に於ては一応税捐を負担してるものとして算出したのである。

4 車牌捐

[illegible]しない。白壹と称するものが一般に使用されて居る。白壹は大車で[illegible][illegible]一揃として一[illegible]として金壹円を賦課して居る。即ち一戸で[illegible][illegible]一[illegible]如くにし各車台を所有する者に納税上の共同責任を負[illegible]

い。開港する保安の警察をこれ学者的用一般々である。

5 結婚時　葬式時（同祭も）

この時は平常と変わらない。官衆治費で之すと置かれは地台の土工費者級に対しては何等の寄付許貸が対象ではないと思ふ。但し縁故ある顧問等に於ける意味での自由な寄付意志に対しては課税されなかつた。

6 村費（保甲費）

一、村費の関係については別表（c）を参照のこと

調査当時の実情は年に一回乃至二回の徴収を見る日本の村費の額は一定ではなく不定期なる一年の内に地方自治費に使はれるものを全部入れた村制実施後三ケ月間の村費は無くして来たれ、それ以前の保甲費は無税であつたり又は大年が課徴されなかつた。如く然る後村役員保甲役員が斯く言ふのを聞かば、実際には保甲費の調理に当りいかなる施策が行はれたか詳細に亙り勘案課徴張りであつた。収納方法或いは納付の時期など全然不定で現物と現金を随時徴収する為め農民の記憶は全く混乱状態にあり調査に当り極めて困難を伴つたが村費（保甲費）については特に補完調査の際に力を傾けたところであつた、たゞ、本村農家も多く調査員の努力にも拘らず僅かに集計票に記載された如き中途半端な結果を以て満足せざるを得なかつた、然しこの間にこの事の真相が如実に反映されて居るものと推定するのである。

或る農民は地方支出の調査を受ける際調査員に次の如く語つて居る「吾々は村費（保甲費）を幾許納

入しなかを記憶するか余裕を持たない、寧ろ将来幾許の金物を徴収されるかが夢寝にも忘れ難い心配事である。」

「嗚呼何と言葉であろ、嘗て民国時代毎畝三円乃至五円と言ふ欲入的課徴を要求されし悪夢は未だに記憶深く刻み込まれて離れ難いほどなつて居るのである。

第十一章　農家の経済

雲南省は一般に土地が瘠せて居て、農耕地少なく之に比して住民は多く、農家は貧困である。交通は[illegible]為に[illegible]の流通が円滑ならざる状、新米期雨期には完全には用をなさない。[illegible]現金の需要に存在する。過小なる経営と、貧困なる農民の経済は常に販売する物資の乏しいと同時に、さゝやかな生活資料を購入する手段も多くは持ち得ない。大畑[illegible]経営の[illegible]取入れられ、比較的多額の金銭収入を与へ、又之を取り得る、[illegible]は[illegible]を為すことによつて其の分前を与へられる。之等の収入は、彼等に[illegible]一般に食糧の不足の補充、衣類布の購入、彼等に負される[illegible]不足であるすれば充分である筈がない。

[illegible]其の方法と手段を尋ねて[illegible]

其れをもつては徒労である。

農家の副次的収入をなす、農業の諸部面に於ても然りである。交通に於て僻地へ行つて市場の不便な地に於ては、土地の狭小、山地の荒廃等は之に拍車をかけるものである。

一般的に言へば農家は主として狭小農耕地の利用と同時に副次的利用として園芸的作物を作り家畜を飼養し、又生産物の余剰と若干の余剰収穫之等を処理する為の種々様々な仕事を営む。日常生活の経済の資とするものである。豊寧県では農家一般が大根を栽培すると同時に其の菜園に於ては白菜を作り得る自然的状況におかれてゐる。然しそれを市場に売却する為になす農家は其の範囲内にあり、大固は県内第一と言はれる都市的聚落であるが、之を去ること三粁一一離れて白塔部落では白菜について大固の市場範囲にはなく、白菜は売却の為には作られてゐない。大固市場の消費は大固在住の農家の生産によつて充されて了ふ。かゝる状態は何れの地帯でも同様であつて大畑畑の二畝位は極めて小範囲にしか副次的収入を與へる方法としては実現されない。又農家は殆んど豚と牛驢を一二頭づゝ飼養してゐる。豚牛驢何れも農耕又土糞の給源として、又牛驢は使用又は運搬用として飼養され飼養目的はこの範囲を決して出でゝ居ない。

(註) 豚は放し飼ひにするを一般とする。然し糞拾ひをするからやはり土糞の給源と言ひ得る。

経営の過小は之等の使用に対して制限を與へる。飼料は之等二三頭の家畜に対してすら不充分にしか獲られず、購入する様な事は絶えてしない。彼等は修熟し家約し来つた農耕技術を辛じく遂行する為に之等の家畜を最小の程度に保持する様に見える。牛驢の如きは夏期近在の山に放牧

すに便を有するが、山地の荒廃は主として飼料を与へてゐる状況であり、この無法な放牧は更に其の荒廃を促進せしめる。而も得られた生産物は豚の如く一年にして成畜となるものでも販売して金に換へられるものは殆んど偶然である。牛驢に至っては殆んどが役畜として斃死するまで其の家に使用されるのが普通であって資金に困し又は其の他の偶発的原因から売却されるに過ぎない。（第十表参照） 農耕と並行して行はれる農戸の他の仕事にしては、農具家屋の修理を為す（第二、施す修理、薬種販売と共に為す医業、街道の宿屋業、雑貨の小売商、飲酒を供する村芝居の興行等があるが、かかる特有技術乃至能力が農村社会の要求に応じて現れた偶発的個別的な仕事の種類であって農耕とは直接有機的な関聯を持つものではないが、生産物の加工に類する高粱稈細工、山の薪木を以て製する籠類其の他の細工の如く、生産物の余剰と労力の過剰とは其の農家にあっては一般的な[illegible]し得る性質のものでもなく、次の如き現実が之を証して居る。

[illegible]に於ては悲しむべき事実であるが、先づ農耕生産物の余剰は殆んどない、高粱は当地に於ては自家消費[illegible]比較的不[illegible]此料として[illegible]其の多くは既に[illegible]（第十八表附表参照） 粟及び主食物たる粟は最も多く作られるのであるが之は全て消費される飼料であるから。又豊年、黒豆の作付は比較的多いが之は食料と飼料の補充をなす。[illegible]生産は専売制度の重圧で農民の自由に処分し得る生産余剰を残さない。

畜産業は[illegible]一般の生産物たる山羊は農家の経済の当然のものとして[illegible]ものであり、又之に用ゐる柳条細工類似の諸品を作製し得るし、又之を持って[illegible]

[illegible]農民は其の家族の[illegible]ず時代の少なる為か、彼等は農閑の全てを之で費すのである。故に其の供給は山間で一時的に過ぎないあるが上のは勝ではし、製品は必ず遠方に搬出せられて、概分では一人一日の生産量一二十程度のものとなるが、之を製作する時は一家一戸、一日の一人の労働に対する報酬は千銭に過ぎないので、かえって比較的多くの農閑を有する農家と家族の労力を有しない農家との間に於ける売買が行はれ、此の間に近隣の農村社会の中で余剰労力の消化がなされると云へ、之を遠く都市に整備すると共に販路を開くことは其の村の負ふ所でなく、即ち市場の発達がされることを許さず、持ち出す者は一人もない。又之を加工として販売する事はつゞかず、農家は各自菓子、飴、焼木、の如き日常生活に使用する物は、商取引（少々は商業も主として飼料として作ってゐる。）で製する鍋の茶、籾、野菜類の種子等と共に自製する技術を持って居り、実際自製して居る。之は全て手工であるが、何等の特別な設置も要しない。然し其の余剰があり、過剰するものはあっても、[illegible]如く、柴の豊富な所では何れの農家でも自製するために商品とはなり得ず、熱河近在の如く盆地にして出されも悪く柴の少ない処では、農民の集る機会の多い都市的聚落に技術に秀でた手工が要るで、質の良い柴を購入、路傍に坐して手工して居る様が見られ、之等の手工者によって立派な手工品を供えられるのであるから、個々の農民の粗悪な製品は、遠方より持ち運ぶ必要がない。かくして調査地に於てはないが農民は都市の手工者に手工に適する良材を供給する者としかなり得ない。今はこの良材も隆化縣に接する山地深く入らなければ得られず、其の地方の農民はこ

を絞り出して、牛車にて縣城に搬出してゐる。

以上は調査地に於ける事実を基礎とはしたがこの出多き地帯の一般的様相でもある。この説明を敷衍すれば、縣城、大関等の中心的都市的聚落の近在に於ける農村の事状については特に記すまでもない、思い致るであらう。然し調査中見聞した事例二三について実録しやう。

調査地に於て唯一戸の農家、紫にて染料の落媒を製す。

紫を焼き灰にす、灰を土間に入れ水にて濾過し、其水を飯鍋にて煮て濃化し、晶出するものを一斤ずつの四角の塊とす。之が製品である。紫五百束にて百斤を製造し得る。百斤の価は縣城の染物屋に運んで五円である。紫は一束一銭であるからこの製品にしても同値である。唯五百束を製品化し得ば彼等は、かゝる方法を以て五円の金を得ることを利としてゐるのであらう。

大営子一村に於ける五日営部落にて二戸の農家、高粱稈を裂きて製する席子（敷物其他の畳子となす）を製す。高粱稈を裂き押しつぶして手にて編むのみ、一日一人にて三巻を製す。附近に需要者が居る故之に売り若し無ければ大関まで持ち出す。農閑の利用なり。

縣城の大通りには露店が出して、紫、高粱稈、等にて手工する職人多数あり、工具は小刀、鋏、斧位のものにて、作るは籠類、車簾子、繩、天秤にて擔ぐ二個一対のものの、買入及び豊？籠類、對荷其の他の持ち運びに用ゐるものである。之は一日路傍に座する間に一対は製し得る。其値は六十銭、彼等の手工品中最も高価なものである。車簾子は牛車の横にす

[illegible]豚であるそうである。[illegible]
[illegible]一面に十数の豆粒の[illegible]ものである。高粱稈にて[illegible]
[illegible]円形に截ち網の蓋となす。[illegible]
[illegible]酒に浸す[illegible]一日の収入普通[illegible]
除いて普通多くて一円五十銭止まりである。
[illegible]面で大料内外の所に紅色なる[illegible]あり。紅水紅、紅[illegible]
[illegible]北支にまで販売すと言ふ。此村には十戸余りの製造所があり、附近の農家[illegible]
[illegible]と言ふ。詳細は蘇城分室を煩はす（[illegible]聴取）
[illegible]事情の現状より商人は副業に関する諸事実は以上の如きものである。
[illegible]北支と境を接する関係上、民国十四年以前（以前）奉直戦後の兵乱で侵され、[illegible]
[illegible]以前は、北支は穀物、家畜の良い饒源であり、又縣内の農民が販売する[illegible]
[illegible]である。村長の説を聞いても、北支より家畜の買集人が来て一歩より進、六頭[illegible]
[illegible]調べした。地方は当時は非常に良く維持されて穀物生産の多いと同時に家畜も養い得たの[illegible]
[illegible]く縣城の糧桟に聞くに、当時は現在の十倍の取引があつて壱万石内外の穀物が此の市場に[illegible]
[illegible]之等の穀物貯蔵の為高粱稈の褶子が必要で其の需要に応ずる為附近の農家は皆これを[illegible]
[illegible]一軒の糧桟でなくとも百円の購入はなしたのであるが、現今は縣城にも糧桟と称するものは
[illegible]く穀物売買を副次的になす商戸で僅かにこれを用いるのみである。

農家の経済のみならず、縣内全ての経済の萎縮し、農家の副次的収入源を枯渇せしめ、其の方法も手段も便に去って了ったのである

A